

令和元年度厚生労働行政推進調査事業費補助金
(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))
「高齢期を中心とした生活・就労の実態調査(H30-政策-指定-008)」

国民年金の加入期間延長の検討および保険料免除にかかる考察

研究分担者 田中宗明 (みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部 シニアコンサルタント)

研究分担者 大室陽 (みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部 コンサルタント)

1. はじめに

(1) 背景と目的

基礎年金のマクロ経済スライドによる調整期間が長期化する中で、国民年金の加入期間延長は基礎年金水準の確保の有力な手段となっている。2019年財政検証のオプション試算のオプション B-①(基礎年金の保険料拠出期間を延長した場合)においても、基礎年金の拠出期間を40年から45年に延長した場合、基礎年金が増額することが示されている¹。また、本年5月に成立した「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」の衆議院における附帯決議²、参議院における附帯決議³においても、国民年金の加入期間延長が求められている。このように国民年金の加入期間延長の要請は大きい。

また、高齢者雇用の進展は高齢者の稼働所得を増やし、延長された期間の保険料拠出を可能にする点で、国民年金の加入期間延長と相まって年金保障を強化するのにつながる。2004年と2012年の高年齢者雇用安定法改正⁴により、企業には65歳までの雇用確保義務が課せられ、また、本年の同法改正⁵により、65歳から70歳ま

¹ 第9回社会保障審議会年金部会(2019年8月27日開催)資料1, P.11、資料3-1, P.14-15等。

² 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(抄)(2020年5月8日衆議院厚生労働委員会採択)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

(略)

四 将来の所得代替率の低下が見込まれる基礎年金の給付水準の引上げ等を図るため、国民年金の加入期間を延長し、老齢基礎年金額の算定の基礎となる年数の上限を四十五年とすることについて、基礎年金国庫負担の増加分の財源確保策も含め、速やかに検討を進めること。

(略)

³ 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(抄)(2020年5月28日参議院厚生労働委員会採択)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

(略)

六、基礎年金制度の創設時において、基礎年金が国民の老後生活の基礎的部分を保障とするものとして設定された経緯も踏まえ、将来の所得代替率の低下が見込まれる基礎年金の給付水準の引上げ等を図るため、国民年金の加入期間を延長し、老齢基礎年金額の算定の基礎となる年数の上限を四十五年とすることについて、基礎年金国庫負担の増加分の財源確保策も含め、速やかに検討を進めること。(後略)

⁴ 2004年の高年齢者雇用安定法改正(2006年4月施行)により企業は65歳までの雇用確保義務、具体的には(1)定年制の廃止、(2)定年の引上げ、(3)継続雇用制度の導入のいずれかの措置を講じるよう義務づけられた。更に2012年の同法改正(2013年4月施行)では、継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みが廃止されることとなった。

⁵ 65歳から70歳までの高年齢者就業確保措置(定年引上げ、継続雇用制度の導入、定年廃止、労使で同意した上での雇用以外の措置(継続的に業務委託契約する制度、社会貢献活動に継続的に従事できる制度)の導入のいずれか)を講ずることを企業の努力義務にするなど、70歳までの就業を支援することとなった。

での高齢者就業確保措置を講ずることが企業の努力義務となった。希望者は 65 歳まで働ける環境が整うこととなるとともに、70 歳までの就業の道も開かれつつある。加えて、2018 年の働き方改革関連法により、2020 年 4 月(中小企業におけるパートタイム・有期雇用労働法の適用は 2021 年 4 月)より同一企業・団体におけるいわゆる正規雇用労働者(無期雇用フルタイム労働者)と非正規雇用労働者(有期雇用労働者、パートタイム労働者、派遣労働者)の間の不合理な待遇差の解消が目指されることとなった。これにより、定年後に継続雇用で働く高齢者の賃金水準の低下が抑えられる可能性がある。このように、高齢者雇用環境の整備は着実に進んでおり、現役世代との待遇の均等化も方向づけられている。

他方で、国民年金の加入期間を延長した場合に新たに加入者となる者の中に保険料の拠出能力に乏しい者が多ければ、保険料拠出を通じた年金水準の向上を必ずしも達成できない恐れがある。国民年金被保険者の中でも、保険料の拠出能力は、原則所得にかかわらず定額の保険料納付を行う国民年金第1号被保険者において特に問題となる。

また、延長した加入期間に保険料を拠出すればその分年金保障が厚くなる。平均余命が伸長し、現役時代に形成した資産を取り崩す期間が長くなる中で、この方向性は望ましいものと考えられる。しかし、資産が乏しい者にとっては、高齢期の生活における年金の役割は大きく、年金保障を厚くすることが特に重要であるが、延長された期間の保険料拠出ができなければ十分な給付を受けることは難しい。他方で、資産が多い者は所得基準では国民年金の保険料免除基準に該当しても、本人が希望すれば延長された期間の保険料拠出を行い、年金保障を厚くすることもできると考えられる。加えて、借家に住み家賃を払っていく必要がある者にとっては、同じ年金額を受給していても、持ち家のある者と経済状況は異なると考えられる。このように資産の多寡や持ち家の有無によって、経済状況が異なることにも留意する必要がある。

年金保障を厚くする観点から、国民年金の加入期間を延長した場合に国民年金第1号被保険者となる者について、2019 年財政検証のオプション試算のオプション B-①の制度改革が行われた場合に新たに基礎年金の保険料拠出期間となる 60 歳代前半に着目し、前後の年齢層との比較を行いながら、国民年金保険料の免除該当者数の推計および免除該当者の属性の分析を行う。

(2) 国民年金免除制度の概要

① 制度趣旨

国民年金制度においては、制度発足以来、保険料の負担能力の有無にかかわらず、日本に居住する 20 歳から 60 歳までの者に加入義務を課す仕組みとなっている。そして、保険料の負担能力がない者については、国民年金制度から除外することなく、保険料の納付義務を負わせない保険料免除制度を設けている。小山(1959,P.135)は、その趣旨を①負担能力のない者ほどまず年金制度による保障が必要とされること、②また年金制度は長期にわたる保険であるので、ある時期において負担能力がなくとも、後に負担能力が生ずることもあることと説明している。また、平成 16 年改正により、被保険者の負担能力に応じた設定を行い、被保険者が納付しやすい環境整備を図る必要があるという観点から、保険料の多段階免除制度が導入された(社会保険研究所(2004),P.100)。

② 制度内容

免除制度には大別すると法定免除(国年法第 89 条)と申請免除(国年法第 90 条及び第 90 条の2)があり、要件や保険料免除額について違いがある。法定免除においては法定の要件に該当すれば自動的に(申請する必要なく)保険料納付義務が発生しない(小山(1959, PP.135-137))のに対して、申請免除においては被保険者または被保険者であった者の申請があったときに厚生労働大臣はその指定する期間にかかる保険料を免除することができる(堀(2017,P.563))。法定免除の場合は保険料の全額が免除されるが、申請免除の場合は保険料の全部を免除する全額免除(国年法第 90 条)と保険料の一部を免除する一部免除(国年法第 90 条の2)がある。一部免除には、免除される額に応じて4分の3免除、半額免除、4分の1免除がある。

免除を受けた保険料については、老齢基礎年金の受給権者である場合を除き、10 年まで遡って追納することが出来るが、免除を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に追納する場合には、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乘せされる。保険料の免除を受けた期間については、老齢基礎年金の受給に当たって国庫負担相当の部分が支給されるほか、受給資格期間にも算入される。また、障害基礎年金や遺族基礎年金の受給に当たっては保険料納付要件⁶があるが、免除を受けた期間は保険料納付をしていた期間と同様の扱いとなる。

③ 免除の要件

法定免除の対象となるのは、被保険者本人が障害年金の受給権者、生活保護法による生活扶助受給者等に該当する場合である。

申請免除の対象となるのは、申請免除を行う被保険者本人、世帯主及び配偶者のそれぞれが、免除を受ける保険料の属する月の前年の所得(1月から6月分の保険料については、前々年の所得。以下本節において同じ。)が、免除の種類に応じた一定の所得基準額以下であるか等の要件に該当する場合である。なお、学生であった期間の保険料については、学生納付特例制度が優先的に適用されるため、申請免除の対象とはならない。

申請全額免除(申請免除で保険料の全額免除を受けることをいう。以下同じ。)を受ける者に該当する者の要件は、下記 5 つのいずれかに該当することである。

- A) 前年の所得が、扶養親族等の有無及び数に応じて、一定の所得以下である場合、
- B) 生活保護法による生活扶助以外の扶助等を受けている場合、
- C) 地方税法に定める障害者であって、免除を受ける保険料の属する月の前年の所得が一定の所得以下である場合、
- D) 地方税法に定める寡婦であって、免除を受ける保険料の属する月の前年の所得が一定の所得以下である場合、
- E) 保険料を納付することが著しく困難である場合として天災等の事由がある場合。

また、申請一部免除(申請免除で保険料の一部免除を受けることをいう。以下同じ。)に該当する者の要件は、下記 3 つのいずれかに該当することである。

- a) 免除を受ける保険料の属する月の前年の所得が、扶養親族等の有無及び数に応じて、一定の所得以下である場合、

⁶ 例えば、障害基礎年金の場合、国民年金の保険料納付済期間と保険料免除期間が、初診日の属する月の前々月までの保険料を納付しなければならない期間の3分の2以上あること。令和8年3月31日までの間の経過措置として、初診日の属する月の前々月までの1年間に保険料の滞納がない場合は上記要件に限らず支給される。

- b) 全額免除の B)から D)に該当する場合、
- c) 保険料を納付することが著しく困難である場合として天災等の事由がある場合。

なお、申請免除要件の C)と D)については、令和2年5月に成立した「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」により、寡婦その他の地方税の規定による市町村民税が課されない者であって、前年の所得が一定の所得以下の者についても、免除を受けられるようになる。

申請免除の所得基準額については、A)が(扶養親族等の数+1)×35万円+22万円、a)について、4分の3免除の場合は78万円+扶養親族等控除額、半額免除の場合は118万円+扶養親族等控除額、4分の1免除の場合は158万円+扶養親族等控除額、C)及びD)が125万円となっている(国民年金法施行令第6条の7から第6条の9の2)。また、所得基準額と比べることになる前年の所得は、地方税法上の非課税所得以外の所得となっている(国民年金法施行令第6条の10)。申請全額免除と申請一部免除((b)を除く。以下同じ。)で所得の範囲は異なっており、対象となる所得が列挙されている(国民年金法施行令第6条の11及び第6条の12第1項)。また、申請一部免除では、前年の所得から社会保険料控除額等を控除することとなっている(国民年金法施行令第6条の12第2項)。

(3) 集計・分析の方針と使用データ

分析にあたっては、国民生活基礎調査(平成28年)の調査票情報を独自に集計した。仮に国民年金の加入期間を延長した場合に国民年金保険料免除制度の対象となる者(以下、潜在的免除該当者)の数がどの程度存在するか推計を行った。さらに、潜在的免除該当者について年齢階級別に働き方や所得状況を確認するとともに、60歳代前半の潜在的免除該当者について世帯類型にかかると集計を行った。⁷

以降の集計において、20～59歳は国民年金加入状況で国民年金を選択した者を国民年金第1号被保険者として集計した。一方で60歳以上の者は国民年金加入状況の情報で判別できないため、医療保険加入状況を利用して、潜在的国民年金第1号被保険者として集計した。すなわち、20歳～59歳の者は世帯票のⅡ世帯員の状況の質問11「公的年金の加入状況」が「1(国民年金第1号被保険者)」の者を国民年金第1号被保険者、60歳以上は同じく質問6「医療保険の加入状況」が「1(国民健康保険・市町村)」又は「2(国民健康保険・組合)」の者を国民年金第1号被保険者とした。同様に潜在的国民年金第2号被保険者および潜在的国民年金第3号被保険者についても、20歳～59歳の者は世帯票のⅡ世帯員の状況の質問11「公的年金の加入状況」が「2(国民年金第2号被保険者)」の者を国民年金第2号被保険者、「3(国民年金第3号被保険者)」の者を国民年金第3号被保険者とし、60歳以上は同じく質問6「医療保険の加入状況」が「3(被用者保険・加入者本人)」の者を国民年金第2号被保険者、「4(被用者保険・家族(被扶養者))」の者を国民年金第3号被保険者とした。

免除の判定に使用した個人の総所得(控除後)額について、前年の所得は地方税法上の非課税所得以外の所得を用いることになっているため、国民生活基礎調査所得票における以下の項目を個人ごとに使用して近似的に算出した。すなわち、雇用者所得(控除後)、公的年金恩給(控除後)、事業所得、財産所得、農耕畜産所得、企業年金個人年金等、家内労働所得である。ここで、雇用者所得と公的年金恩給は確定申告における算定手順にしたがって控除額を計算し、控除後の金額としている。ただし60歳以下の者については公的年金恩給として

⁷ 平成28年度の国民年金保険料額は、平成16年度価格水準で16,660円と規定されている。名目賃金の変動に応じて毎年度改定され(国民年金法第87条第3項)、平成28年度の保険料額は16,260円である。

計上されているのは遺族年金または障害年金であると考えられ、これらは非課税であるために免除の判定に使用する総所得として加算していない。詳細な控除後算出手順は図表 2 に示した。なお学生は集計対象外とし、「算出_個人_総所得(控除後)」は算出していない。

なお、活用したデータの制約条件として国民生活基礎調査における拡大乗数は世帯単位で設定されているため、これを用いて集計した結果は年齢別の被保険者実数と一致しない。平成27年度厚生年金保険・国民年金事業の概況において公表されている国民年金第1号被保険者の年齢構成と本研究における集計結果を比較すると、本研究における集計結果は20歳以上39歳以下の若年層における被保険者数が実数より少なく、50歳代後半における被保険者数が実数より多い傾向があった。

第2節においては、議論の出発点として、(潜在的)国民年金第1号被保険者の割合を示すとともに、(潜在的)国民年金第1号被保険者に占める(潜在的)国民年金免除該当者の年齢別の割合の違いを示した。

第3節においては、(潜在的)国民年金第1号被保険者に占める(潜在的)国民年金免除該当者の年齢別の割合の違いにどのような要素が影響を与えているかを示した。免除判定に用いられる所得は年齢別の変化が大きいと考えられるが、その所得は就業形態によって変わるものと考えられる。また、健康状態はその就業形態に影響を与えるものと考えられる。こうしたことから、年齢別の①有職率及び就業形態、②稼働所得、③健康状態について集計を行なった。

第4節においては、免除に該当するかの判定に大きく影響する世帯構造の違いに焦点を当てて分析を行った。50歳代後半以降、配偶者や子供の有無は年齢による差が少ないと考えられる。また、子供が独立することを除けば、世帯類型も変化が少ないと考えられる。そこで、60歳代前半の者に焦点を当て、①配偶者の有無、②子の有無、③世帯類型について集計を行った。

第5節においては、主に資産に着目し、分析を行った。所得ベースで判定した潜在的免除該当者の中でも、資産を有し、事実上負担能力を有する場合がある。年金保障の必要性がより強い者の分布を特定するため、潜在的免除該当者のうち資産の状況について集計した。また、資産に乏しい者のうち、持ち家が無い者は更に生活が苦しいと考えられる。抛出能力がなく、かつ、経済的理由等から老後への備えが乏しい者は、平均余命が長期化する中で年金保障を特に及ぼすべき対象であると考えられることから、60歳代前半の潜在的免除該当者に焦点を当て、①資産、②持ち家の状況について集計を行った。

第6節においては、厚生年金の適用拡大が潜在的免除該当者に与える影響について、分析を行った。適用拡大は、潜在的免除該当の雇用者が厚生年金に加入しやすくなり、基礎年金に加えて報酬比例の厚生年金を受給できるようになる点で、年金保障を厚くするものである。そこで、第6節においては、60歳代前半の潜在的免除該当者に占める雇用者の割合を把握した上で、60歳代前半の潜在的免除該当の雇用者で貸金要件や勤務時間要件を満たす者がどの程度の割合いるかを分析した。

集計結果人数について、国民生活基礎調査における世帯票の項目だけでは国民年金保険料の免除判定ができないため、先述のとおり所得票の項目を使用して免除判定を行った。所得票の回答者は世帯票に回答した世帯の一部であるため、拡大乗数を用いて復元処理を行った集計結果人数は所得票に回答した世帯に限定されており、日本の全人口には対応しない。よって本研究においては、人数ではなく構成割合に着目して分析を行った。

	(A)世帯票回答世帯	(B)うち所得票回答世帯	(B)÷(A)
人数	123, 322, 976	16, 922, 868	13.7%
うち20歳～74歳	84, 878, 698	11, 664, 215	13.7%

ここで、仮に国民年金の加入期間を延長した場合に60歳以上の者が国民年金保険料免除制度の対象になるかどうかの判定については、国民生活基礎調査で把握できる項目を用いて図表1の手順にしたがい、新たな追加項目を作成して実施した。一方、比較のために集計した60歳未満の者は、先述のとおり国民生活基礎調査の調査項目にある加入年金区分のデータを用いている。したがって、両者について国民年金に加入しているかどうかの判定方法が異なる点は注意が必要である。

本研究における免除の判定方法については、課税対象の老齢年金と非課税の障害年金・遺族年金を判別できないこと、被扶養者を正確に特定できないこと、法定免除や寡婦について正確に判定できないこと等から、判定には限界がある。このうち老齢年金と障害年金・遺族年金の判別については、前述のとおり公的年金恩給として回答された金額を60歳未満の者は障害年金・遺族年金として、60歳以上の者は老齢年金として取り扱った。

本研究で使用している項目名と、国民生活基礎調査の調査票における質問番号および項目の対応関係は下表のとおりである。

No	項目名	調査票	調査票質問番号	調査票の項目	備考(判定条件等)
1	潜在的国民年金 第1号加入者	世帯票	II世帯員の状況 質問11	公的年金の 加入状況	60歳未満は公的年金の加入状況が「1」の者、60歳以上は医療保険の加入 状況が「1」又は「2」の者
			II世帯員の状況 質問6	医療保険の 加入状況	
2	潜在的免除該当者	世帯票 所得票	複数項目	※国民年金 免除区分	(No.1を満たし) 且つ (国民年金免除区分が「1」:(全額免除)、「2」:(3/4免 除)、「3」:(半額免除)又は「4」:(1/4免除)且つ(所得税の課税が「2」:(非課 税) 又は 住民税の課税が「2」:(非課税))の者 ※国民年金免除区分については第1節の図表1 および図表2を参照
		所得票	質問3	所得税の課税	
			質問4	住民税の課税	
3	性別	世帯票	II世帯員の状況 質問3	性	
4	年齢	世帯票	II世帯員の状況 質問4	生年月日	生年月日より算出した年齢。実際には世帯票の「年齢各歳」を使用

No	項目名	調査票	調査票質問番号	調査票の項目	備考(判定条件等)
5	勤めと自営の状況	世帯票	II世帯員の状況 質問 17	勤めか自営かの別	
6	勤め先での呼称	世帯票	II世帯員の状況 補問 17-1	勤め先での呼称	
7	有業者	世帯票	II世帯員の状況 質問 17	勤めか自営かの別	勤めか自営かの別が空白以外(無職は除く)の者
8	自営業者	世帯票	II世帯員の状況 質問 17	勤めか自営かの別	勤めか自営かの別が「06」:(自営業者雇用あり)又は「07」:(自営業者雇用なし)の者
9	自営業者の 雇人あり	世帯票	II世帯員の状況 質問 17	勤めか自営かの別	勤めか自営かの別が「06」:(自営業者雇用あり)の者
10	自営業者の 雇人なし	世帯票	II世帯員の状況 質問 17	勤めか自営かの別	勤めか自営かの別が「07」:(自営業者雇用なし)の者
11	雇用者	世帯票	II世帯員の状況 質問 17	勤めか自営かの別	勤めか自営かの別が「01」～「04」の者
12	稼働所得	所得票	質問 2	雇用者所得	雇用者所得、事業所得、農耕・畜産所得、家内労働所得を合計した額。 実際には所得貯蓄票の「個人の稼働所得」を使用している
				事業所得	
				農耕・畜産所得	
				家内労働所得	
13	雇用者所得	所得票	質問 2	雇用者所得	
14	正規	世帯票	II世帯員の状況 補問 17-1	勤め先での呼称	勤め先での呼称が「1」:(正規の職員・従業員)の者
15	非正規	世帯票	II世帯員の状況 補問 17-1	勤め先での呼称	勤め先での呼称が「4」:(労働者派遣事業所の派遣社員)、「5」:(契約社員)又は「6」:(嘱託)の者
16	月額賃金 8.8万円以上	所得票	質問 2	雇用者所得	雇用者所得が 105 万円以上の者
17	月額賃金 5.8万円以上	所得票	質問 2	雇用者所得	雇用者所得が 69 万円以上の者
18	週労働時間 20 時間以上	世帯票	II世帯員の状況 質問 14	1週間の 就業日数等の 就業時間	1週間の就業日数等の就業時間が 20 時間以上の者
19	仕事なし	世帯票	II世帯員の状況 質問 13	5 月中の 仕事の状況	5 月中の仕事の状況が「5」～「7」の者
20	就業希望している	世帯票	II世帯員の状況 質問 18	就業希望の 有無	就業希望の有無が「1」:(収入を伴う仕事をしたいと思っている)の者
21	すぐに仕事につける	世帯票	II世帯員の状況 補問 18-2	すぐに仕事に	「すぐに仕事に」が「1」:(つける)の者

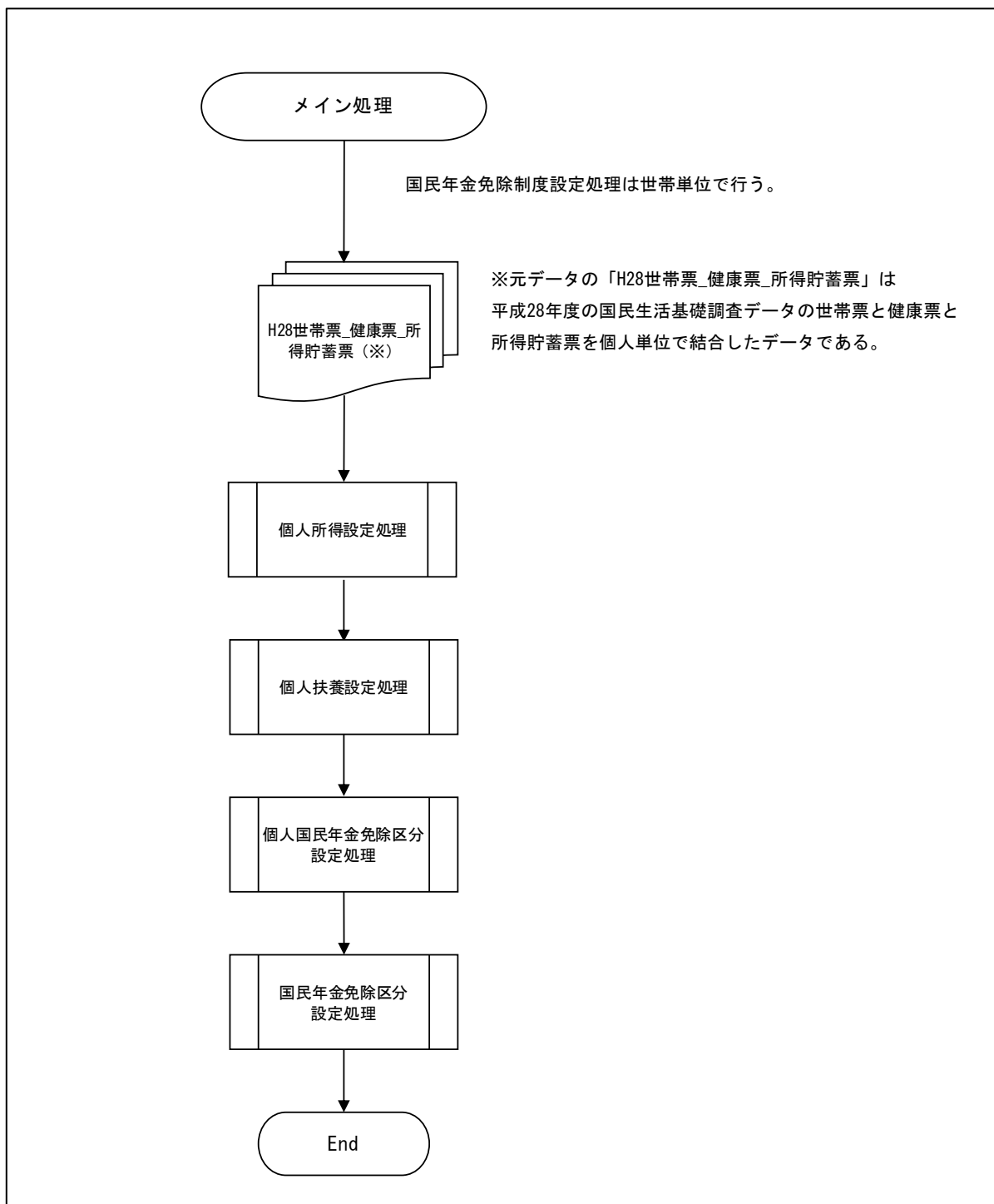
No	項目名	調査票	調査票質問番号	調査票の項目	備考(判定条件等)
22	すぐに仕事につけない	世帯票	II世帯員の状況 補問 18-2	すぐに仕事に	「すぐに仕事に」が「2」:(つけない)の者
23	健康に自信がない	世帯票	II世帯員の状況 補問 18-4	仕事につけない理由	仕事につけない理由が「3」:(健康に自信がない)の者
24	介護・看病のため	世帯票	II世帯員の状況 補問 18-4	仕事につけない理由	仕事につけない理由が「2」:(介護・看病のため)の者
25	健康状態	健康票	質問 7	あなたの現在の健康状態	
26	健康上の問題で何らか日常生活に影響がある者	健康票	質問 5	健康上の問題で日常生活に何か影響	
27	健康上の問題で日常生活動作に影響が在る者	健康票	補問 5-1	日常生活動作	
28	健康上の問題で外出に影響がある者	健康票	補問 5-1	外出	
29	健康上の問題で仕事、家事、学業に影響がある者	健康票	補問 5-1	仕事、家事、学業	
30	健康上の問題で運動に影響がある者	健康票	補問 5-1	運動	
31	健康上の問題で上記以外の日常生活の事柄がある者	健康票	補問 5-1	その他	
32	配偶者の有無	世帯票	II世帯員の状況 質問 5	配偶者(夫又は妻)の有無	
33	子の有無	世帯票	II世帯員の状況 質問 12 II世帯員の状況 補問 12-1	別居している子の有無 最も近くに 住んでいる 別居の子の 居住場所	実際には世帯票の「子の有無」を使用して「1」、「2」を(同居の子あり)、「3」を(別居の子あり)、「4」を(小なし)、「9」を(不詳)として分類した
34	世帯構造	世帯票	II世帯員の状況 質問 2	世帯主との続柄	世帯主との続柄を世帯単位で集計したと思われる。 実際には世帯票の「世帯構造の男女分類」を使用
35	資産額	貯蓄票	質問 1	合計貯蓄現在高	実際には所得貯蓄票の「貯蓄高階級」を使用
36	一人あたりの貯蓄額	貯蓄票	質問 1	合計貯蓄現在高	実際には所得貯蓄票の「貯蓄現在高」÷ 所得票の「世帯人員」で算出

No	項目名	調査票	調査票質問番号	調査票の項目	備考(判定条件等)
37	等価貯蓄額	貯蓄票	質問 1	合計貯蓄現在高	実際には所得貯蓄票の「貯蓄現在高」÷ 所得票の「世帯人員」平方根で算出
38	雇用者(正規の者)				No.11 と No.14 を満たす
39	雇用者(非正規の者)				No.11 と No.15 を満たす
40	雇用者における 月額賃金 8.8 万円 以上且つ週労働時間 20 時間以上の者				No.11 と No.16 と No.18 を満たす
41	雇用者における 月額賃金 5.8 万円 以上の者				No.11 と No.17 を満たす
42	仕事なしの者に ついて就職希望 しておる者				No.19 と No.20 を満たす
43	潜在的国民年金 第2号加入者	世帯票	II 世帯員の状況 質問 11	公的年金の 加入状況	60 歳未満は公的年金の加入状況が「2」の者、60 歳以上は医療保険の加入 状況が「3」の者
			II 世帯員の状況 質問 6	医療保険の 加入状況	
44	潜在的国民年金 第3号加入者	世帯票	II 世帯員の状況 質問 11	公的年金の 加入状況	60 歳未満は公的年金の加入状況が「3」の者、60 歳以上は医療保険の加入 状況が「4」の者
			II 世帯員の状況 質問 6	医療保険の 加入状況	

本稿における各表の標本サイズの表記方法について、実際の分析用サンプルサイズは図表右側に「N=yyyy」で表す。また、図表左側の「n=xxxx」は乗率(拡大乗数)を乗じたものを表す。乗率(拡大乗数)を乗じている n は、四捨五入による端数を調整していないため、内訳と計は必ずしも一致しない。

60歳以上の者について、国民年金保険料免除制度の対象者を判定する手順は以下のフローに従って4段階の処理を行った。すなわちステップ1. 個人所得の設定、ステップ2. 個人扶養の設定、ステップ3. 個人の国民年金免除区分の設定、ステップ4. 国民年金免除区分の設定である。以下に、判定手順全体の流れと各ステップにおける判定フローを図示する。

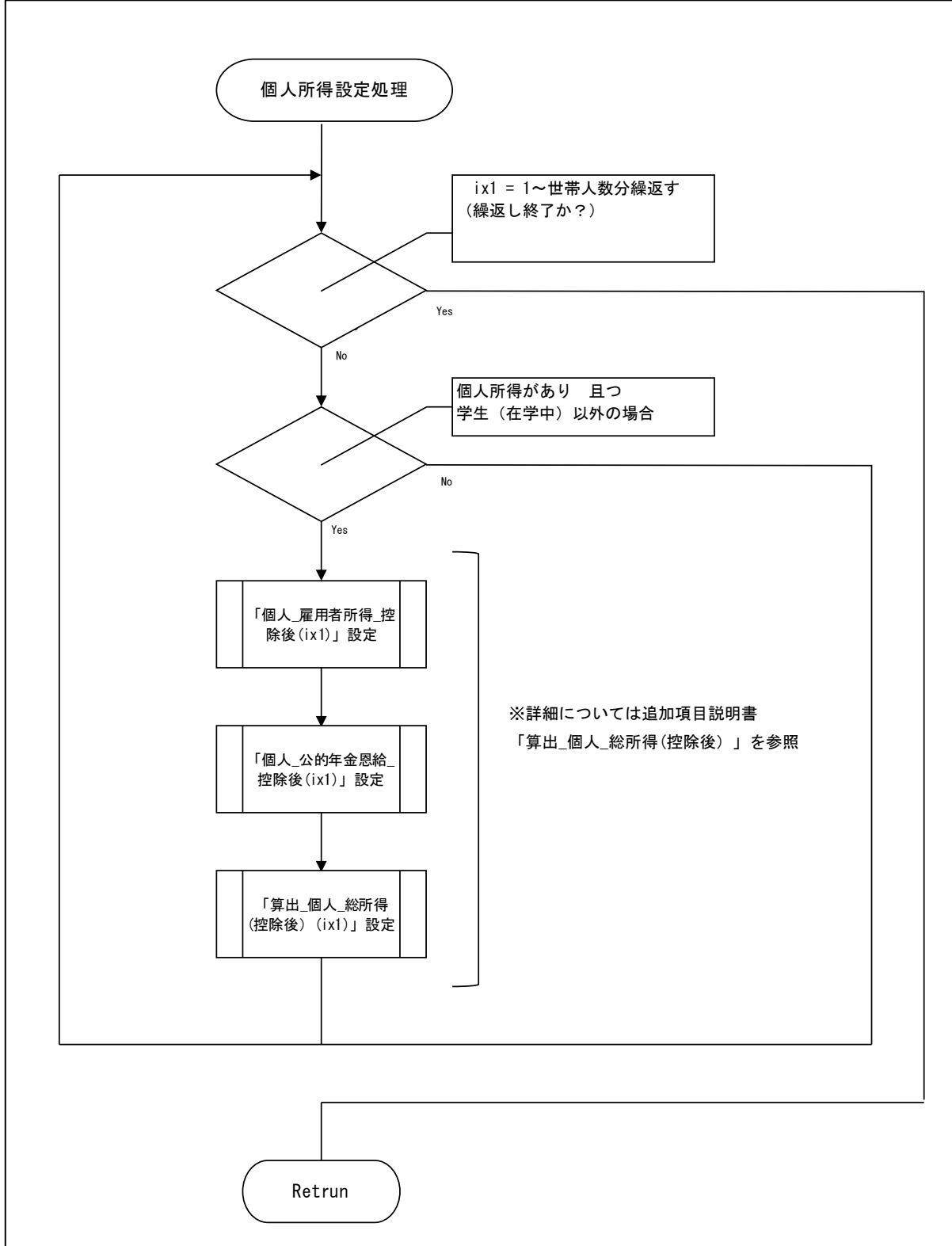
図表1:潜在的免除該当者の判定手順



ステップ1. 個人所得の設定

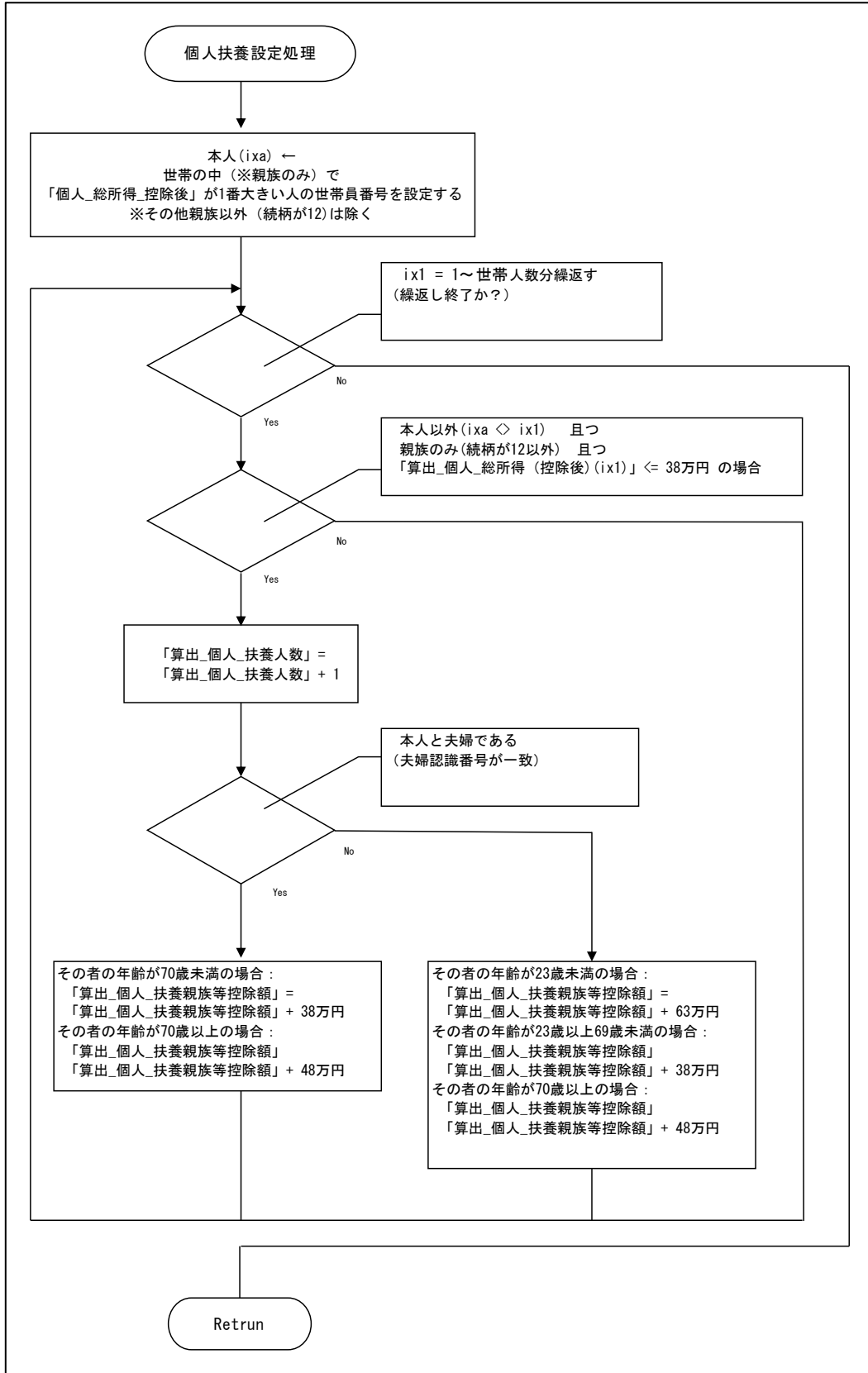
ステップ1では、学生以外の者について、個人の総所得(控除後)を設定する。個人所得があり、かつ学生ではない者について、「雇用者所得」および「公的年金・恩給」について控除後の値を算出する。

これらに「事業所得」「財産所得」「農耕畜産所得」「企業年金個人年金等」「家内労働所得」を加算して「総所得(控除後)」を個人ごとに求める。



ステップ2. 個人扶養の設定

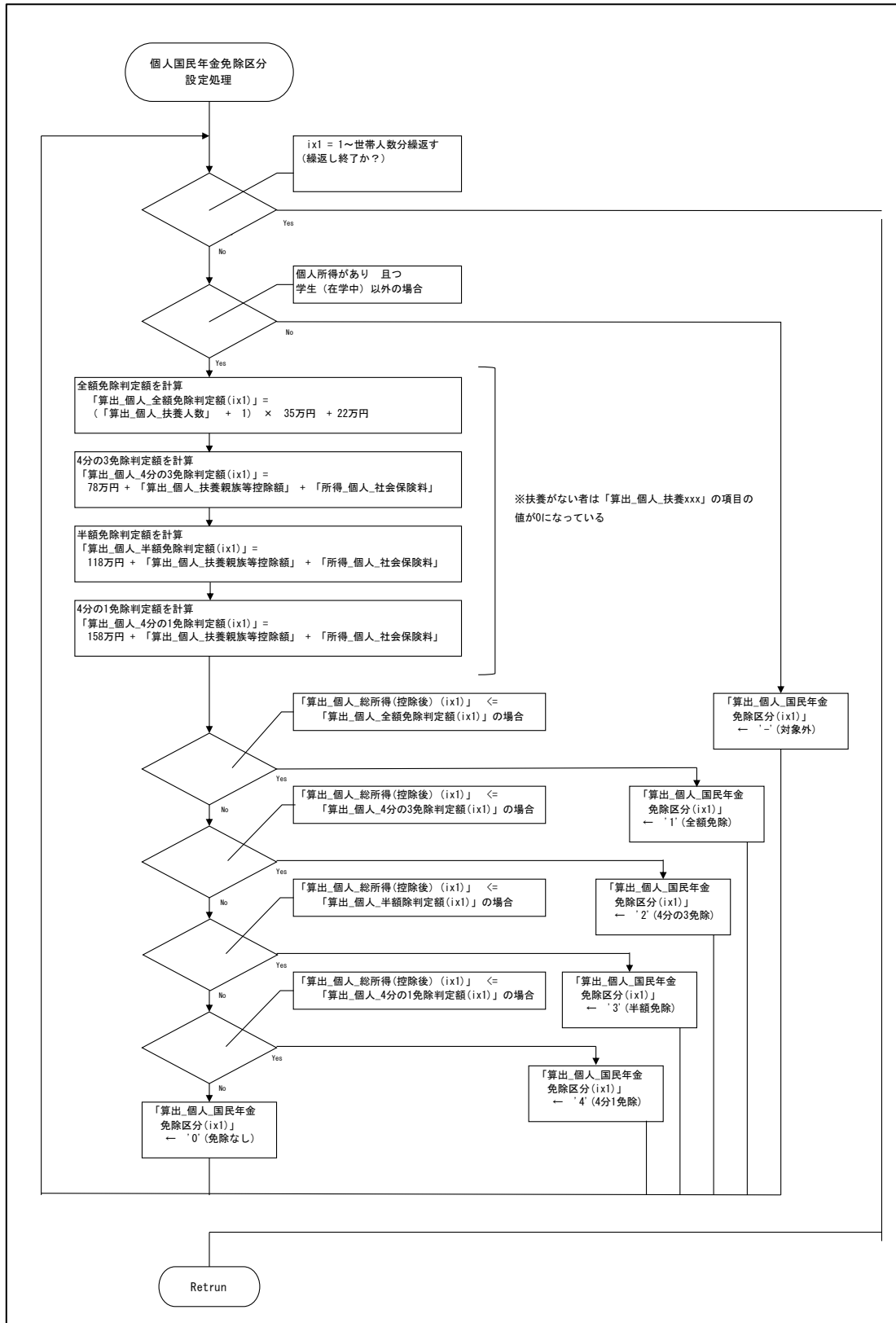
ステップ2では世帯ごとに、被扶養者は世帯内で最も総所得が多い者(同額の場合は続柄による)に扶養されると仮定し、被扶養者の年齢に応じて扶養者の「扶養親族等控除額」を算出する。



ステップ3. 個人の国民年金免除区分の設定

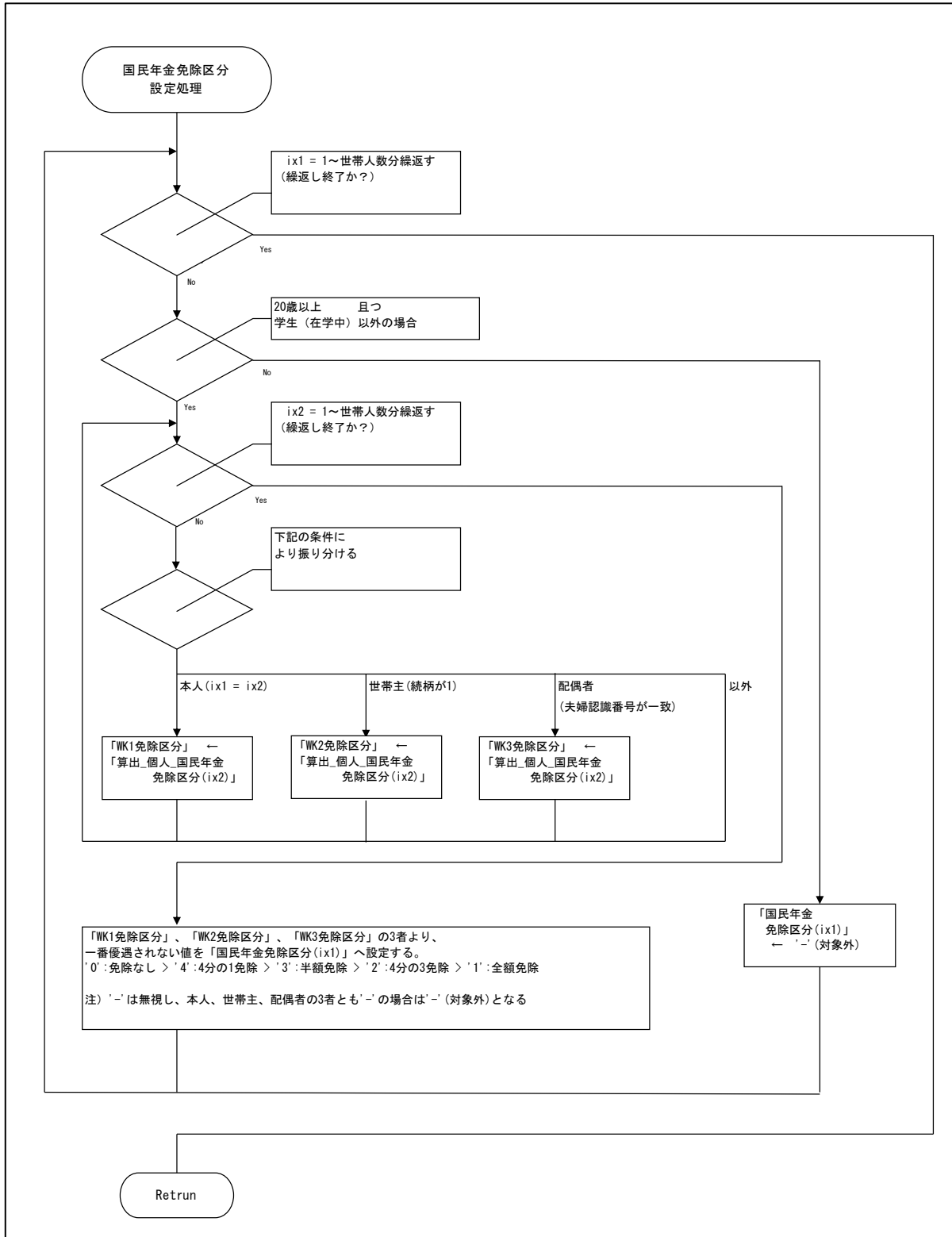
ステップ3では全額免除、一部免除の判定基準額と個人別総所得を比較し免除該当の有無を設定する。

全額免除の判定は個人ごとに「(扶養人数+1名)×35万円+22万円」、一部免除の判定は「免除段階ごとの定額+扶養親族等控除額+社会保険料」と、それぞれ「総所得(控除後)」を比較して行う。



ステップ4. 国民年金免除区分の設定

ステップ4では、世帯主・配偶者の情報を用いて、その世帯に含まれる個人の国民年金免除区分を設定する。判定は個人ごとに行い、本人の免除区分にかかる情報だけで決定せず、本人・世帯主・世帯主の配偶者の3者について最も優遇されない区分を本人の免除区分として設定する。



図表2: 国民年金保険料免除制度の対象を判定する為に追加した項目

項目	設定する人の条件	内容
算出_個人_総所得(控除後)	以下の条件がすべてを満たす者 ・所得がある者(個人_所得が0円を超える者) ・学生(在学中)以外の者	①個人_雇用者所得、②個人_公的年金恩給に関しては控除後の所得を算出し、それ以外の所得はそのまの額を使用して合計(③個人_総所得(控除後))する。 ①個人_雇用者所得(控除前)の額により個人_雇用者所得(控除後)を算出する。 ・650,999円以下: 0円 ・651,000円～1,618,999円: 個人_雇用者所得(控除前) - 650,000円 ・1,619,000円～1,619,999円: 969,000円 ・1,620,000円～1,621,999円: 970,000円 ・1,622,000円～1,623,999円: 972,000円 ・1,624,000円～1,627,999円: 974,000円 ・1,628,000円～1,799,999円: (個人_雇用者所得(控除前) / 4 ※) × 2.4 ・1,800,000円～3,599,999円: (個人_雇用者所得(控除前) / 4 ※) × 2.8 - 180,000円 ・3,600,000円～6,599,999円: (個人_雇用者所得(控除前) / 4 ※) × 3.2 - 540,000円 ・6,600,000円～9,999,999円: 個人_雇用者所得(控除前) × 0.9 - 1,200,000円 ・10,000,000円～14,999,999円: 個人_雇用者所得(控除前) × 0.95 - 1,700,000円 ・15,000,000円以上: 個人_雇用者所得(控除前) - 2,450,000円 ※千円未満端数切捨て ②個人_公的年金恩給(控除前)の額により個人_公的年金恩給(控除後)を算出する。 1)年齢が60歳未満の場合 ・0円 ※老齢年金を受給していない為、非課税とする。 2)年齢が60歳以上～65歳未満の場合 ・700,000円以下: 0円 ・701,001円～1,299,999円: 個人_公的年金恩給(控除前) - 700,000円 ・1,300,000円～4,099,999円: 個人_公的年金恩給(控除前) × 0.75 - 375,000円 ・4,100,000円～7,699,999円: 個人_公的年金恩給(控除前) × 0.85 - 785,000円 ・7,700,000円～: 個人_公的年金恩給(控除前) × 0.95 - 1,555,000円 3)年齢が65歳以上の場合 ・1,200,000円以下: 0円 ・1,200,001円～3,299,999円: 個人_公的年金恩給(控除前) - 1,200,000円 ・3,300,000円～4,099,999円: 個人_公的年金恩給(控除前) × 0.75 - 375,000円 ・4,100,000円～7,699,999円: 個人_公的年金恩給(控除前) × 0.85 - 785,000円 ・7,700,000円～: 個人_公的年金恩給(控除前) × 0.95 - 1,555,000円 ③算出_個人_総所得(控除後) = 個人_雇用者所得(控除後) + 個人_公的年金恩給(控除後) + 個人_事業所得 + 個人_財産所得 + 個人_農耕畜産所得 + 個人_企業年金個人年金等 + 個人_家内労働所得
算出_個人_扶養人数	下記の全ての条件を満たす者 ・親族の者(世帯_個人_続柄が'12'以外) ・その世帯で控除後の所得が大きい者(算出_個人_総所得(控除後)が大きい者、額が同一の場合は続柄が小さい者) ・学生(在学中)以外の者	本人から見た扶養人数を合計する。 下記の条件を満たす場合に人数をカウントをする。 条件 本人以外の世帯_個人_続柄が'12'(その他親族以外) 以外 且つ その本人以外の算出_個人_総所得(控除後) が 38万円以下の場合
算出_個人_扶養親族等控除額	(条件A) 下記の全ての条件を満たす者 ・夫婦である(個人_夫婦認識番号が1以上) ・その世帯で控除後の所得が大きい者(算出_個人_総所得(控除後)が大きい者、額が同一の場合は続柄が小さい者) ・学生(在学中)以外の者 (条件B) 下記の全ての条件を満たす者 ・親族の者(世帯_個人_続柄が'12'以外) ・その世帯で控除後の所得が大きい者(算出_個人_総所得(控除後)が大きい者、額が同一の場合は続柄が小さい者) ・学生(在学中)以外の者	本人から見た世帯の扶養親族等控除額を合計する。 下記のいずれかの条件A、条件Bを満たす場合、その条件下の年齢を参照し、年齢の右側の額を加算する 条件A 本人の世帯_個人_夫婦認識番号 と 本人以外の個人_夫婦認識番号が一致(※1以上) 且つ その本人以外の算出_個人_総所得(控除後) が 38万円以下の場合 ・70歳未満: 38万円 ・70歳以上: 48万円 条件B 本人以外の世帯_個人_続柄が'12'(その他親族以外) 以外 且つ その本人以外の算出_個人_総所得(控除後) が 38万円以下の場合 ・23歳未満: 63万円 ・23歳以上～70歳未満: 38万円 ・70歳以上: 48万円
算出_個人_全額免除判定額		(算出_個人_扶養人数 + 1) × 35万円 + 22万円
算出_個人_4分の3免除判定額	下記の全ての条件を満たす者	78万円 + 算出_扶養親族等控除額 + 所得_個人_社会保険料 ※但し、所得_個人_社会保険料が有無不詳もしくは額不詳の場合はALL9とする。
算出_個人_半額免除判定額	所得がある者(個人_所得が0円を超える者) ・学生(在学中)以外の者	118万円 + 算出_扶養親族等控除額 + 所得_個人_社会保険料 ※但し、所得_個人_社会保険料が有無不詳もしくは額不詳の場合はALL9とする。
算出_個人_4分の1免除判定額		158万円 + 算出_扶養親族等控除額 + 所得_個人_社会保険料 ※但し、所得_個人_社会保険料が有無不詳もしくは額不詳の場合はALL9とする。
算出_個人_国民年金免除区分 (0:免除なし、1:全額免除、2:4分の3免除、3:半額免除、4:4分の1免除、*:対象外)	下記の全ての条件を満たす者 ・所得がある者(個人_所得が0円を超える者) ・学生(在学中)以外の者	個人毎に算出_個人_国民年金免除区分の設定を行う。判定Aから順に行い、その条件を満たした場合はその下の行の値を算出_個人_国民年金免除区分へ設定して次の判定は行わない。また条件を満たさなかった場合は判定B・・・と順に行う仕様である。 判定A 算出_個人_総所得(控除後) <= 算出_個人_全額免除判定額 '1':全額免除 判定B 算出_個人_総所得(控除後) <= 算出_個人_4分の3免除判定額 '2':4分の3免除 判定C 算出_個人_総所得(控除後) <= 算出_個人_半額免除判定額 '3':半額免除 判定D 算出_個人_総所得(控除後) <= 算出_個人_4分の1免除判定額 '4':4分の1免除 判定E 上記以外 '0':免除なし ※所得_個人_社会保険料が有無不詳もしくは額不詳の場合は判定Aのみを行い、その条件を満たさなかった場合は判定B～Dは行わずにEの0:免除なしを設定する。 注)対象外の者は'-'が設定される。
国民年金免除区分 (0:免除なし、1:全額免除、2:4分の3免除、3:半額免除、4:4分の1免除)	下記の全ての条件を満たす者 ・年齢が20歳以上の者 ・学生(在学中)以外の者	個人毎に国民年金免除区分の設定を行う。 本人、世帯主、配偶者の算出_個人_国民年金免除区分より、一番優遇されない算出_個人_国民年金免除区分を設定する。 '0':免除なし > '4':4分の1免除 > '3':半額免除 > '2':4分の3免除 > '1':全額免除 注)'-'は無視し、本人、世帯主、配偶者の3者とも'-'の場合は'-'(対象外)となる

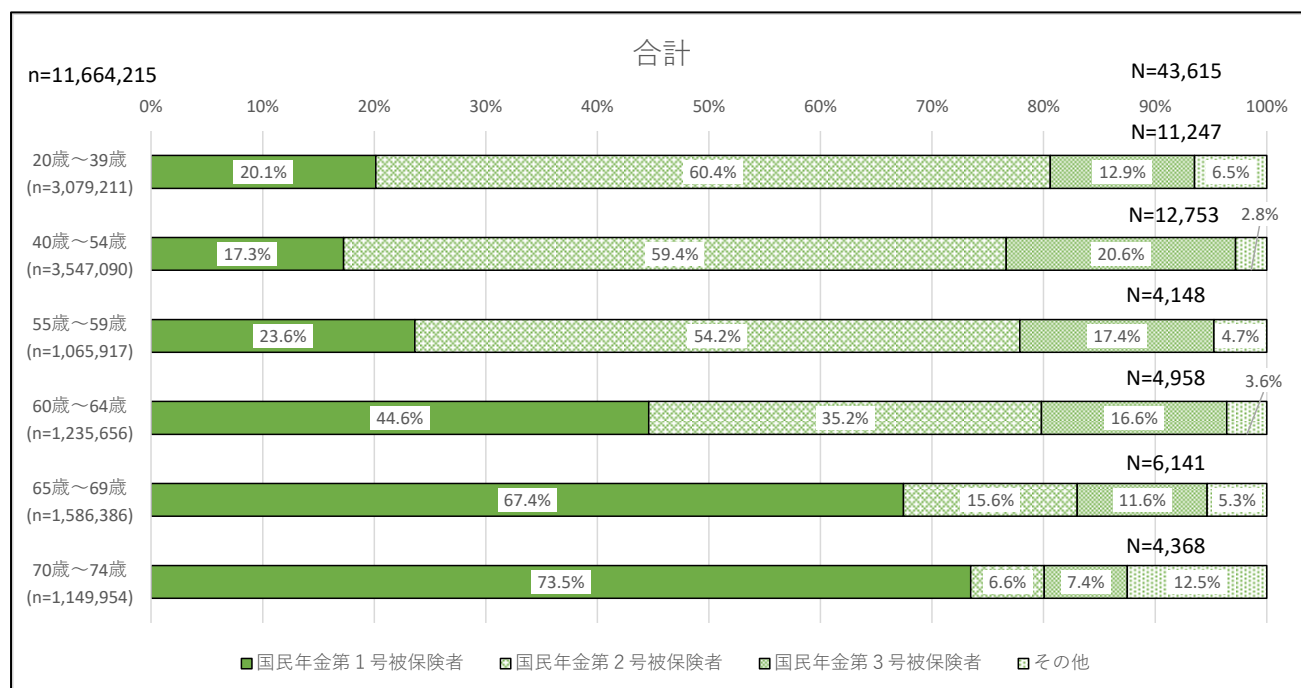
2. 年齢別免除者及び潜在的免除該当者

図表3^{※1}は、年齢階級別に全人数に対する国民年金被保険者の数を見たものである(60歳以上は潜在的被保険者)。

国民年金第1号被保険者の割合は50歳代後半で23.6%、60歳代前半で44.6%、60歳代後半で67.4%、70歳代前半で73.5%であり、60歳の前後と65歳の前後において割合の差が大きかった。男女別にみると、60歳代前半においては男女差が大きく、男性の38.7%に対して女性は50.0%であった。

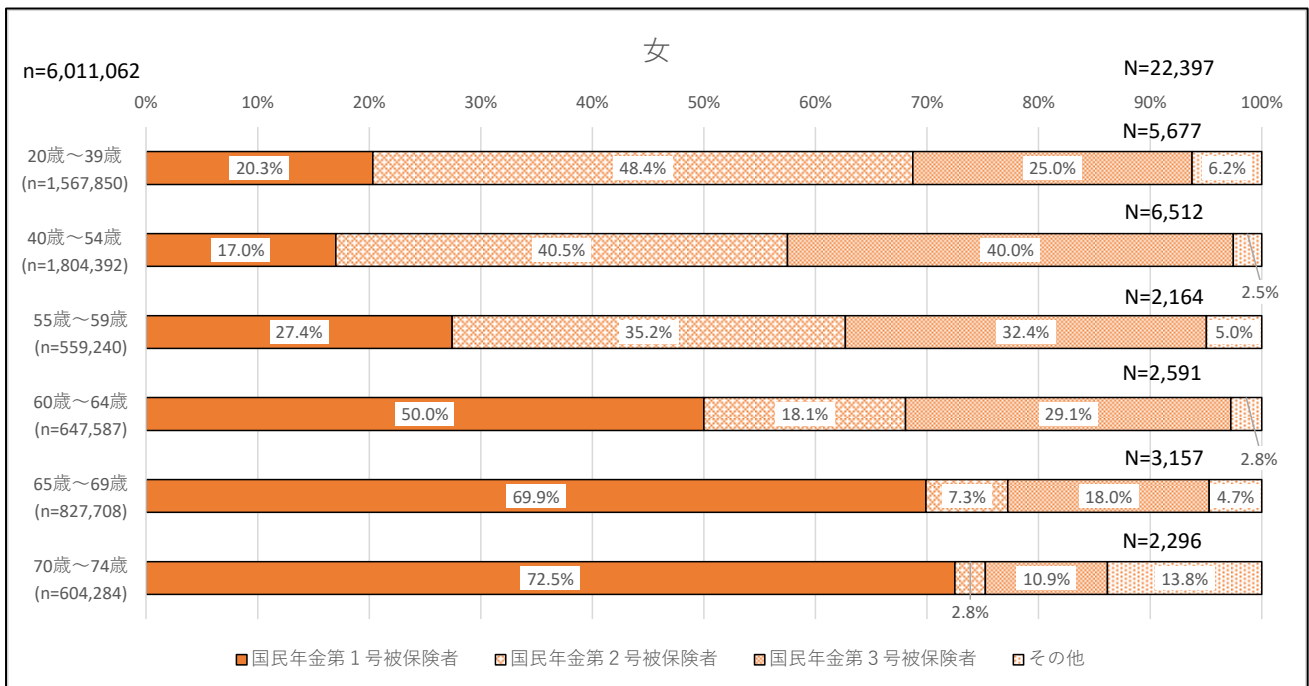
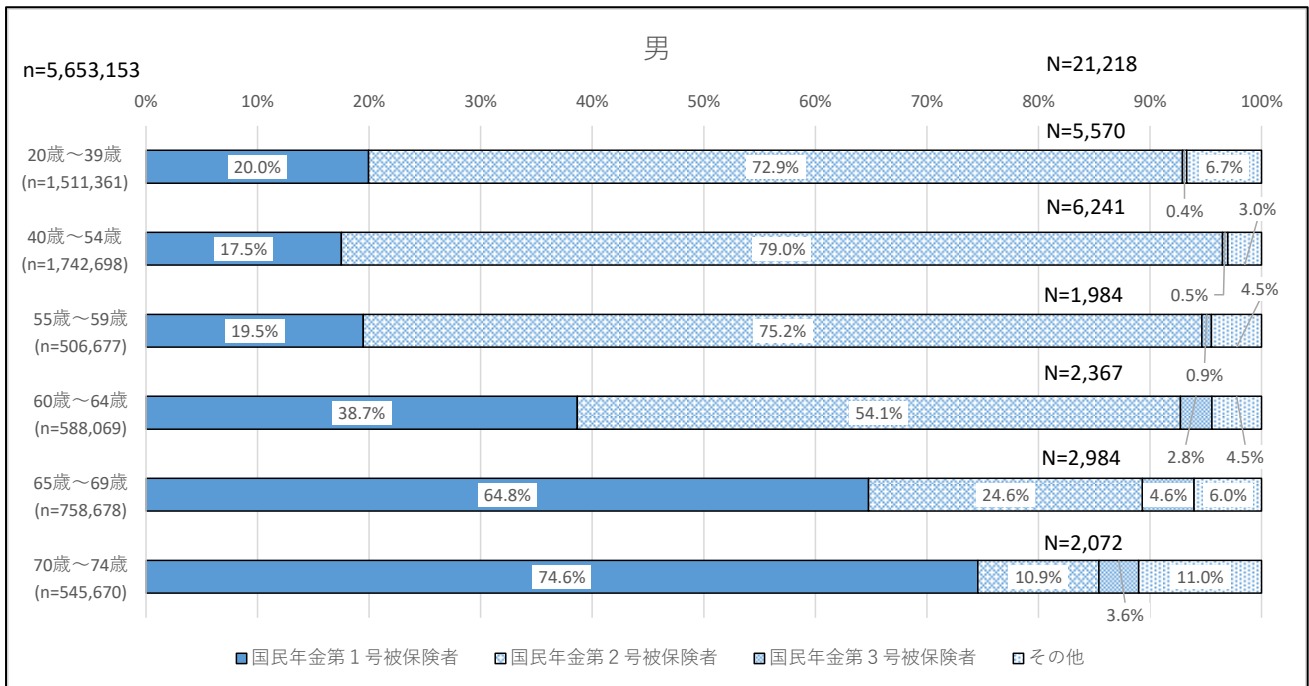
また、50歳代後半から70歳代前半にかけて、男性の国民年金第3号被保険者を除き、男女計、男性、女性において、国民年金第2号被保険者、国民年金第3号被保険者の割合は低くなる傾向であった。

図表3: 全人数に対する(潜在的)国民年金第1号被保険者の割合



※1 グラフ内の「その他」については、20歳～59歳の者は世帯票のII世帯員の状況の質問11「公的年金の加入状況」が「4(公的年金に加入していない)」又は無回答(不詳)の者、60歳以上は同じく質問6「医療保険の加入状況」が「5(後期高齢者医療制度)」、「6(その他)」又は無回答(不詳)の者とした。

図表3:全人数に対する(潜在的)国民年金第1号被保険者の割合(続き)



図表 4 は、年齢階級別に国民年金第1号被保険者における免除状況を見たものである(60 歳以上は潜在的
第1号被保険者・免除該当者)。

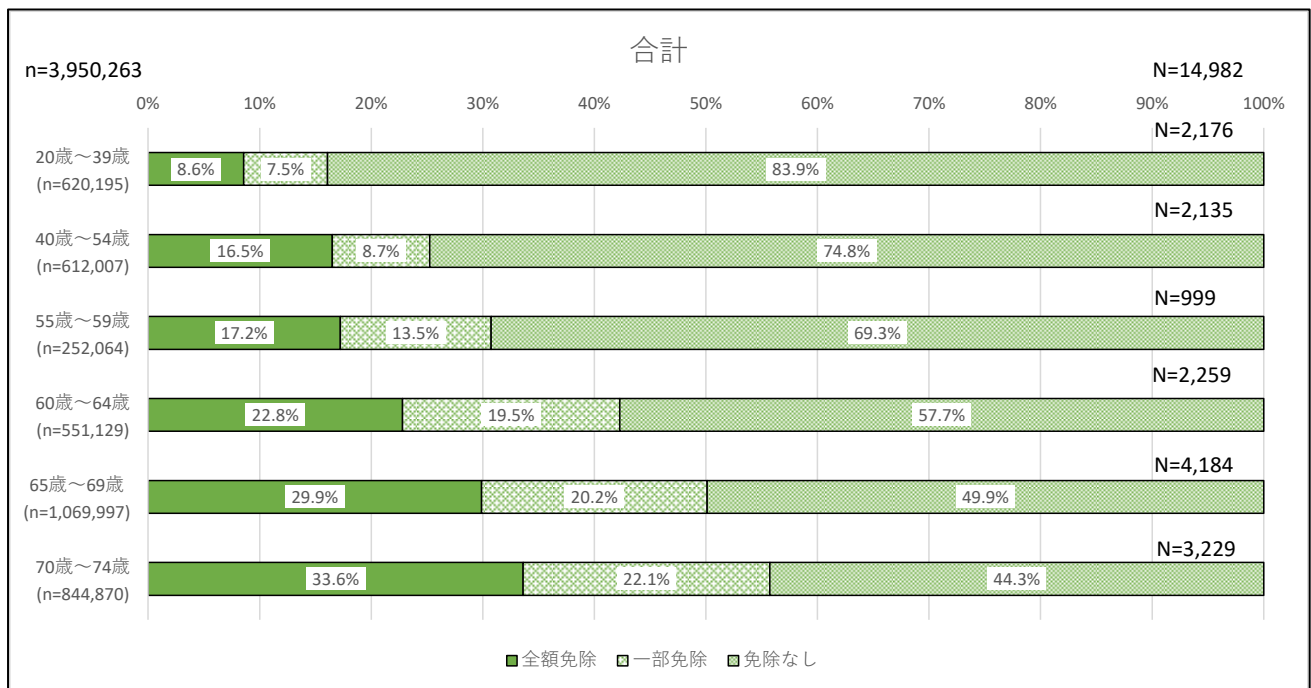
全額免除該当率、一部免除該当率、免除該当率(全額免除割合と一部免除割合の合計をいう。以下同じ。)
について見ると、50 歳代後半から 70 歳代前半にかけて割合が高くなる傾向があった。

全額免除該当率は、50 歳代後半で 17.2%、60 歳代前半で 22.8%、60 歳代後半で 29.9%、70 歳代前半で
33.6%であった。一部免除該当率は、50 歳代後半で 13.5%、60 歳代前半で 19.5%、60 歳代後半で 20.2%、70
歳代前半で 22.1%であった。

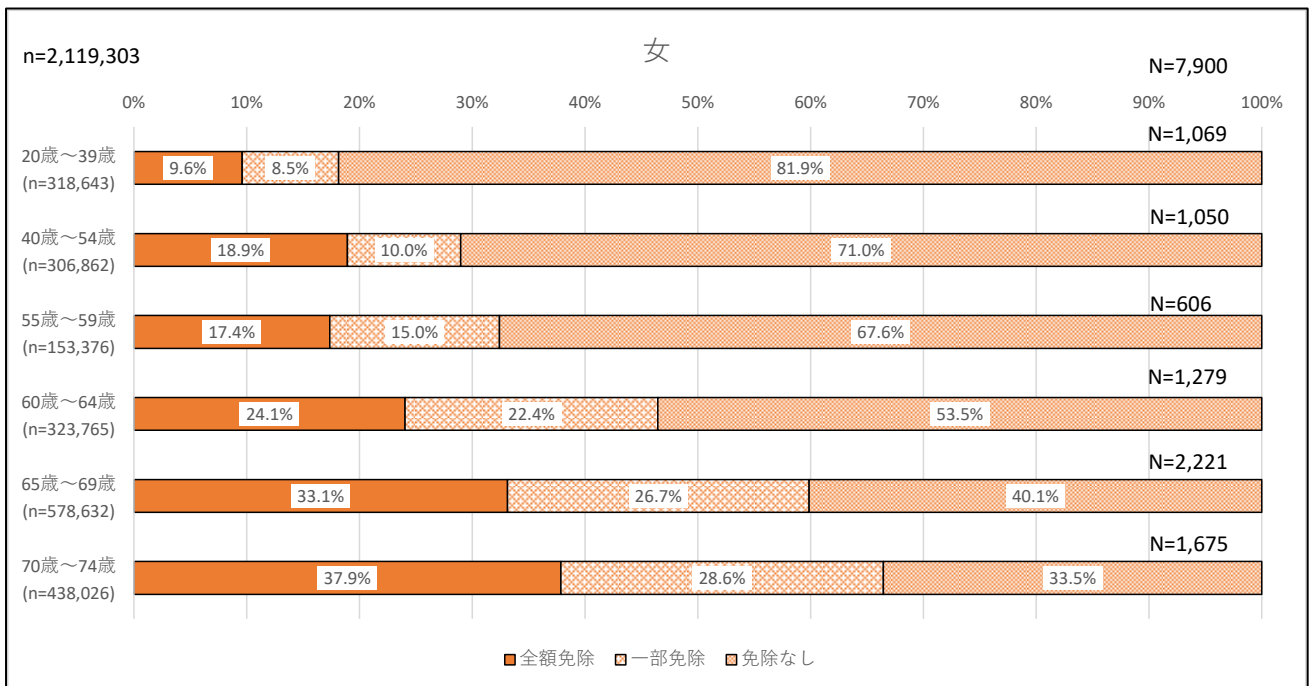
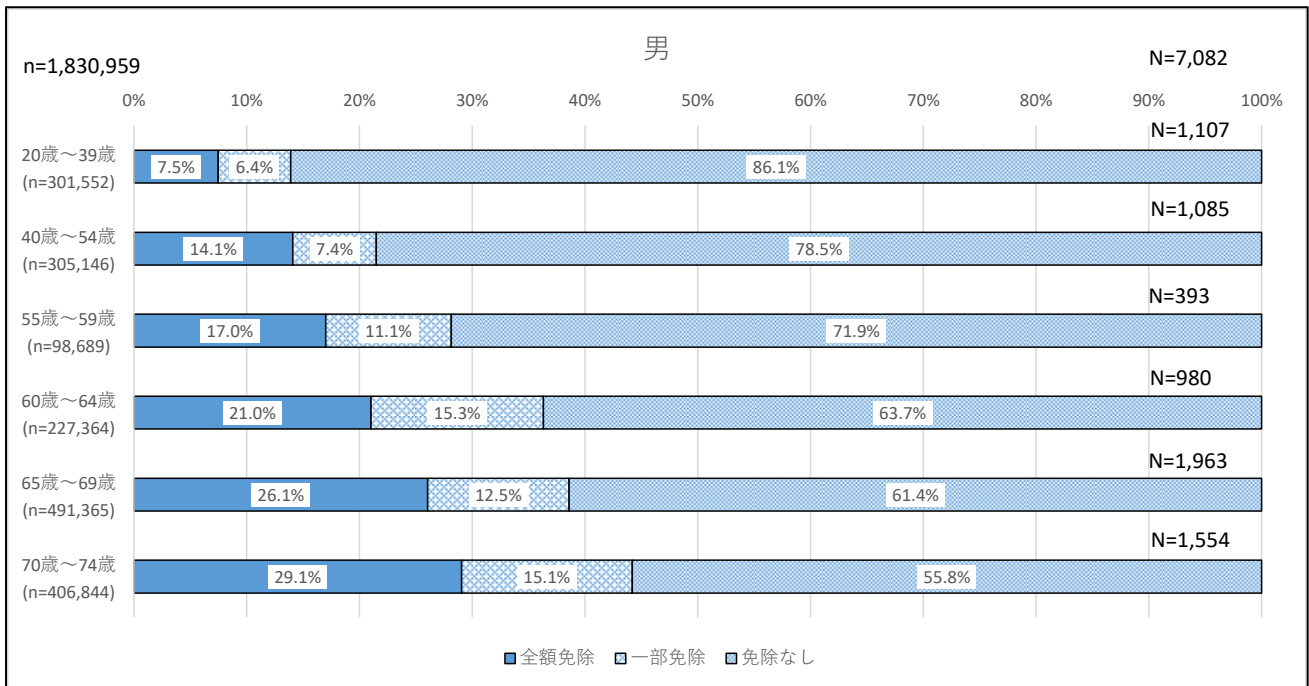
また、免除該当率について着目すると、50 歳代後半で 30.7%、60 歳代前半で 42.3%、60 歳代後半で 50.1%、
70 歳代前半で 55.7%であった。

男女別にみると、年齢別に見ると男性の免除該当率は 60 歳代前半で 36.3%、60 歳代後半で 38.6%、70 歳
代前半で 44.2%だが、女性の免除該当率は 60 歳代前半で 46.5%、60 歳代後半で 59.8%、70 歳代前半で
66.5%となっており、男女差は年齢階級が上がるにつれて大きくなっていった。また、男女差は全額免除該当率より
も一部免除該当率において大きかった。

図表4: 国民年金第1号被保険者に対する(潜在的)免除該当者の割合



図表4: 国民年金第1号被保険者に対する(潜在的)免除該当者の割合(続き)



3. 60 歳代前半と他の年齢についての比較

第3節では、第2節で確認された潜在的免除該当率が年齢によって上がっていくことについて、その要因を探る。免除該当者は所得により判定されるため、所得に影響を与えると考えられる要素を分析し、年齢ごとの傾向を探る。具体的には、稼働所得に着目し、働き方(有職率、勤めと自営の別等)および、60 歳前後の者において働き方に影響を与えられると思われる健康状態に注目する。2019 年財政検証のオプション試算のオプション B-①の制度改正が行われた場合に新たに基礎年金の保険料拠出期間となる 60 歳代前半の者について、前後の年齢層である 50 歳代後半や 60 歳代後半と比較する。

(1) 勤めと自営の別

図表 5 は、国民年金第1号被保険者について年齢階級別に勤めと自営の状況を見たものである(60 歳以上は潜在的国民年金第1号被保険者)。

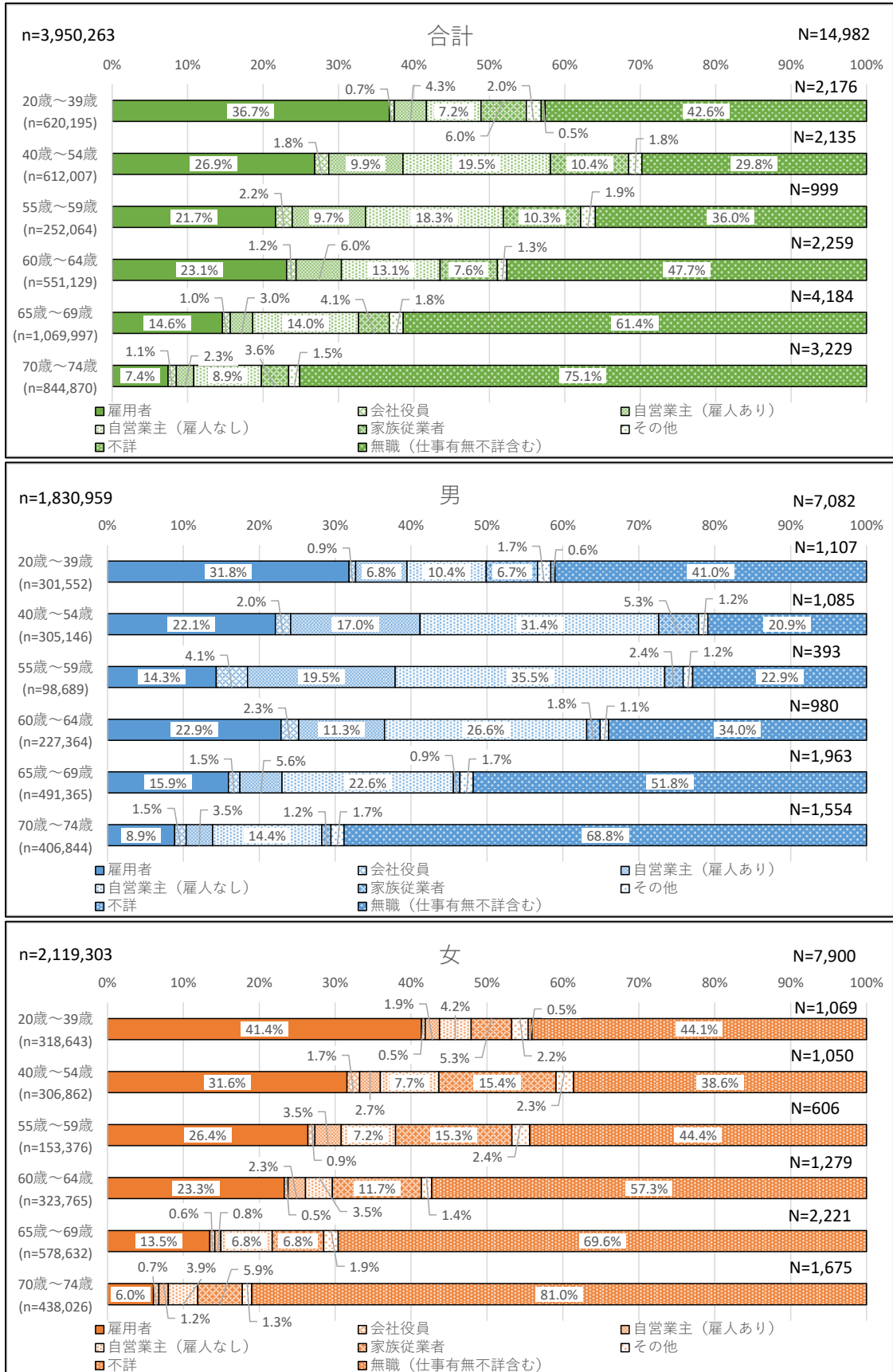
年齢階級が上がるにつれて、無職の割合が高くなっており、50 歳代後半は 36.0%、60 歳代前半は 47.7%、60 歳代後半は 61.4%であった。女性は 50 歳代後半、60 歳代前半、60 歳代後半において、同年齢帯の男性と比較して無職の割合が約 20%大きかった。60 歳代前半では男性は無職の割合が 34.0%であるのに対して、女性は 57.3%であった。

雇用者については、60 歳代前半は 23.1%、60 歳代後半は 14.6%、70 歳代前半は 7.4%となっている。男女別で見ると、男性は 60 歳代前半で 22.9%、60 歳代後半で 15.9%、70 歳代前半で 8.9%であり、女性は 60 歳代前半で 23.3%、60 歳代後半で 13.5%、70 歳代前半で 6.0%となっており、男女ともに 60 歳代以降は年齢が上がるにつれて雇用者の割合が下がる傾向にある。

自営業者は事業規模や働き方を代替するものとして、雇人あり、雇人なしに分けて分析する。

自営業者については、雇人ありの自営業者は 50 歳代後半で 9.7%、60 歳代前半で 6.0%、60 歳代後半で 3.0%と年齢が上がるにつれて低くなっている一方、雇人なしの自営業者は 50 歳代後半で 18.3%、60 歳代前半で 13.1%、60 歳代後半で 14.0%と 60 歳代前半と 60 歳代後半の間で割合に違いは少なかった。男女別で見ると、雇人ありの自営業者については、男性は 50 歳代後半で 19.5%、60 歳代前半で 11.3%、60 歳代後半で 5.6%と年齢が上がるにつれて低くなっており、第1号被保険者に占める割合も年齢階級ごとの差も大きいものに対して、女性は 50 歳代後半で 3.5%、60 歳代前半で 2.3%、60 歳代後半で 0.8%と第1号被保険者に占める割合がそもそも小さかった。雇人なしの自営業者については、男性は 50 歳代後半で 35.5%、60 歳代前半で 26.6%、60 歳代後半で 22.6%と年齢が上がるにつれて低くなっており、第1号被保険者に占める割合も年齢階級ごとの差も大きいものに対して、女性は 50 歳代後半で 7.2%、60 歳代前半で 3.5%、60 歳代後半で 6.8%と第1号被保険者に占める割合がそもそも小さかった。

図表5: (潜在的)国民年金第1号被保険者 勤めと自営の状況



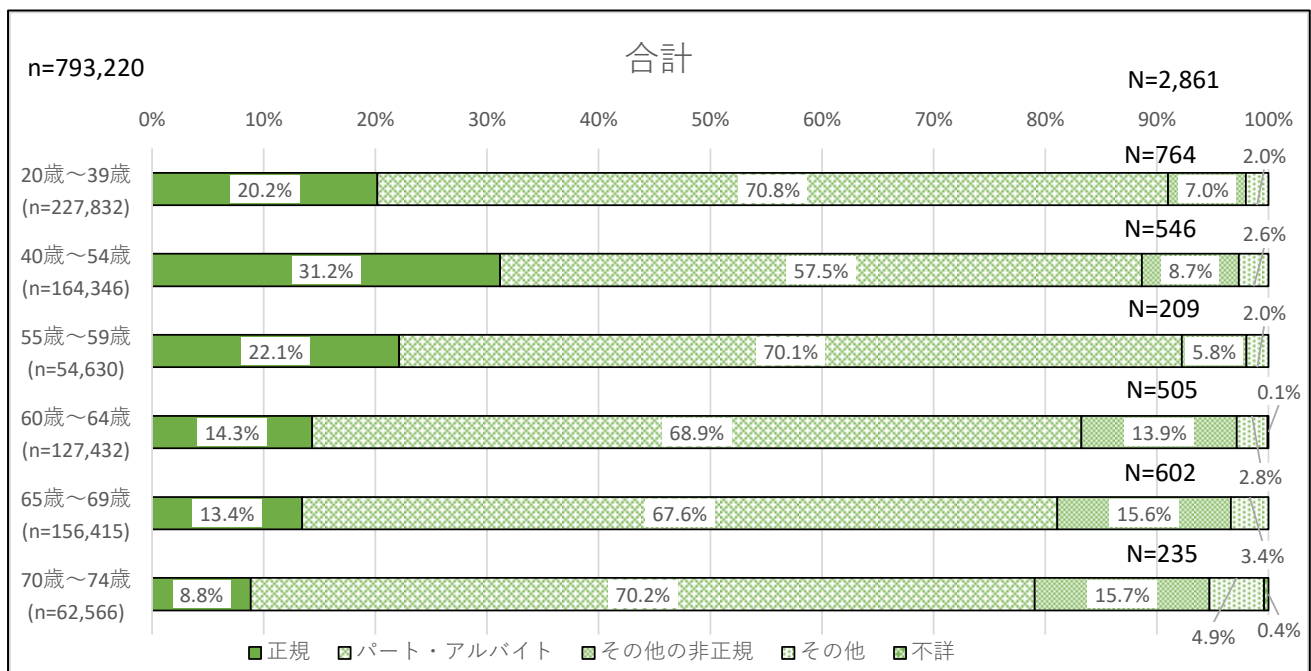
(2) 勤め先の呼称

図表6は、国民年金第1号被保険者のうち、雇用者について年齢階級別に勤め先の呼称の状況を見たものである(60歳以上は潜在的国民年金第1号被保険者)。

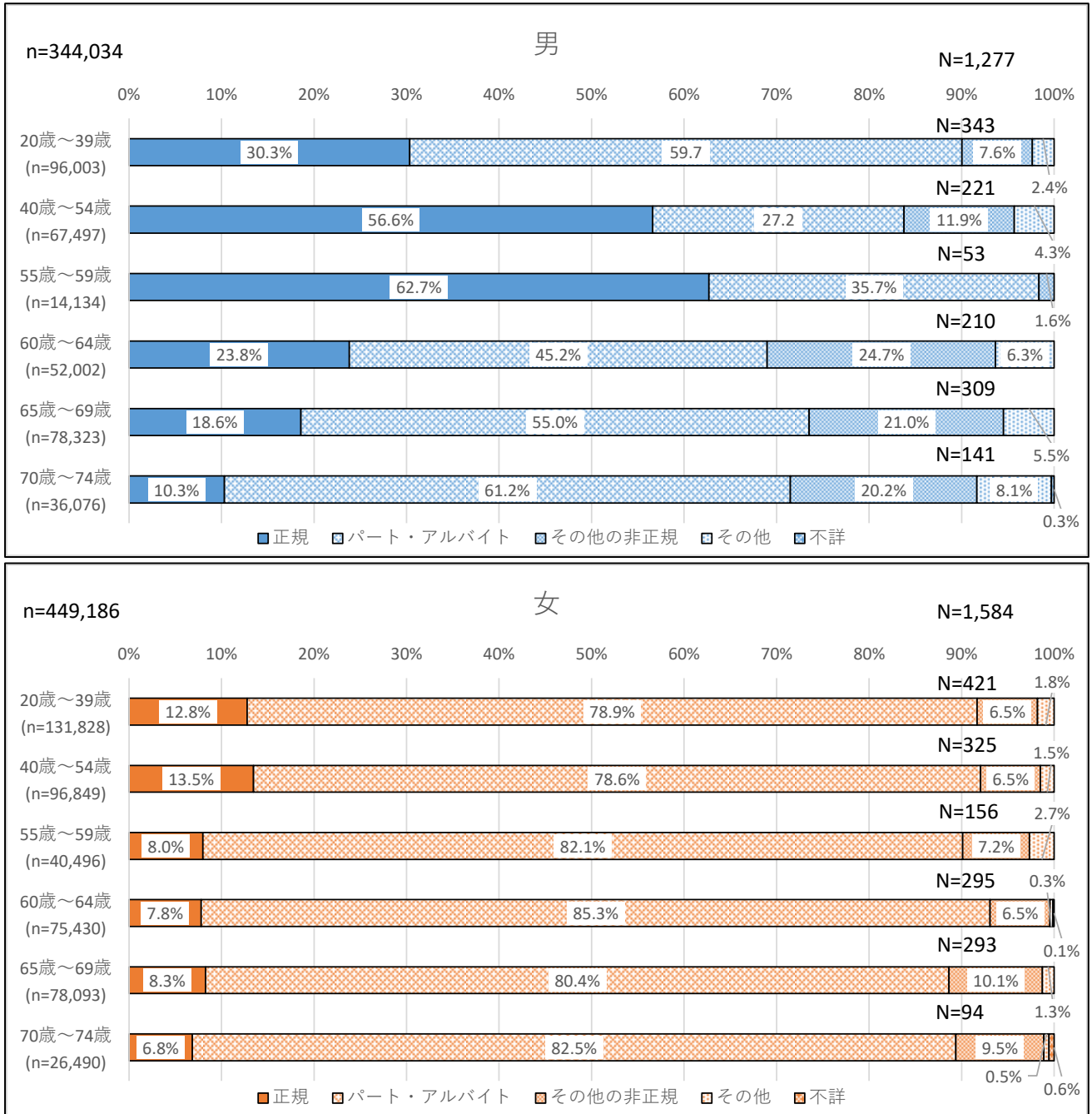
年齢階級が上がるにつれて、正規の割合が低くなる傾向が見られ、50歳代後半で22.1%、60歳代前半で14.3%、60歳代後半で13.4%であった。他方、パート・アルバイトについては50歳代後半で70.1%、60歳代前半で68.9%、60歳代後半で67.6%となっており、ほぼ横ばいになっている。非正規全体(パート・アルバイト及びその他の非正規)について見ると、50歳代後半で75.9%、60歳代前半で82.8%、60歳代後半で83.2%となっており、大きな違いは見られなかった。

正規と非正規の割合の年齢階級ごとの傾向の違いについては男女差が大きかった。男性は50歳代後半と60歳代前半の間で正規の割合が大きく減少(50歳代後半の62.7%に対して60歳代前半の23.8%)しており、逆にパート・アルバイトの割合が増加、その他の非正規の割合が大きく増加していた。60歳代前半と60歳代後半の間では、正規の割合に大きな違いは見られなかった。女性は50歳代後半以降の年齢階級を通じて正規の割合は約1割と低いまま推移し、パート・アルバイトの割合については50歳代後半以降、約8割と高い割合で推移していた。

図表6: (潜在的)国民年金第1号被保険者 雇用者に対する勤め先の呼称



図表6: (潜在的)国民年金第1号被保険者 雇用者に対する勤め先の呼称(続き)



(3) 個人の稼働所得(雇用者所得、事業所得、農耕・畜産所得および家内労働所得)

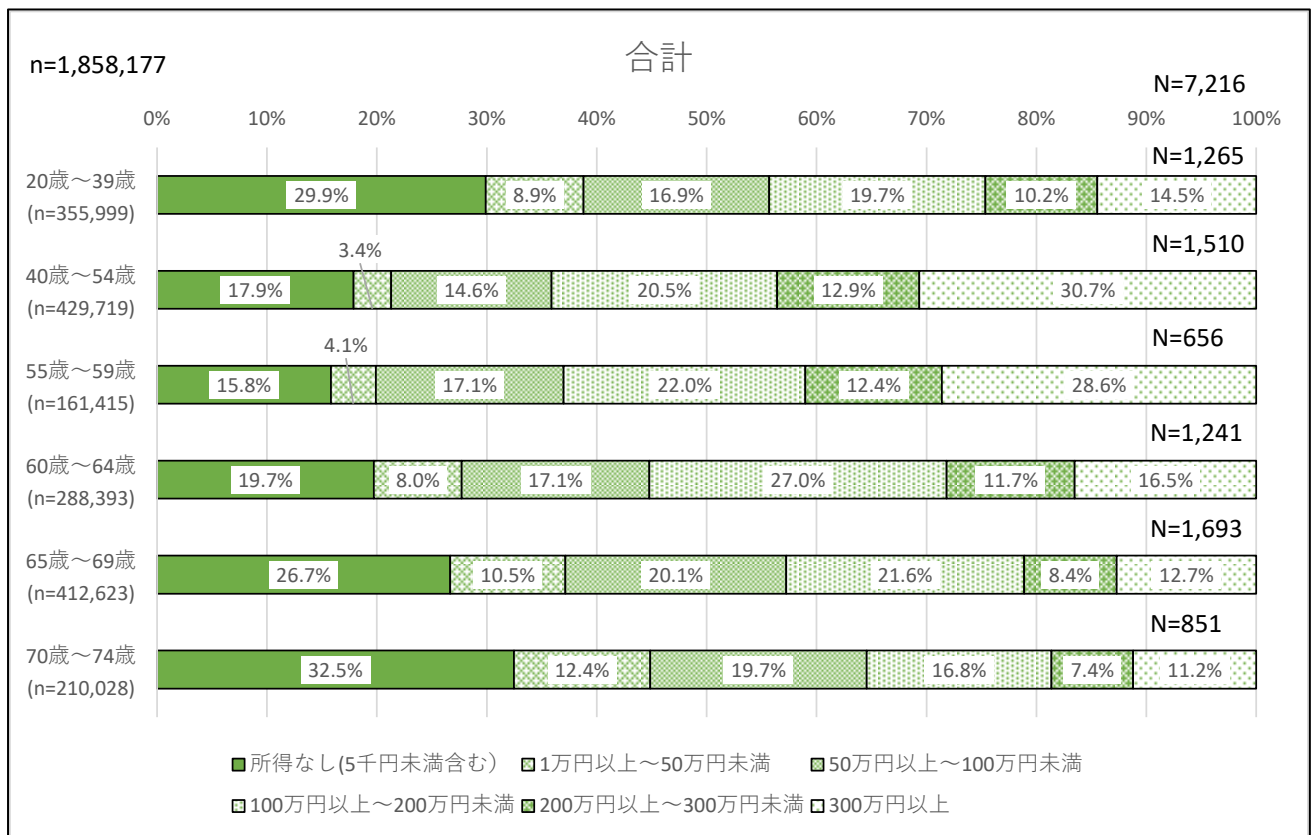
図表 7 は、国民年金第1号被保険者の有業者について、稼働所得(雇用者所得、事業所得、農耕・畜産所得および家内労働所得)の状況を見たものである(60歳以上は潜在的な第1号被保険者)。

年齢階級が上がるにつれて、稼働所得は低くなる傾向にあり、特に所得なし(5千円未満含む)の割合が増加していた。また、60歳代前半以降は、100万円以上の区分は減少しており、特に50歳代後半から60歳代前半にかけて300万円以上の割合が大きく減少していた。

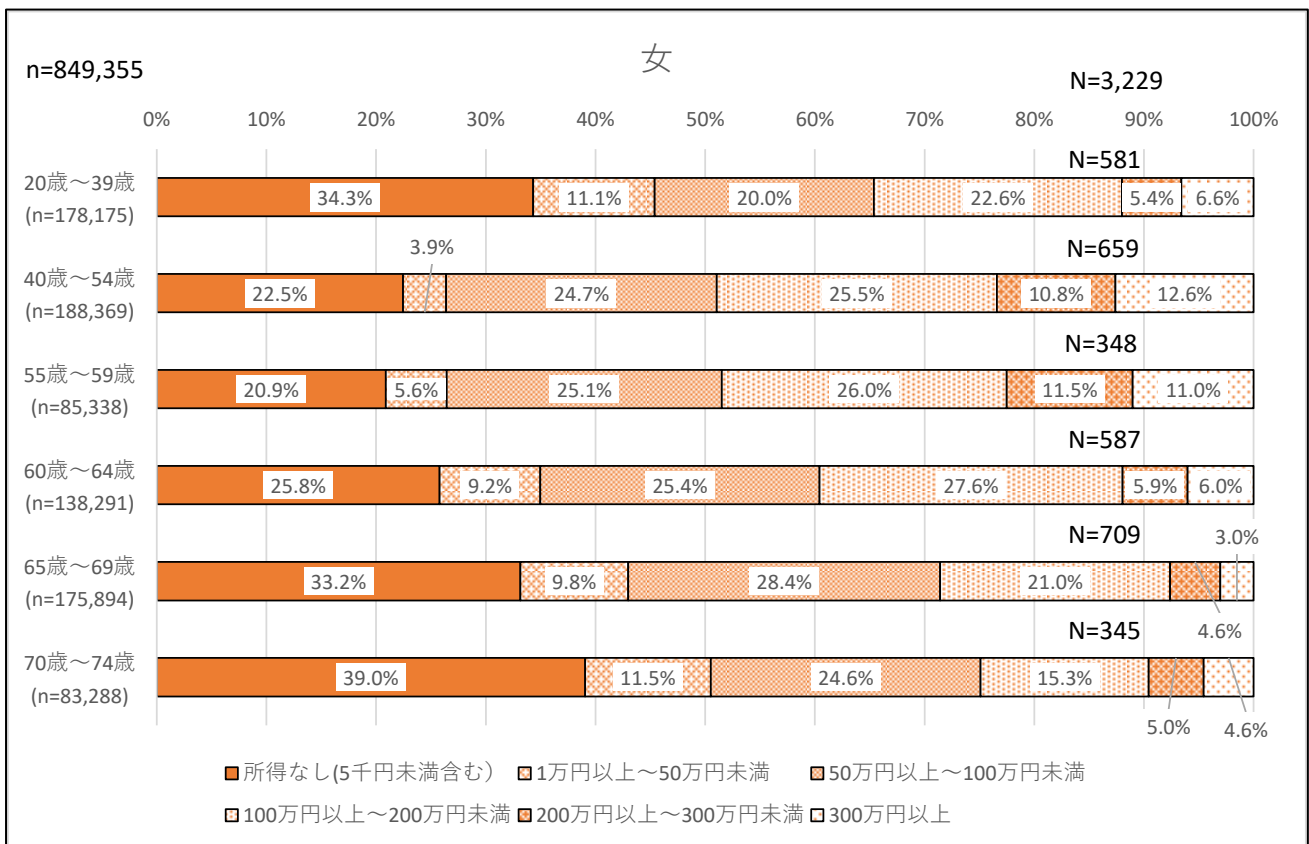
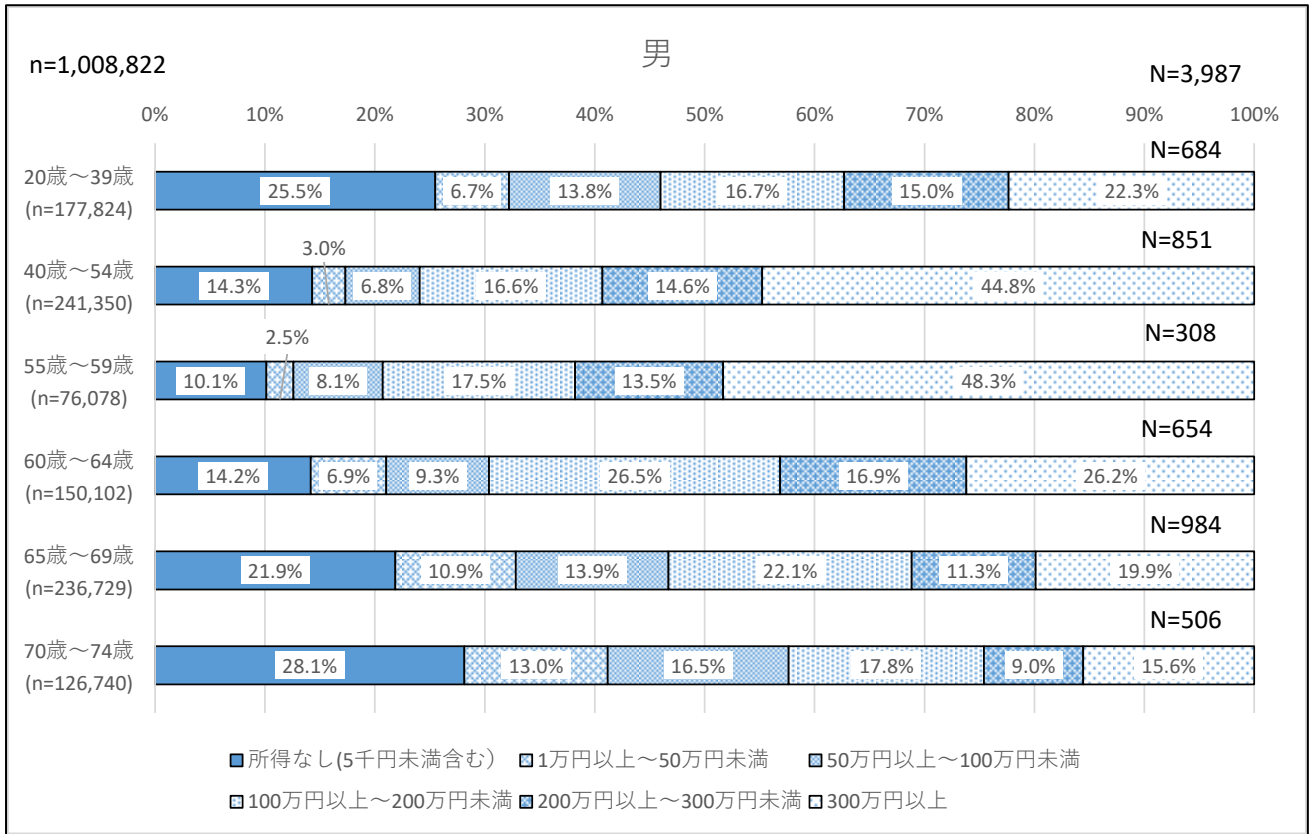
男性は50歳代後半と60歳代前半の間で300万円以上の割合が大きく減少(50歳代後半の48.3%に対して60歳代前半の26.2%)しており、それ以外の区分の割合がやや増加、特に所得なし(5千円未満含む)の割合が大きく増加していた。

女性は300万円以上の割合がそもそも低いが、男性と同様に60歳代前半と60歳代後半において、割合で見て大きく減少している。また、年齢階級が上がるにつれて所得なし(5千円未満含む)の割合が増加、それ以外の区分の割合がおおむね減少していた。

図表7: (潜在的)国民年金第1号被保険者(有業者のみ)稼働所得



図表7: (潜在的)国民年金第1号被保険者(有業者のみ)稼働所得(続き)

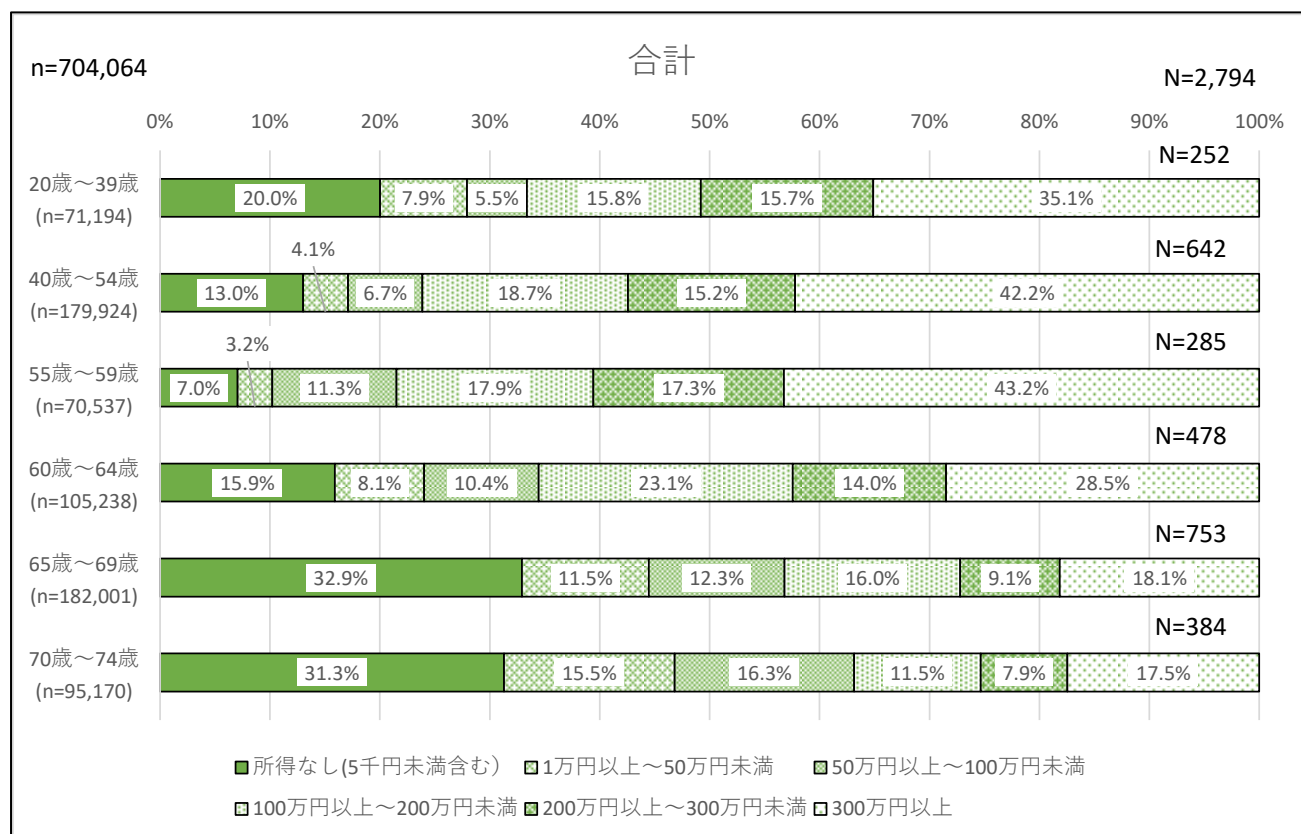


図表8は、国民年金第1号被保険者の自営業者について、稼働所得の状況を見たものである(60歳以上は潜在的な第1号被保険者)。

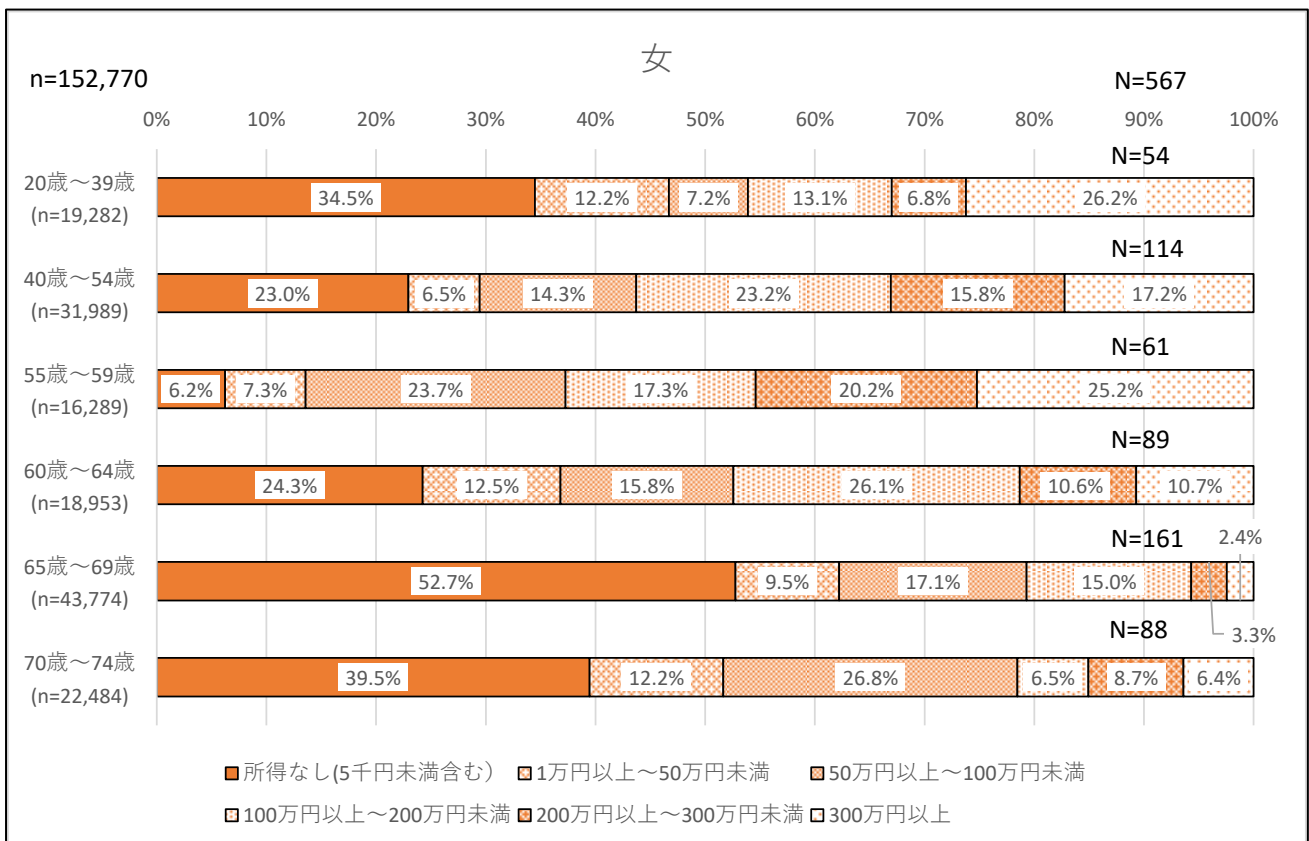
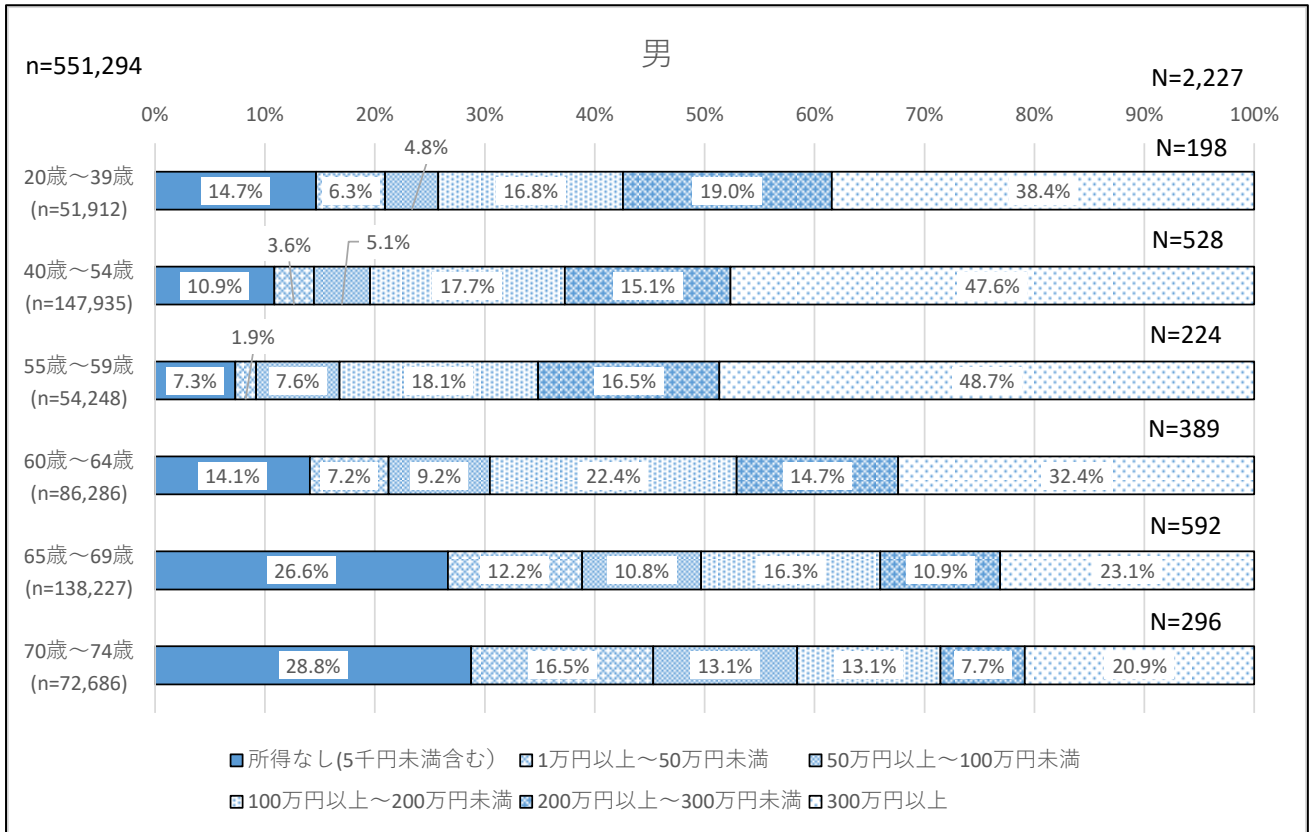
年齢階級が上がるにつれて、稼働所得が低くなる傾向があった。50歳代後半から60歳代後半までの年齢階級を見ると、所得なし(5千円未満含む)の割合が増加する一方で、200万円以上の区分は減少しており、特に300万円以上の割合が大きく減少していた。

男女別で見ると、同じ年齢階級では男性の方が女性より所得が高い傾向があった。男性についても女性についても、50歳代後半から60歳代後半に至るまでの年齢階級で、所得なし(5千円未満含む)の割合が増加する一方で、200万円以上の区分は減少しており、特に300万円以上の割合が大きく減少していた。

図表8: (潜在的)国民年金第1号被保険者(自営業者)稼働所得

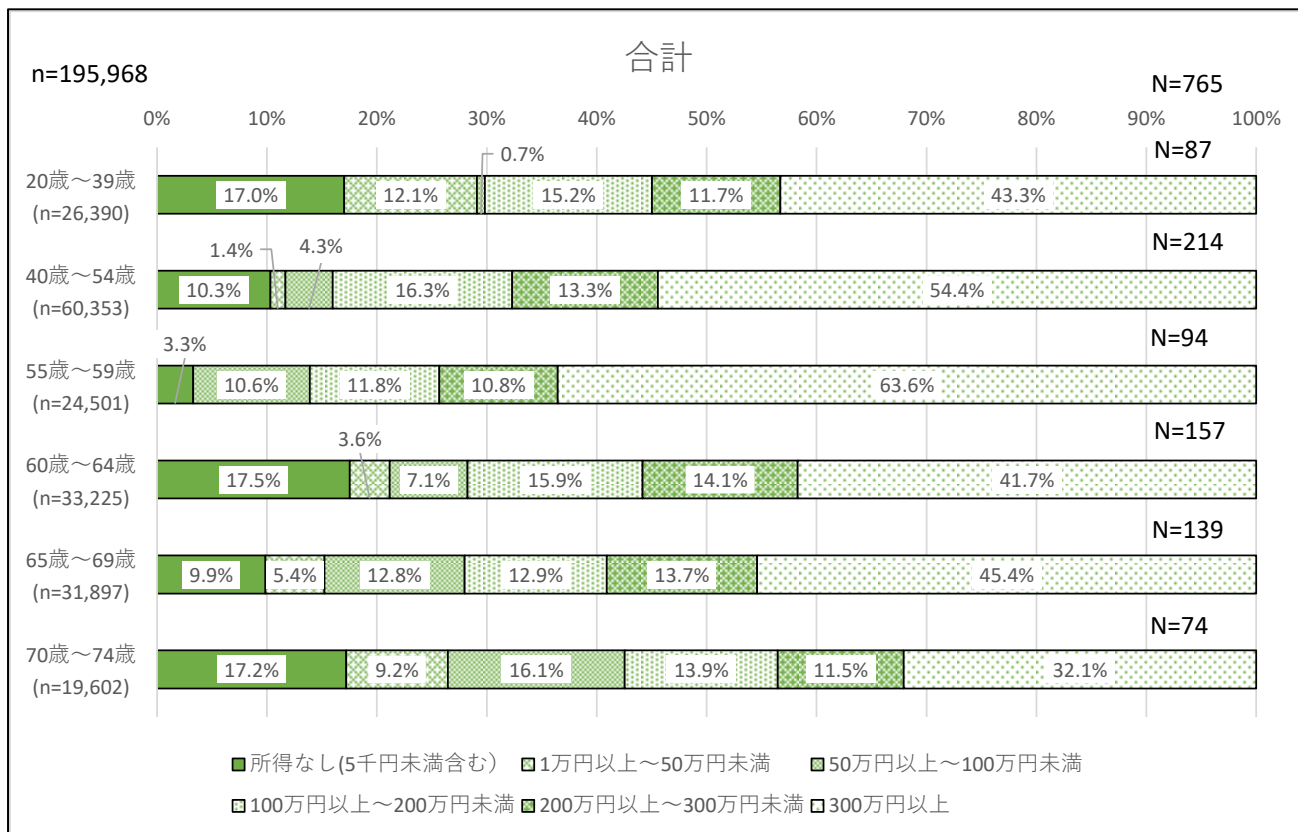


図表8: (潜在的)国民年金第1号被保険者(自営業者)稼働所得(続き)



図表 9 は、国民年金第1号被保険者の雇人ありの自営業者について、稼働所得の状況を見たものである(60歳以上は潜在的な第1号被保険者)。所得なしの割合は年齢階級によって一定の傾向は観察されないが、100万円未満の者の割合で見ると50歳代後半から60歳代後半にかけて高くなっている。また、300万円以上の者の割合は50歳代後半から60歳代前半で大きく下がり、その後は一定の傾向は観察されない。

図表9: (潜在的)国民年金第1号被保険者(自営業者・雇人あり)稼働所得

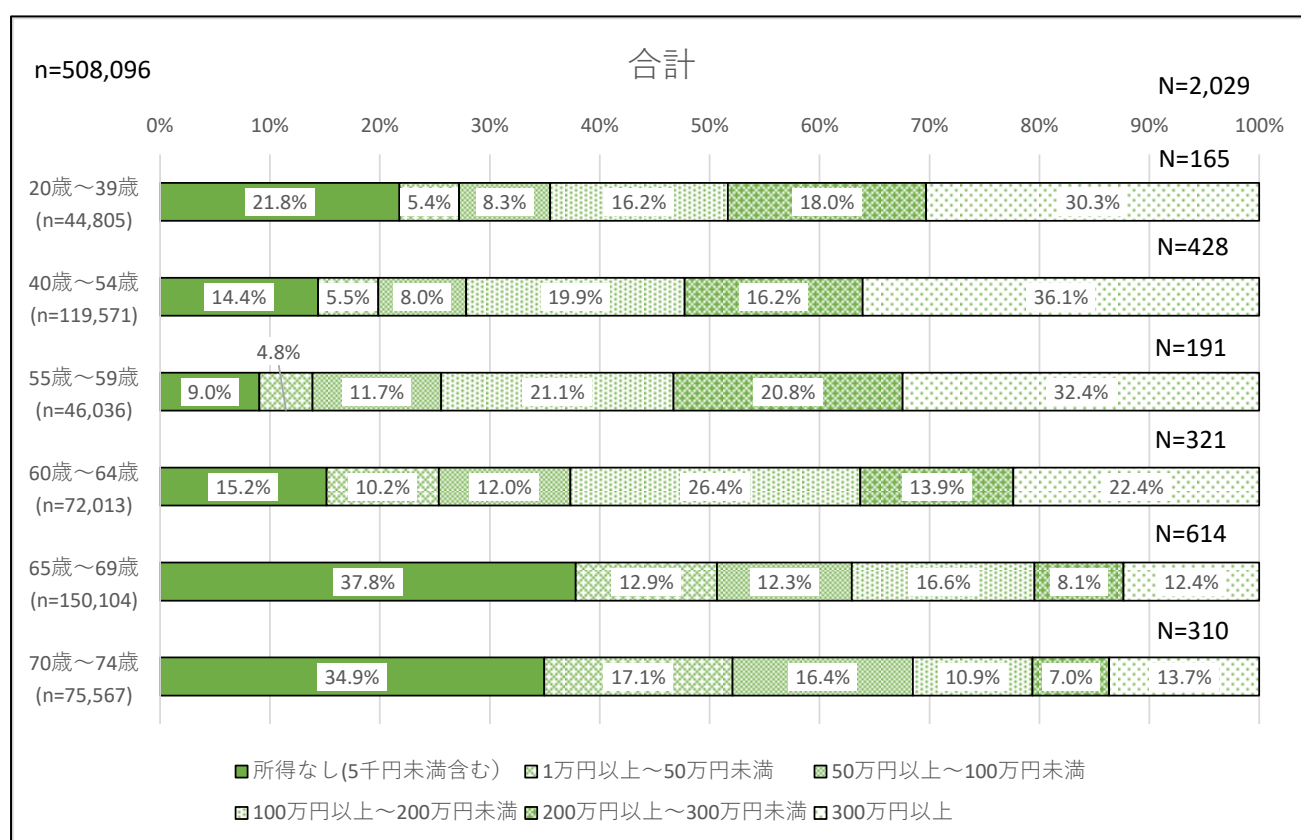


図表 10 は、国民年金第1号被保険者の雇人なしの自営業者について、稼働所得の状況を見たものである(60歳以上は潜在的な第1号被保険者)。

50歳代後半から60歳代後半にかけて、所得なしの割合が高くなり、200万円以上～300万円未満、300万円以上の割合が低くなっているが、60歳代前半から60歳代後半にかけて所得なしの者の増加幅が特に多くなっていた。

同年齢階級の国民年金第1号被保険者における自営業者について、雇人ありの者と雇人なしの者の稼働所得を比較すると、雇人ありの者の方が雇人なしの者に比べて稼働所得が高い傾向にある。例えば60歳代前半を見ると、雇人ありの者では稼働所得300万円以上の割合が41.7%に対して、雇人なしの者では稼働所得300万円以上の割合は22.4%であった。

図表 10: (潜在的)国民年金第1号被保険者(自営業者・雇人なし)稼働所得



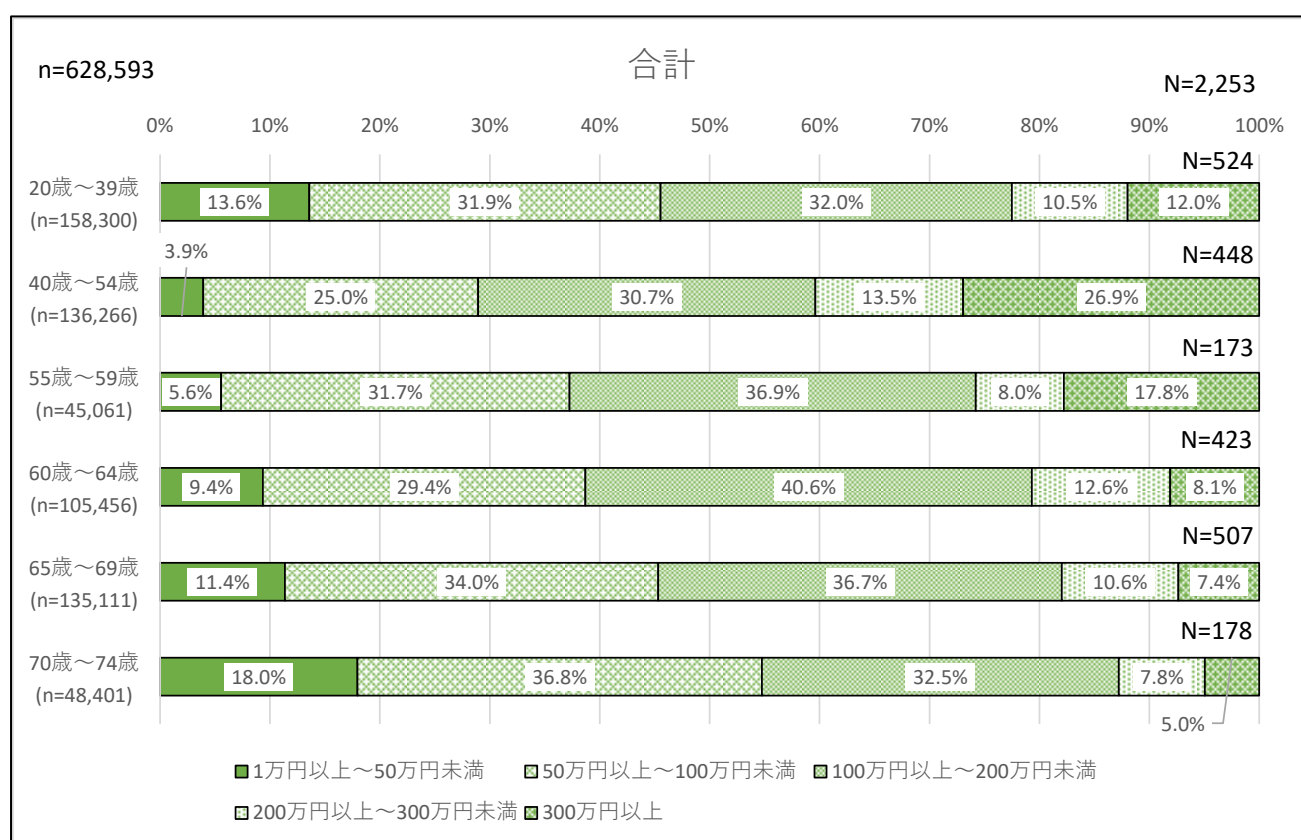
図表 11 は、国民年金第1号被保険者のうち雇用者について雇用者所得の状況を見たものである(60歳以上は潜在的国民年金第1号被保険者)。

50歳代後半以降は年齢階級が上がるにつれて、1万円以上～50万円未満の割合が増加し300万円以上の割合が減少していたが、それ以外の区分の割合に大きな違いは見られなかった。

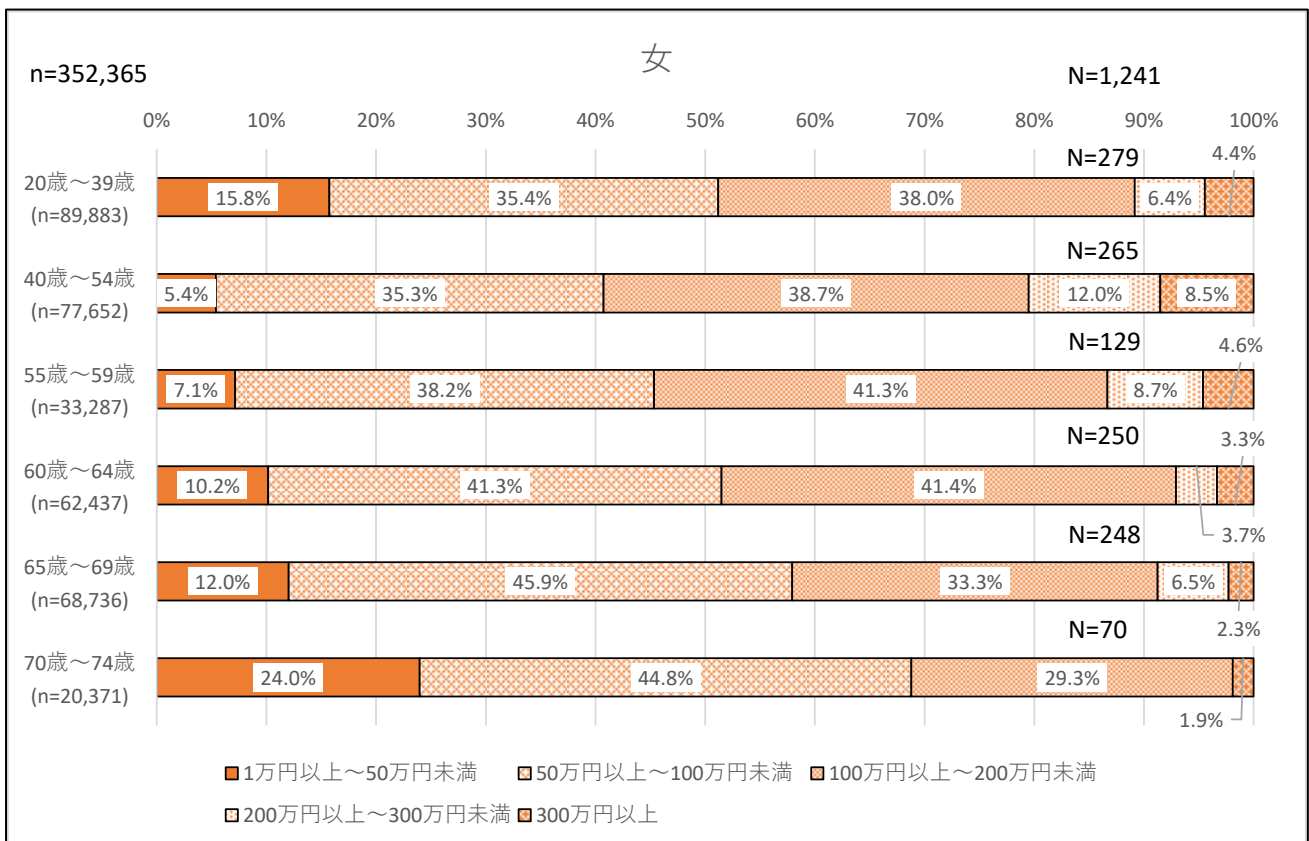
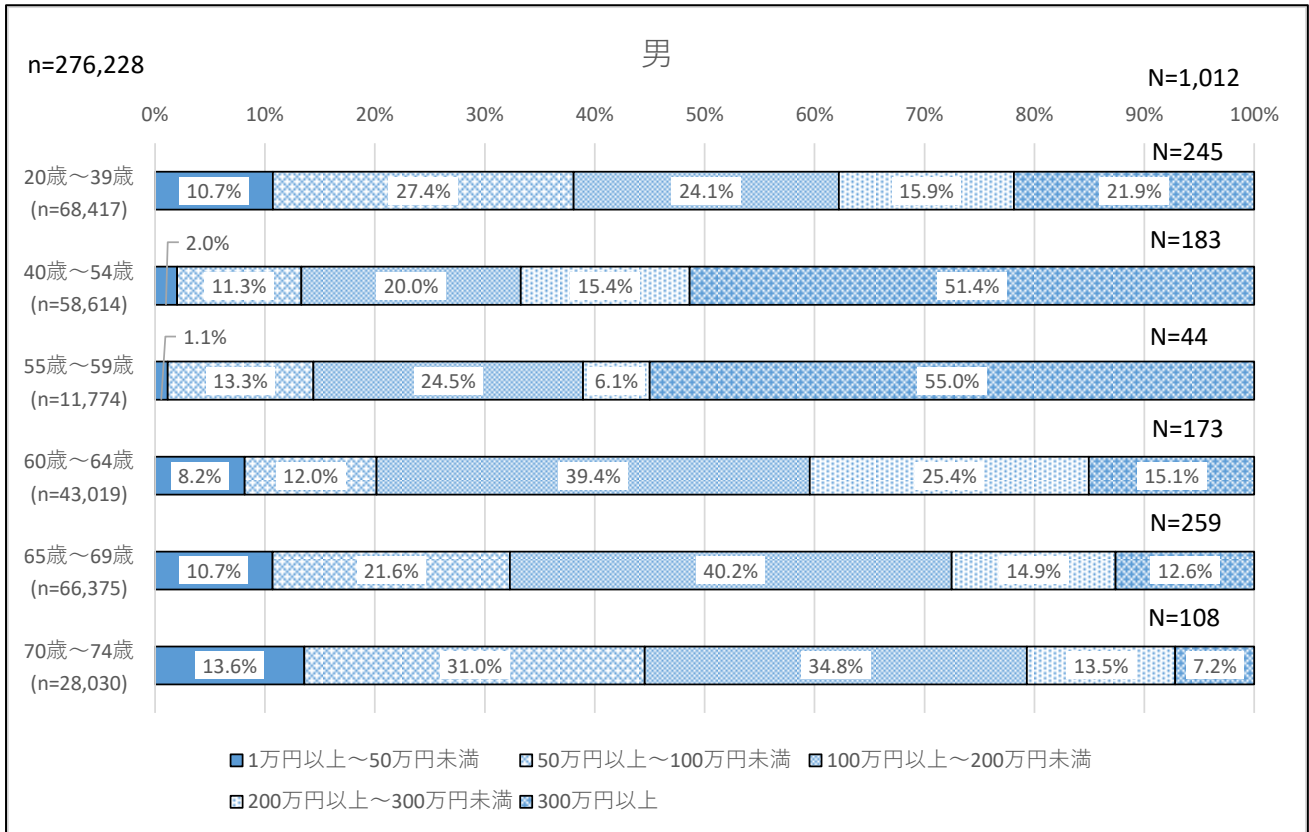
男性は50歳代後半と60歳代前半の間で300万円以上の割合が大きく減少(50歳代後半の55.0%に対して60歳代前半の15.1%)しており、それ以外の区分の割合がおおむね増加していた。特に1万円以上～50万円未満の割合は50歳代後半には1.1%と僅かであったが、60歳代前半では8.2%であった。

女性は50歳代後半以降、年齢階級が上がるにつれて1万円以上～50万円未満および50万円以上～100万円未満の割合が増加、それ以外の区分の割合がおおむね減少していた。

図表 11: (潜在的)国民年金第1号被保険者 雇用者における雇用者所得



図表 11: (潜在的)国民年金第1号被保険者 雇用者における雇用者所得(続き)



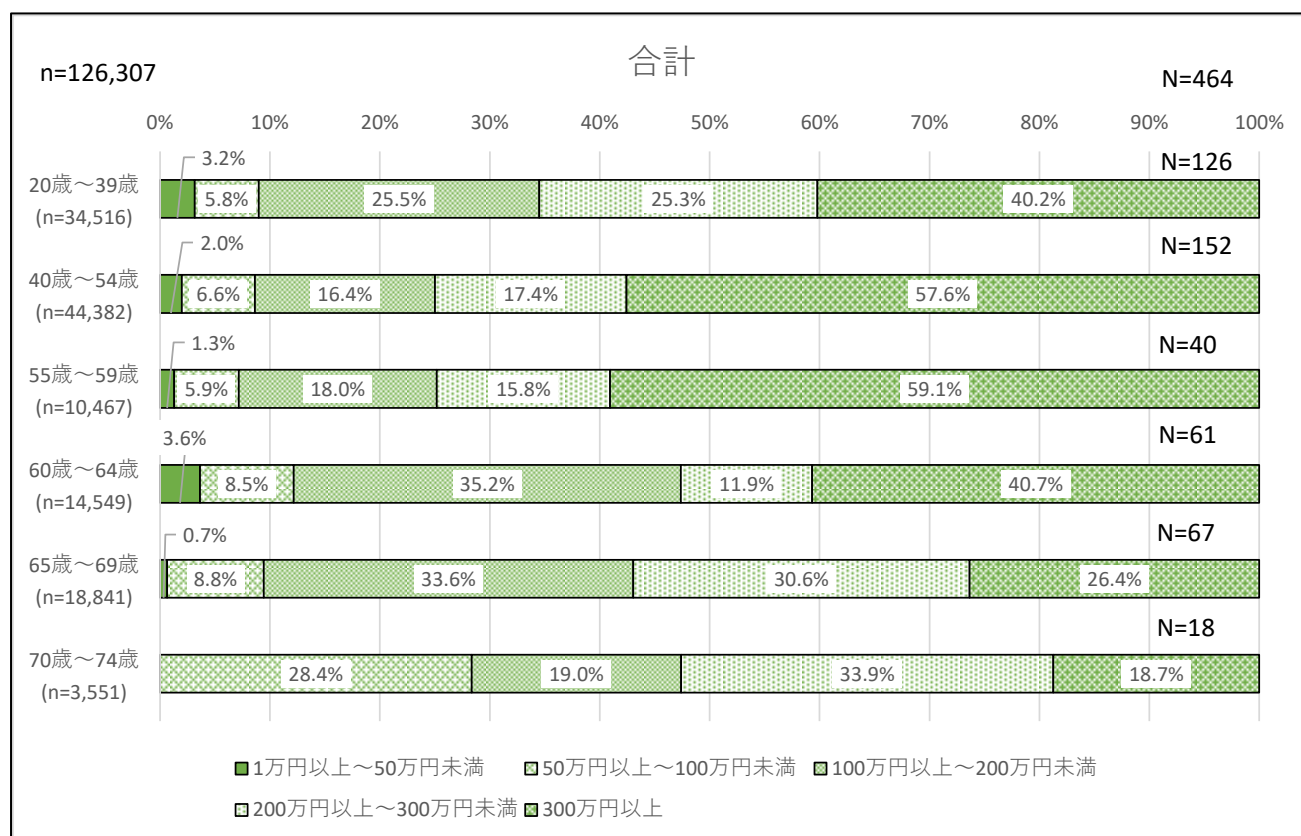
図表 12 は、国民年金第1号被保険者のうち雇用者(正規の者)について雇用者所得の状況を見たものである(60歳以上は潜在的国民年金第1号被保険者)。

同様に図表 13 は、国民年金第1号被保険者のうち雇用者(非正規の者)について雇用者所得の状況を見たものである(60歳以上は潜在的国民年金第1号被保険者)。

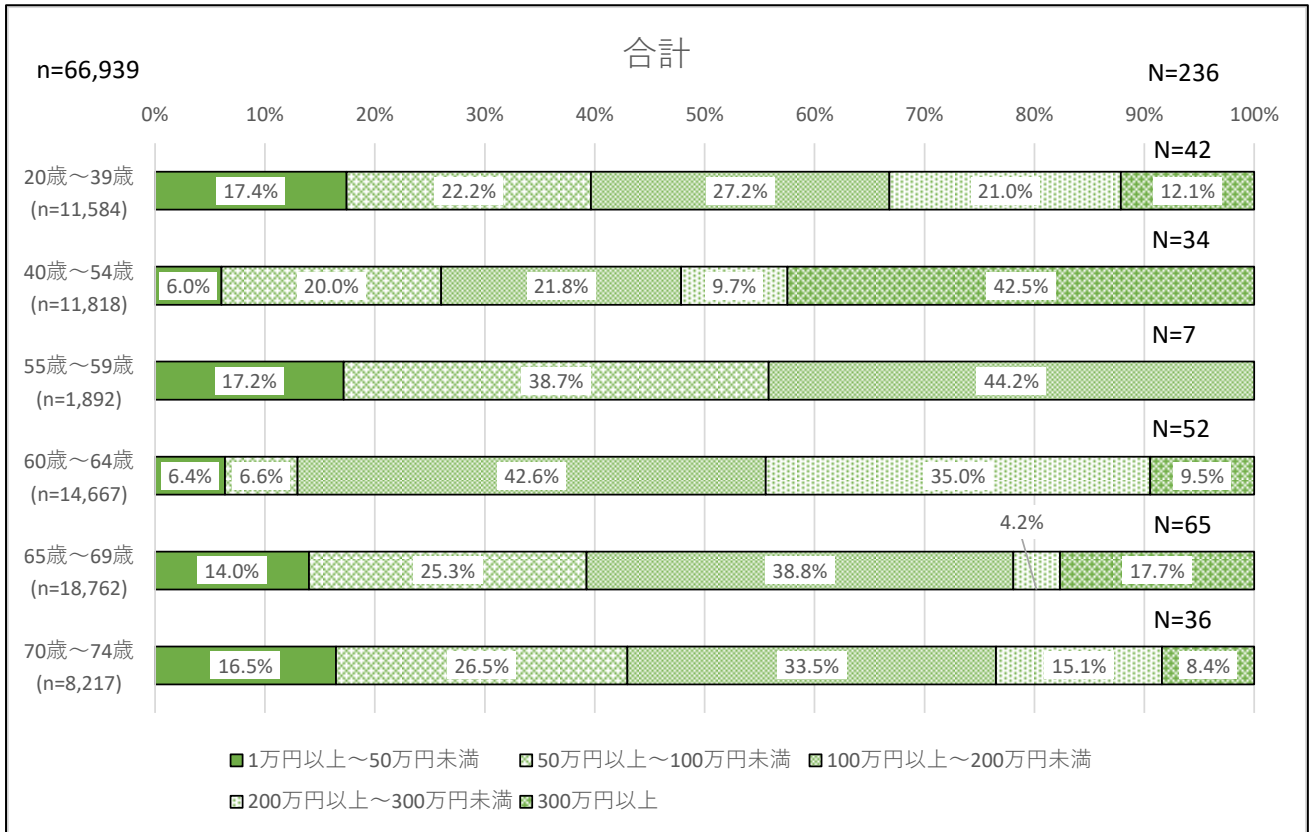
正規の者については、60歳代以降、年齢階級が上がるにつれて、300万円以上の割合が低くなる傾向があった。

同年齢階級の国民年金第1号被保険者における正規の者と非正規の者の雇用者所得を比較すると、正規の者の方が非正規の者の雇用者所得に比べて高い傾向にあった。具体的には、例えば60歳代前半を見ると、正規の者では1～50万円未満が3.6%、300万円以上が40.7%となっている。非正規の者では1～50万円未満が6.4%、300万円以上が9.5%となっていた。

図表 12: (潜在的)国民年金第1号被保険者 雇用者(正規の者)に対する雇用者所得



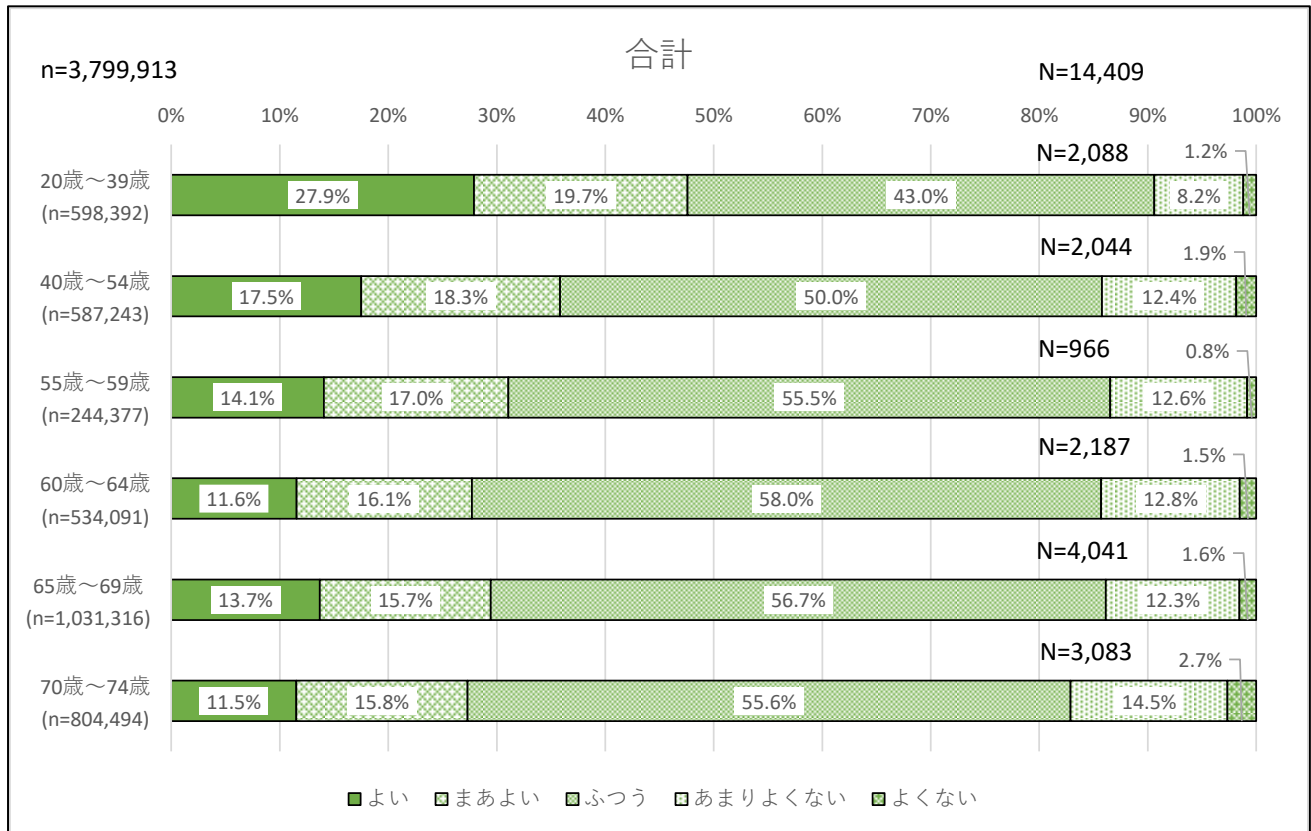
図表 13: (潜在的) 国民年金第1号被保険者 雇用者(非正規の者)に対する雇用者所得



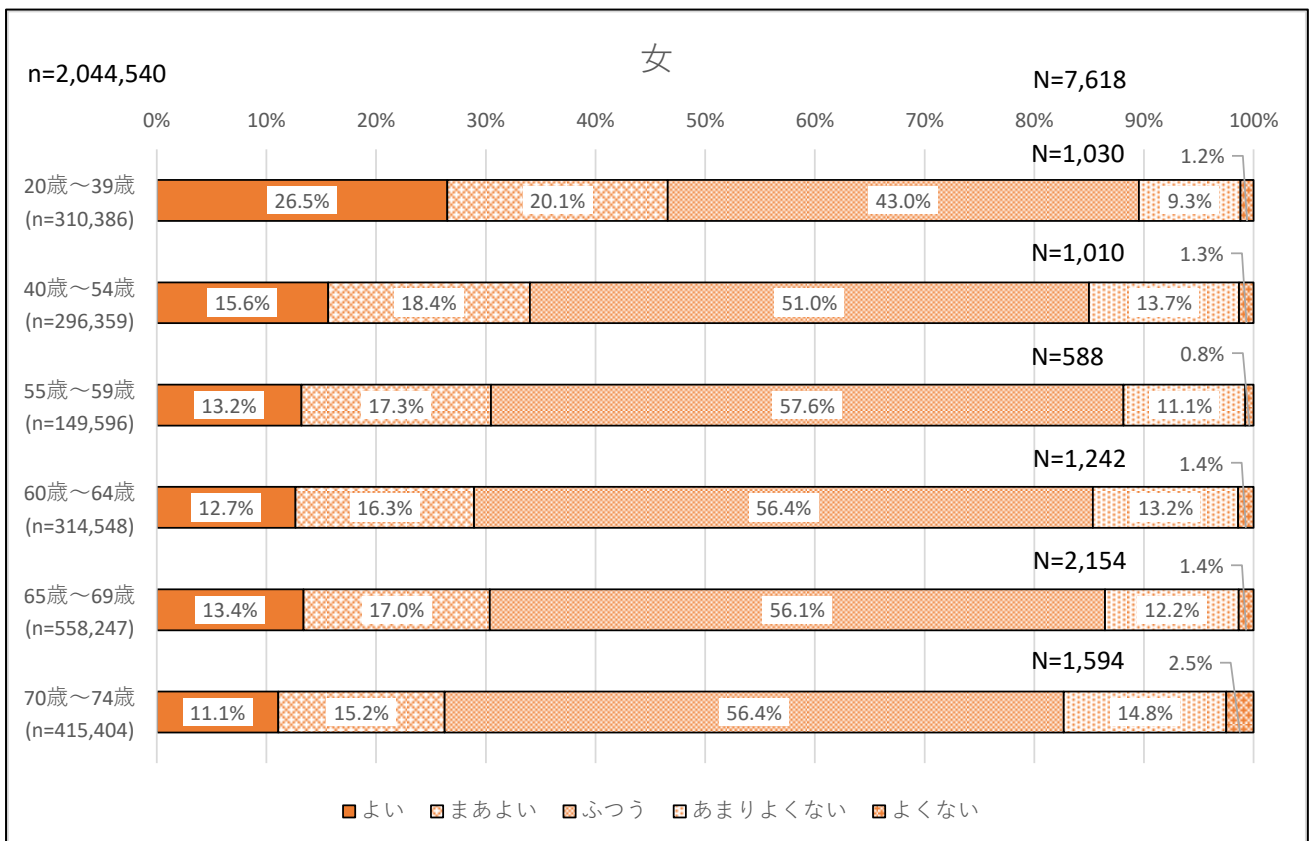
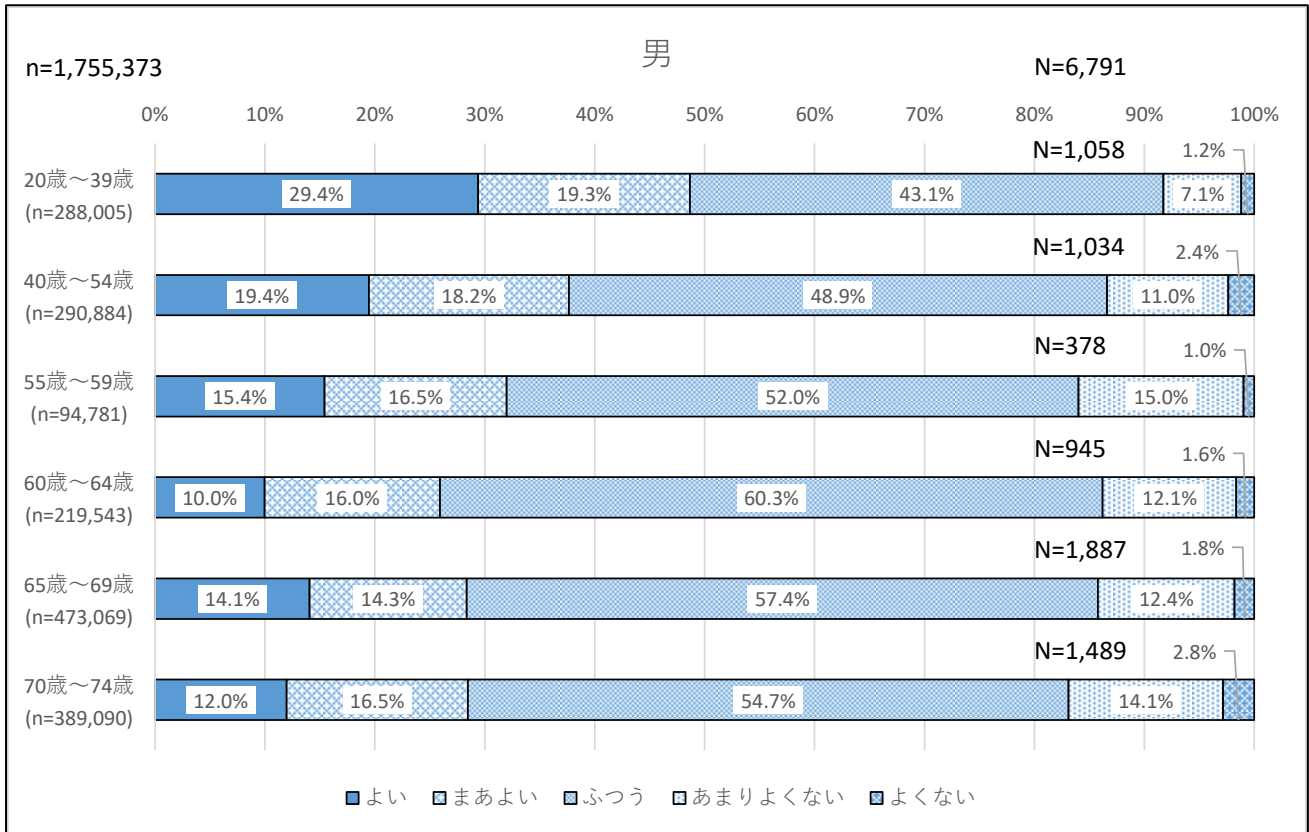
(4) 健康状態

図表 14-1 は、国民年金第1号被保険者について主観的健康状態の状況を見たものである(60 歳以上は潜在的国民年金第1号被保険者)。50 歳代後半から 60 歳代前後半については、男女計でも、男、女それぞれで見ても、年齢階級ごとの主観的健康状態の傾向の差はほとんど認められなかった。

図表 14-1: (潜在的)国民年金第1号被保険者 主観的健康状態



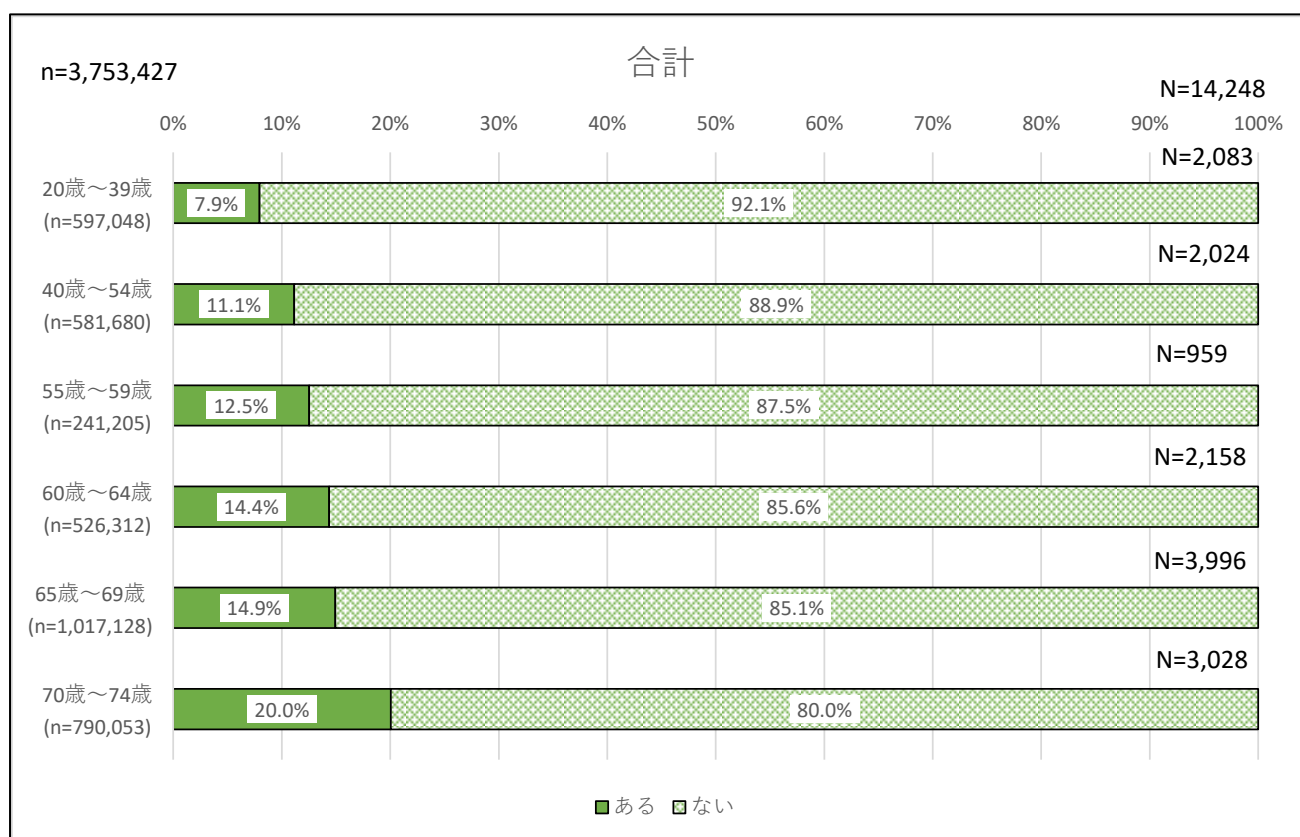
図表 14-1: (潜在的)国民年金第1号被保険者 主観的健康状態(続き)



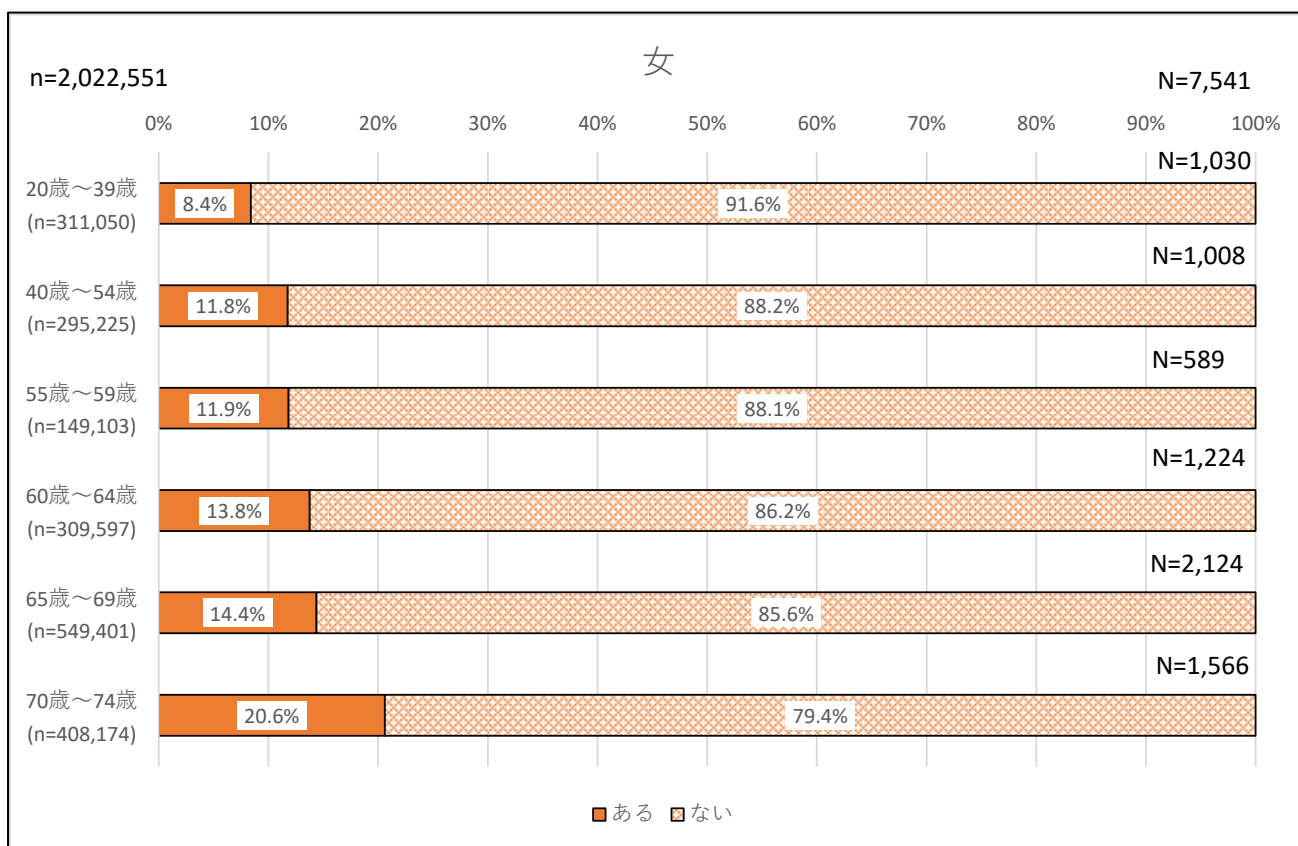
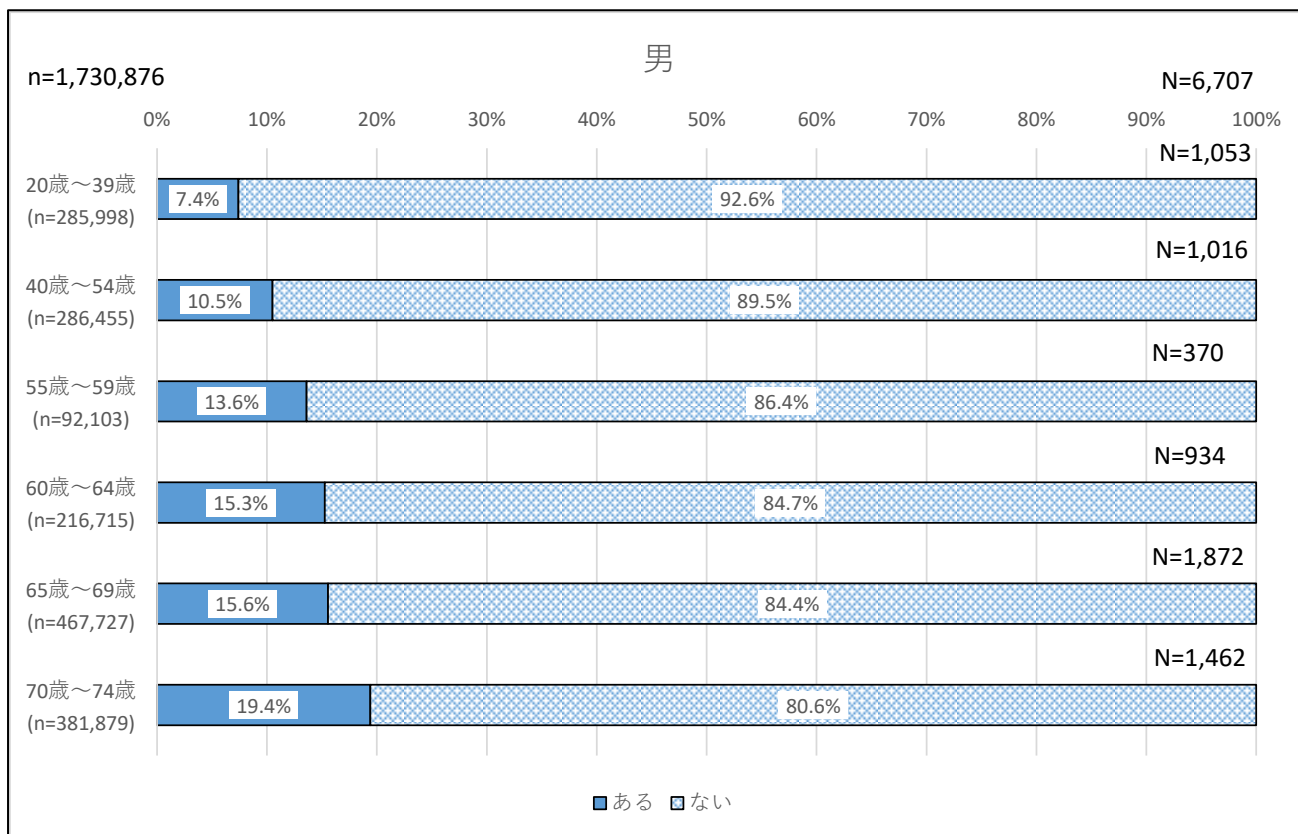
図表 14-2 は、国民年金第1号被保険者について健康上の問題でなんらかの日常生活に影響がある者の割合を見たものである。

影響があると答えている者の割合は、50 歳代後半で 12.5%、60 歳代前半で 14.4%、60 歳代後半で 14.9% だが、70 歳代前半で 20.0% となっており、年齢が上がるにつれての変化は少なく、50 歳代後半から 60 歳代後半にかけての差よりも 60 歳代後半と 70 歳代前半の差の方が大きかった。この傾向は男性にも女性にも当てはまる。

図表 14-2: (潜在的)国民年金第1号被保険者 健康上の問題で何らかの日常生活に影響がある者の割合



図表 14-2: (潜在的)国民年金第1号被保険者 健康上の問題で
何らかの日常生活に影響がある者の割合(続き)

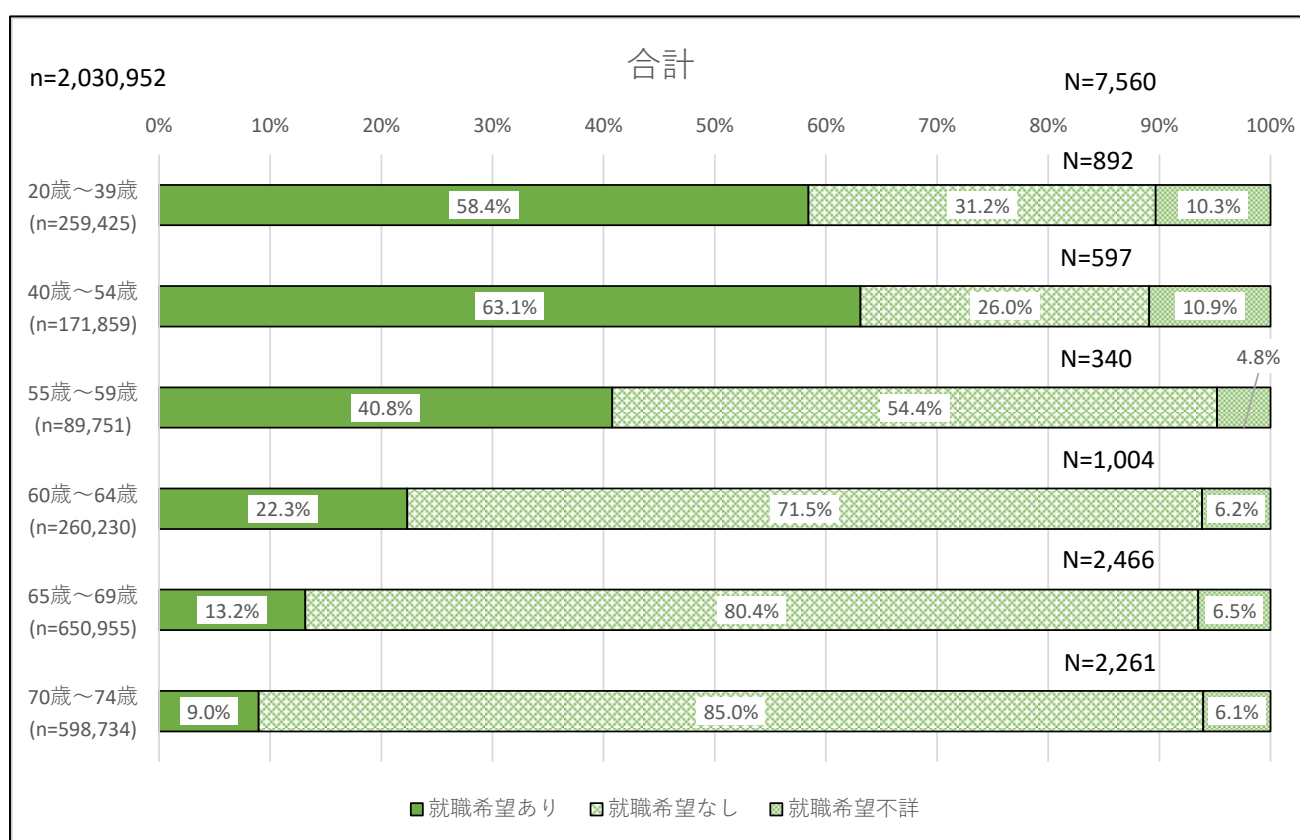


図表 15～図表 18 では、就職希望だが健康状態等によって仕事に就けない者の割合を確認した。

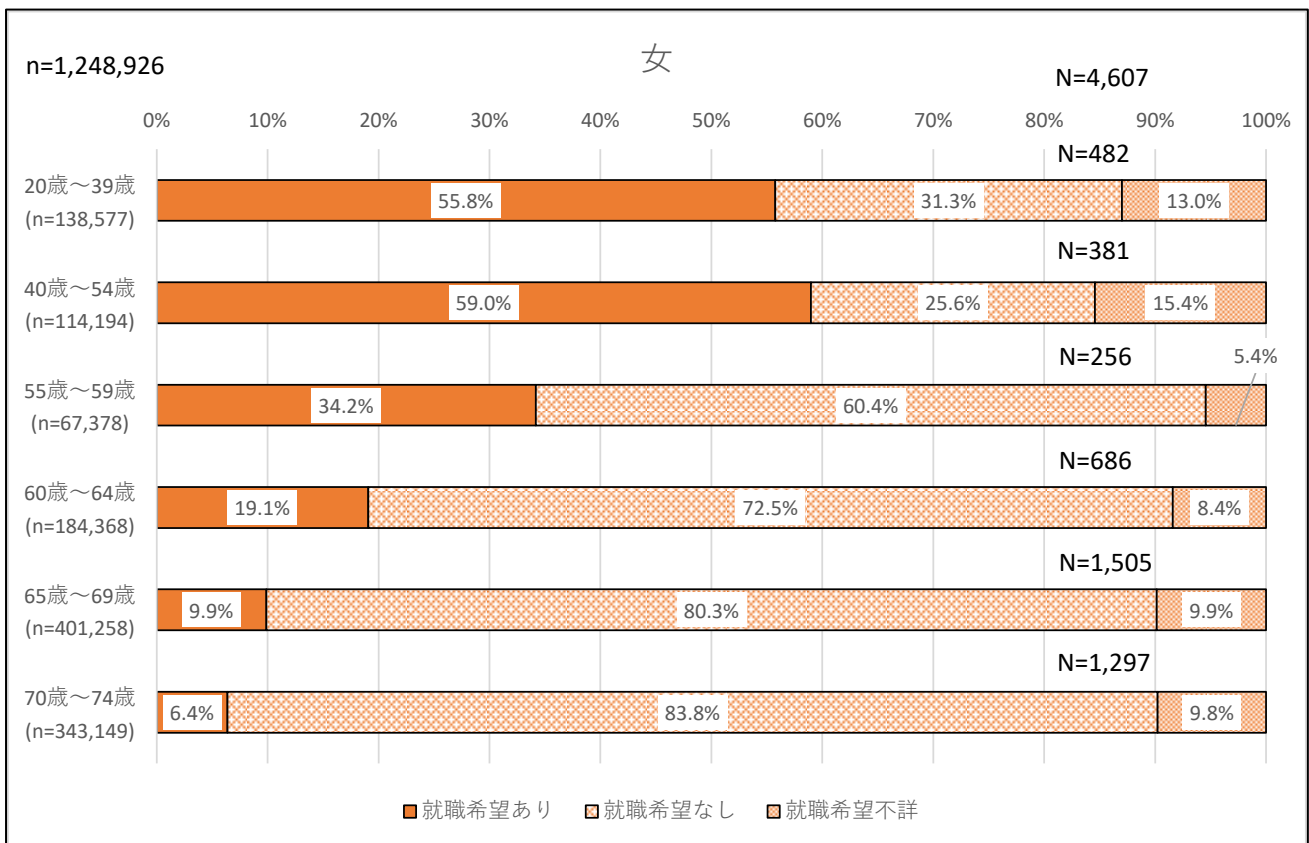
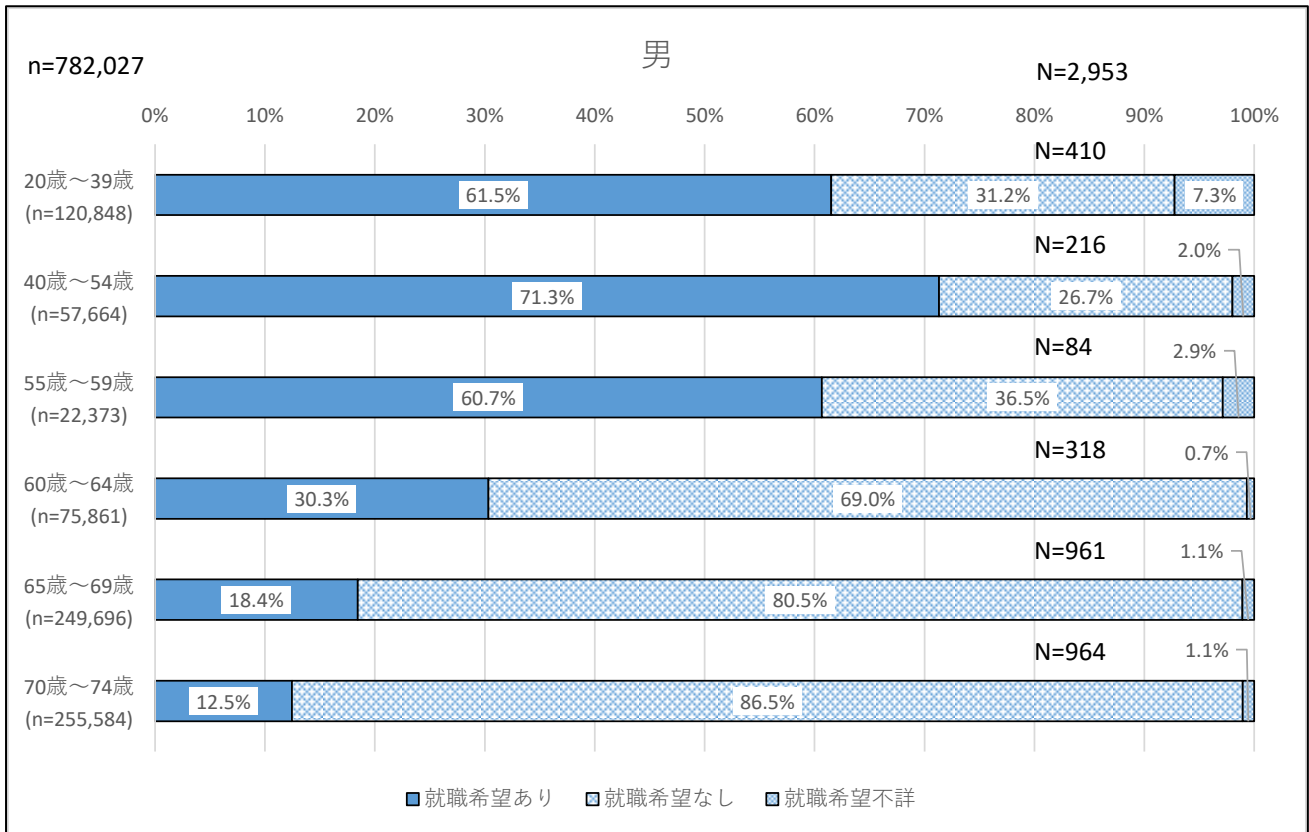
図表 15 は、国民年金第1号被保険者のうち仕事なしの者について就職希望の有無を見たものである(60歳以上は潜在的国民年金第1号被保険者)。

就職希望ありの者は60歳代前半で、男女計では22.3%、男性では30.3%、女性では19.1%となっていた。年齢階級ごとに見ると、男女計でも、男、女それぞれで見ても、50歳代後半から70歳代前半にかけて就職希望ありの者の割合は低くなる傾向にあり、特に男性では50歳代後半が60.7%の者が就職希望ありであるのに対して、60歳代前半では30.3%と大幅に低くなっていた。

図表 15: (潜在的)国民年金第1号被保険者 仕事なしの者について、
就職希望の有無



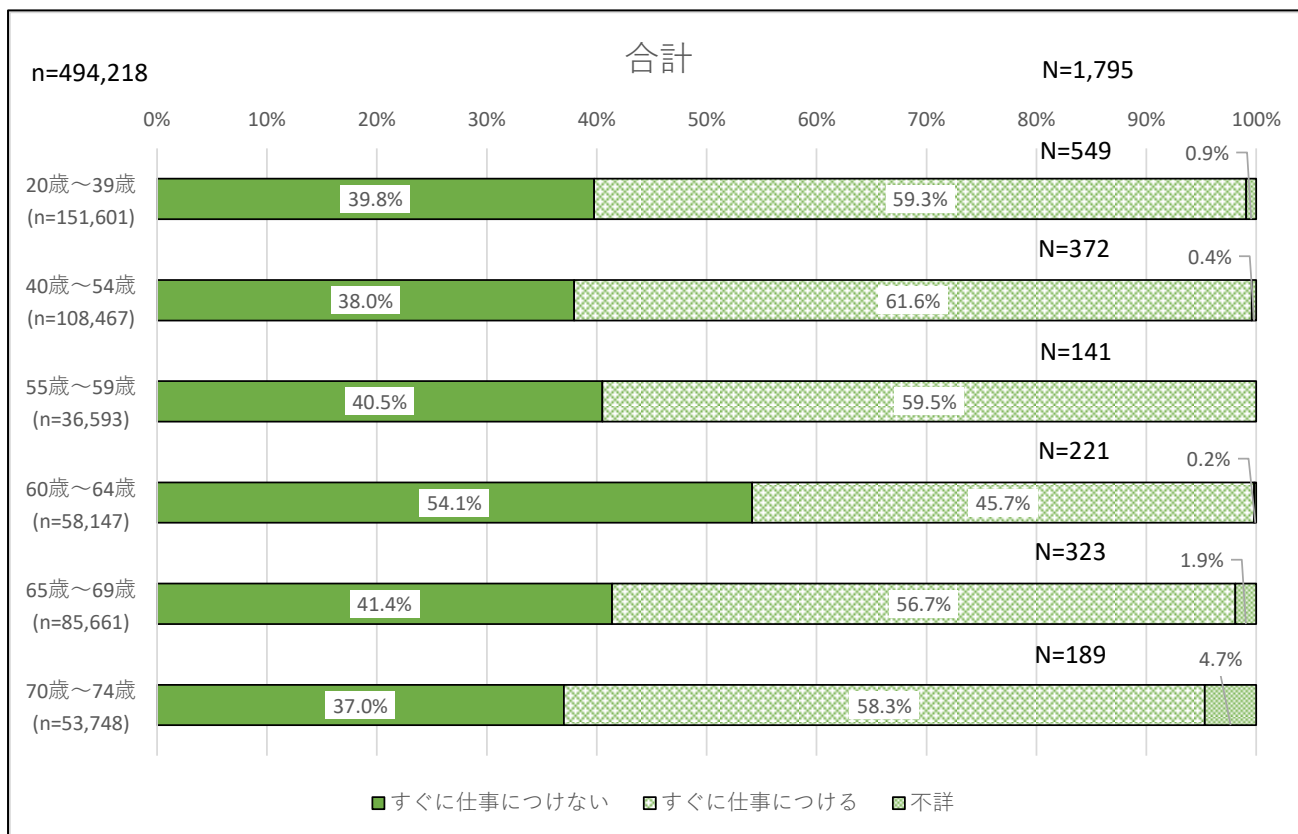
図表 15: (潜在的)国民年金第1号被保険者 仕事なしの者について、
就職希望の有無(続き)



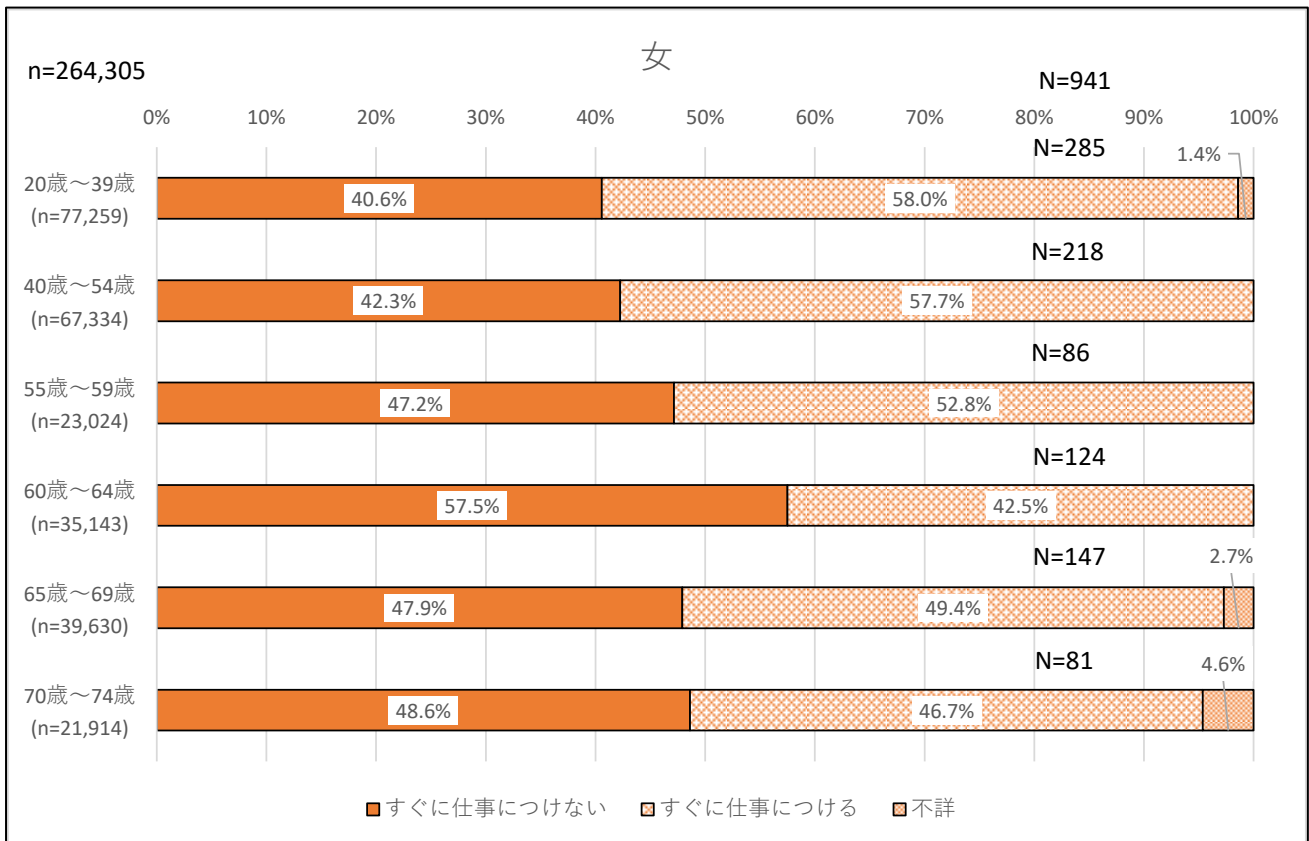
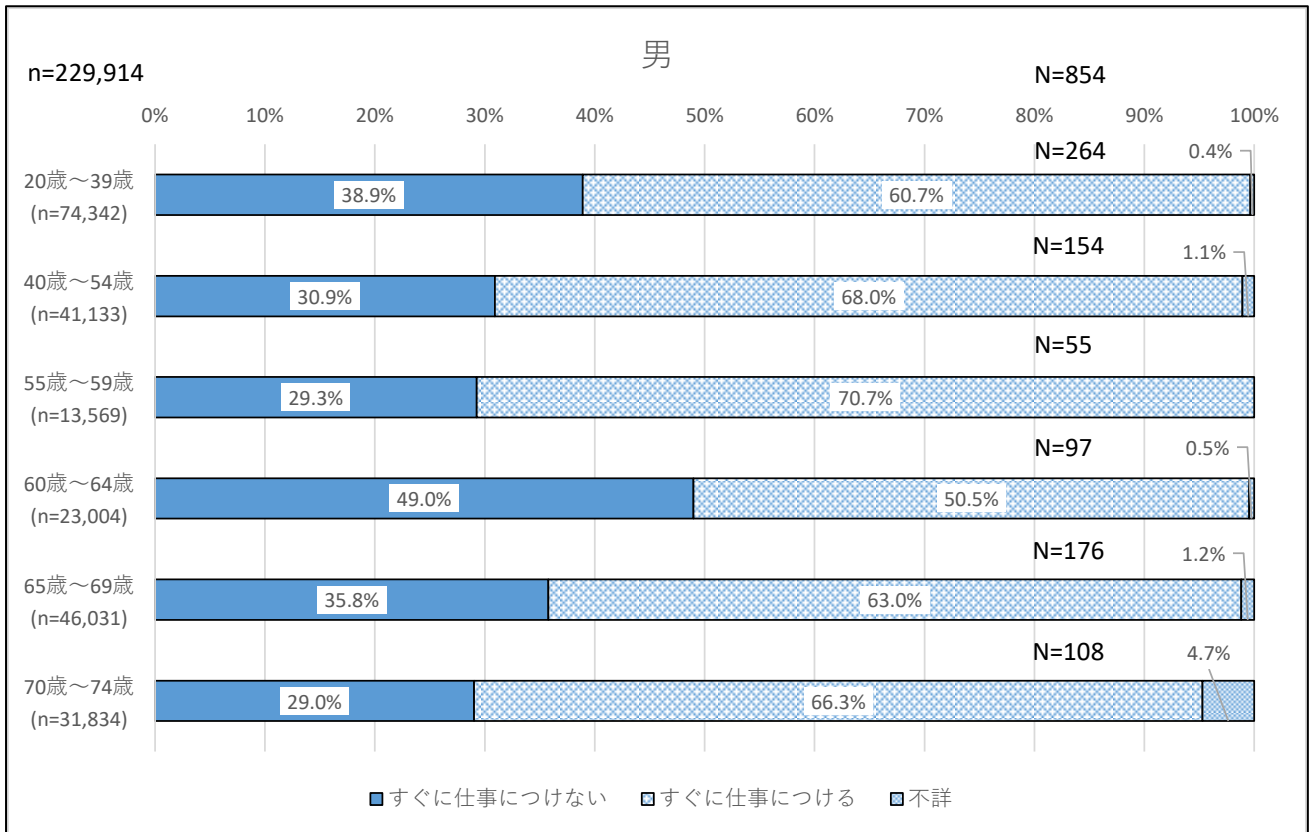
図表 16 は、国民年金第1号被保険者の雇用者のうち仕事なしの者について「就業を希望しており、すぐに仕事につける者」「就業を希望しているが、すぐに仕事につけない者」の割合をそれぞれ見たものである(60歳以上は潜在的国民年金第1号被保険者)。

「すぐに仕事につけない」割合は、男女合計で見ると50歳代後半では40.5%、60歳前半では54.1%、60歳代後半では41.4%であった。男女計、男性、女性いずれにおいても「すぐに仕事につけない」割合は50歳代後半と比較して60歳代前半において増加しており、60歳代後半において再び減少していた。

図表 16: (潜在的)国民年金第1号被保険者 仕事なしの者(就業希望者)について、すぐに仕事につけない者の割合



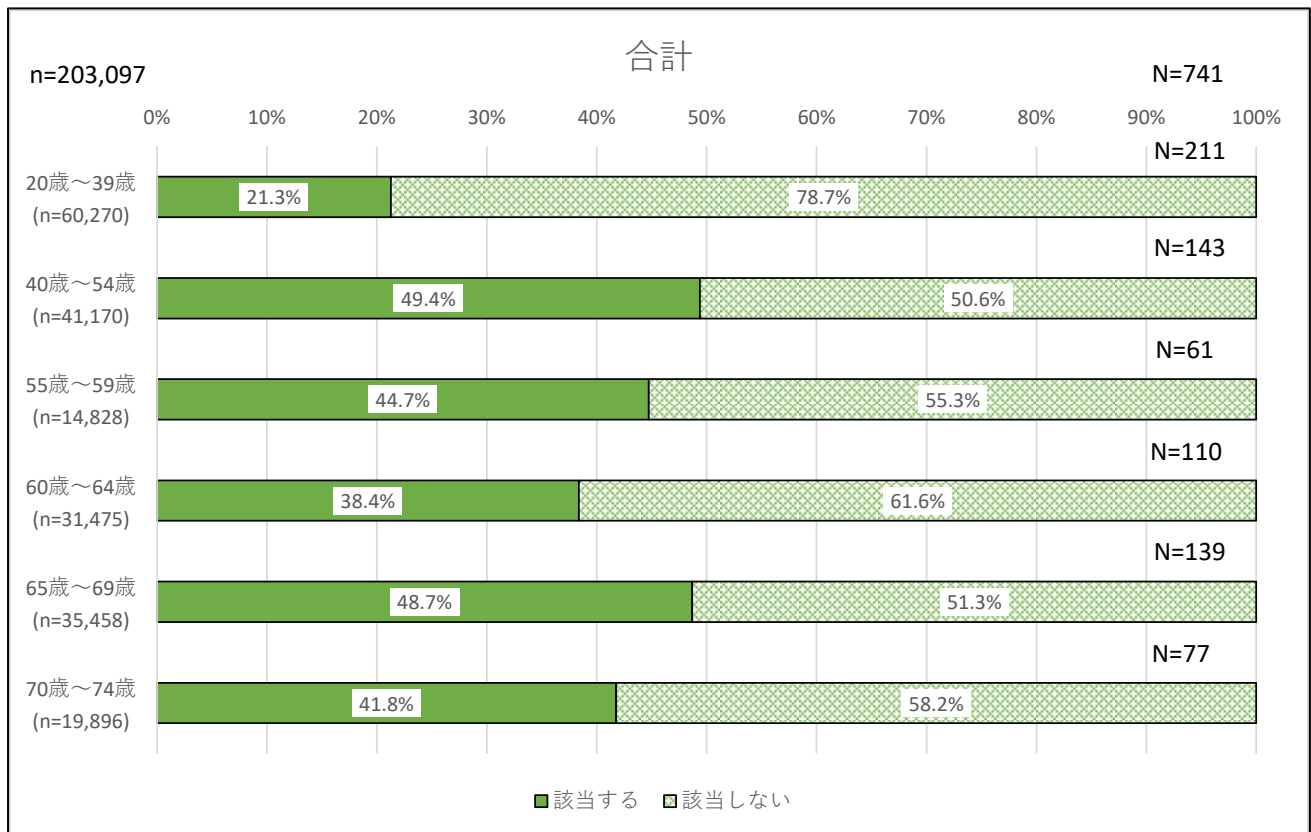
図表 16: (潜在的)国民年金第1号被保険者 仕事なしの者(就業希望者)について、
すぐに仕事につけない者の割合(続き)



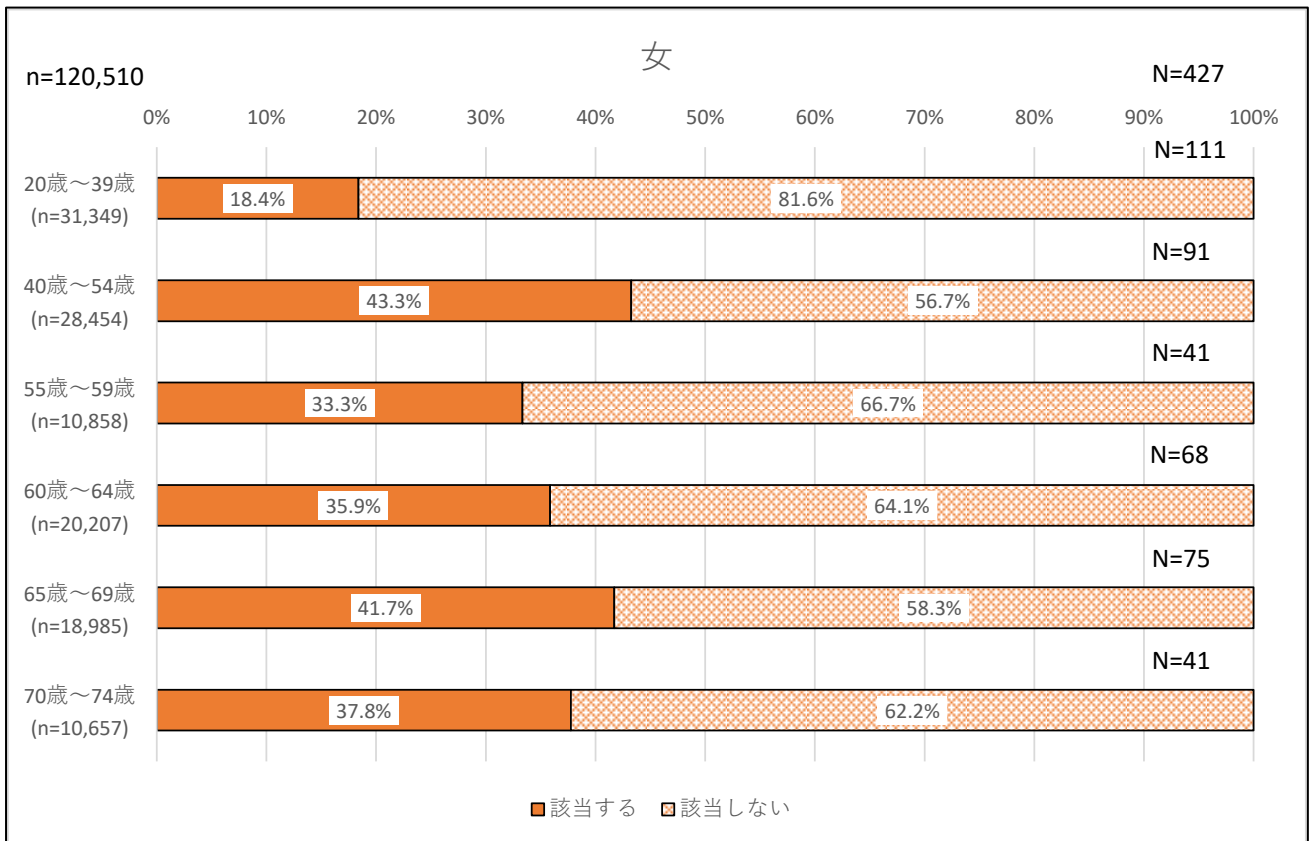
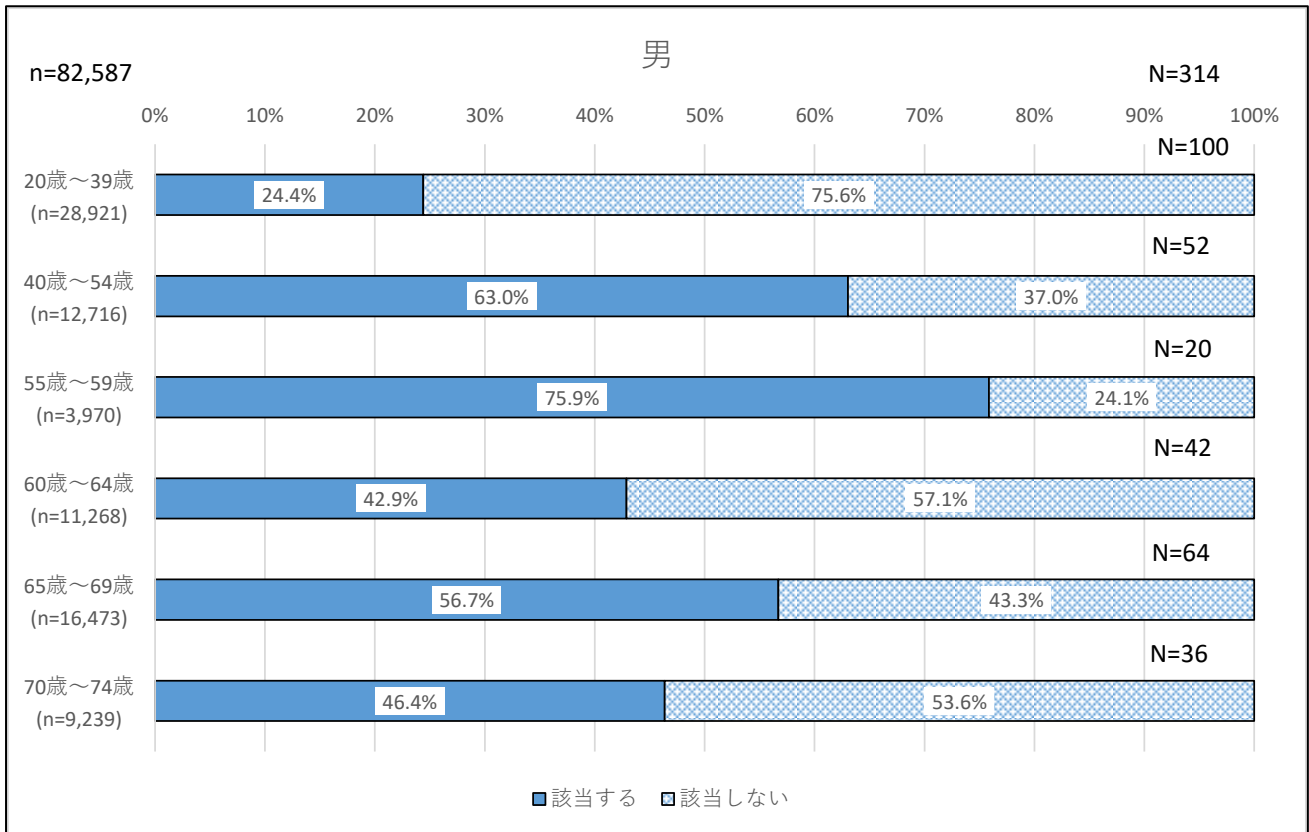
図表 17 は、国民年金第1号被保険者のうち「仕事なしの者のうち就業を希望しており、すぐに仕事につけない者」について、仕事につけない理由（複数回答可）として「健康に自信がない」を選択した割合を見たものである（60歳以上は潜在的国民年金第1号被保険者）。

男女計で見ると50歳代後半で44.7%、60歳代前半で38.4%、60歳代後半で48.7%が選択していた。男性は「健康に自信がない」を選択した割合が50歳代後半(75.9%)と比較して60歳代前半(42.9%)において大きく減少しており、60歳代後半において再び増加していた。女性は50歳代後半から60歳代前半にかけて年齢階級が上がるにつれて選択した割合が増加していたが、男性ほど大きな年齢ごとの違いは見られなかった。

図表 17: (潜在的)国民年金第1号被保険者 仕事なしの者(就業希望者)かつ
すぐに仕事につけない者について、理由が「健康に自信がない」の割合



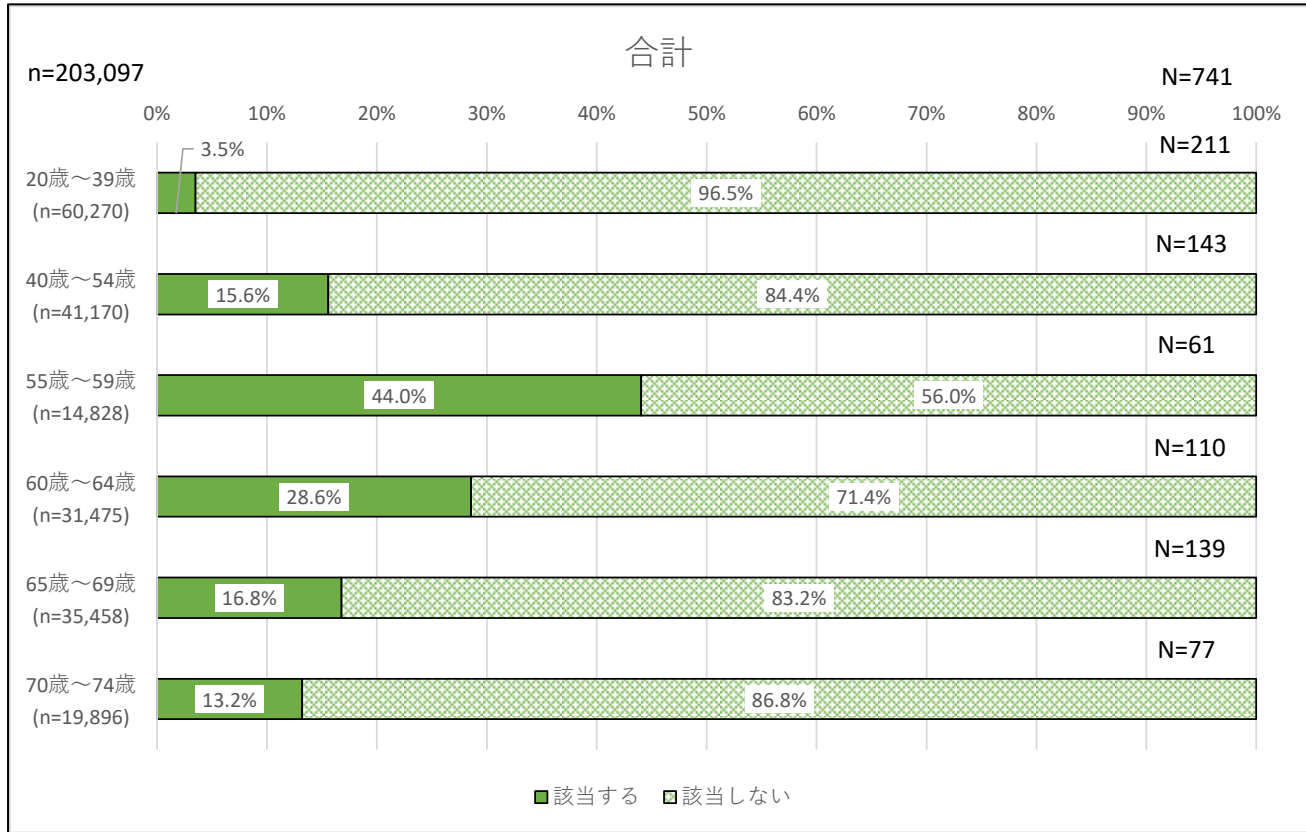
図表 17: (潜在的)国民年金第1号被保険者 仕事なしの者(就業希望者)かつ
すぐに仕事につけない者について、理由が「健康に自信がない」の割合(続き)



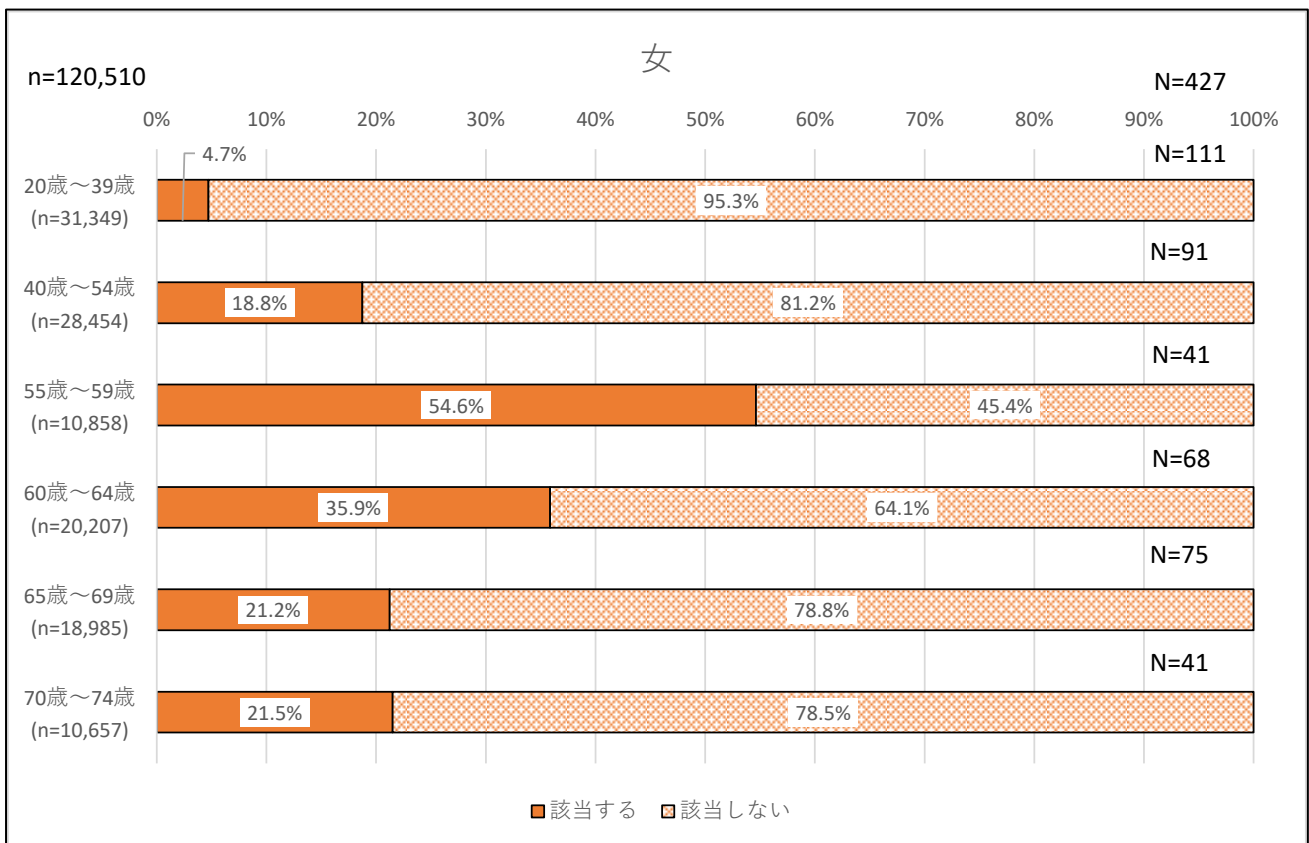
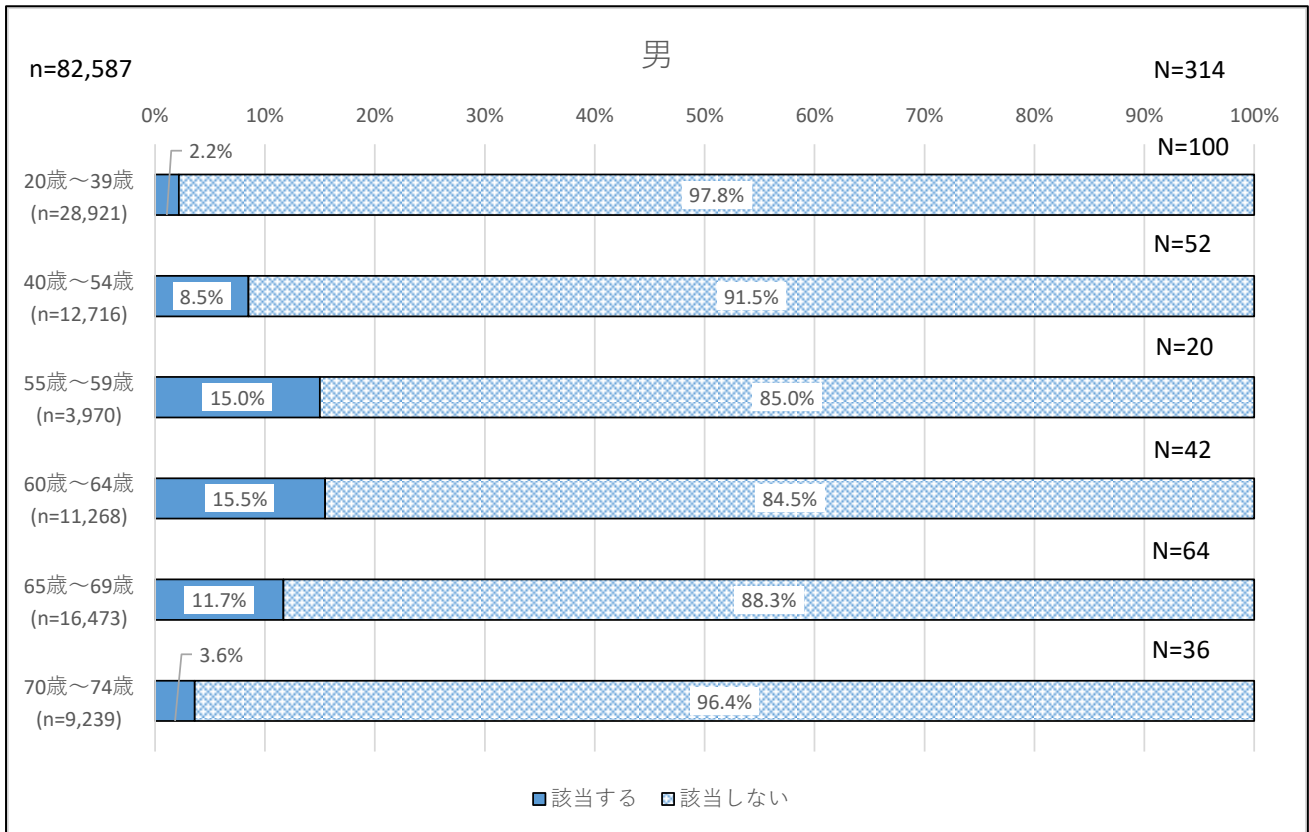
図表 18 は、国民年金第1号被保険者のうち「仕事なしの者のうち就業を希望しており、すぐに仕事につけない者」について、仕事につけない理由（複数回答可）として「介護・看病のため」を選択した割合を見たものである（60歳以上は潜在的国民年金第1号被保険者）。

男女計で見ると50歳代後半で44.0%、60歳代前半で28.6%、60歳代後半で16.8%が選択していた。男女を比較すると、同年齢帯では男性よりも女性の方が「介護・看病のため」を選択した割合が高かった。

図表 18: (潜在的)国民年金第1号被保険者 仕事なしの者(就業希望者)かつ
すぐに仕事につけない者について、理由が「介護・看病のため」の割合



図表 18: (潜在的)国民年金第1号被保険者 仕事なしの者(就業希望者)かつ
すぐに仕事につけない者について、理由が「介護・看病のため」の割合(続き)



(5) 第3節の小括

第3節では潜在的免除該当率が年齢によって高くなる要因として、働き方と健康状態について考察した。

まず、働き方については、年齢階級が上がるにつれて(潜在的)国民年金第1号被保険者のうち無職者割合の増大が見られた。とりわけ、50歳代後半から60歳代前半にかけて引退する者が多いものと思われる。

次に有業者であっても稼働所得は年齢が上がるにつれて低くなる傾向にあることが明らかになった。この有業者の稼働所得の年齢にともなう低下傾向は自営業者、雇用者ともに当てはまる。これは、50歳代後半から60歳代後半にかけて、稼働所得や雇用所得の比較的高い雇人ありの自営業者の割合と正規の雇用者の割合が下がっていることが一因になっていると推測される。

最後に健康状態については、主観的健康状態は年齢が上がってもあまり変わらなかった。他方で、健康上の問題で何らかの日常生活に影響がある者の割合は、年齢階級が上がるにつれて微増する傾向にあるものの、50歳代後半から60歳代後半についてはあまり変化がないことが分かった。こうしたことから、50歳代後半から60歳代後半に至るまでの間、健康状態の変化が高齢者の有職率や働き方の変化に与える影響は比較的小さいものと考えられる。

それでも、50歳代後半から60歳代前半においても、就業希望があるにもかかわらず健康を理由に仕事に就けない人は一定数いることが分かった。また、介護により仕事に就けない人は特に女性で割合が多かった。高齢者雇用の進展を踏まえた年金制度の対応については、こうした者の状況を見極めて検討を進める必要である。

4. 60歳代前半の潜在的免除該当者の状況

免除に該当するかどうかは、本人の所得だけでなく、配偶者や世帯主の所得も免除基準の要件となるため、免除該当状況は世帯類型によっても異なるものと考えられる。

第4節では、潜在的免除該当率は世帯類型によって、実際にどの程度異なっているのかを確認する。60歳代前半の潜在的免除該当者について、配偶者の有無、子の有無、世帯構造ごとの違いを分析する。

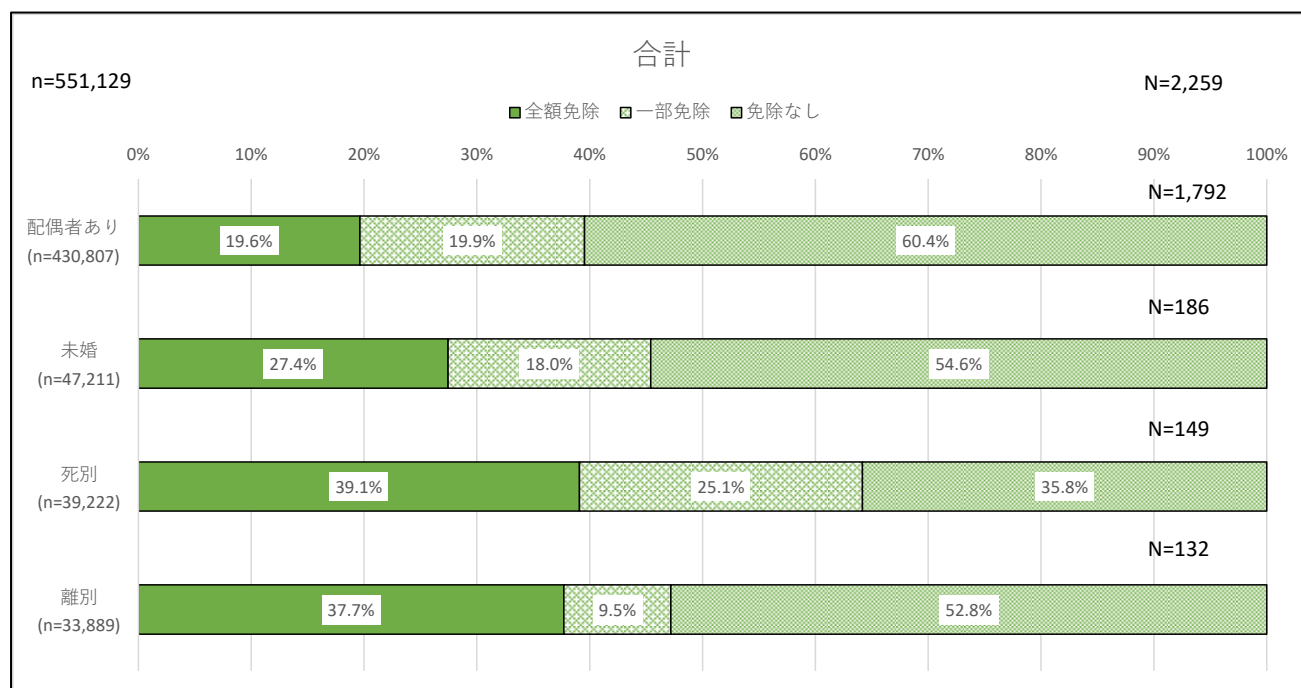
(1) 配偶者の有無

図表 19 は、配偶者の有無別に、60歳代前半の潜在的国民年金第1号被保険者の免除状況を見たものである。

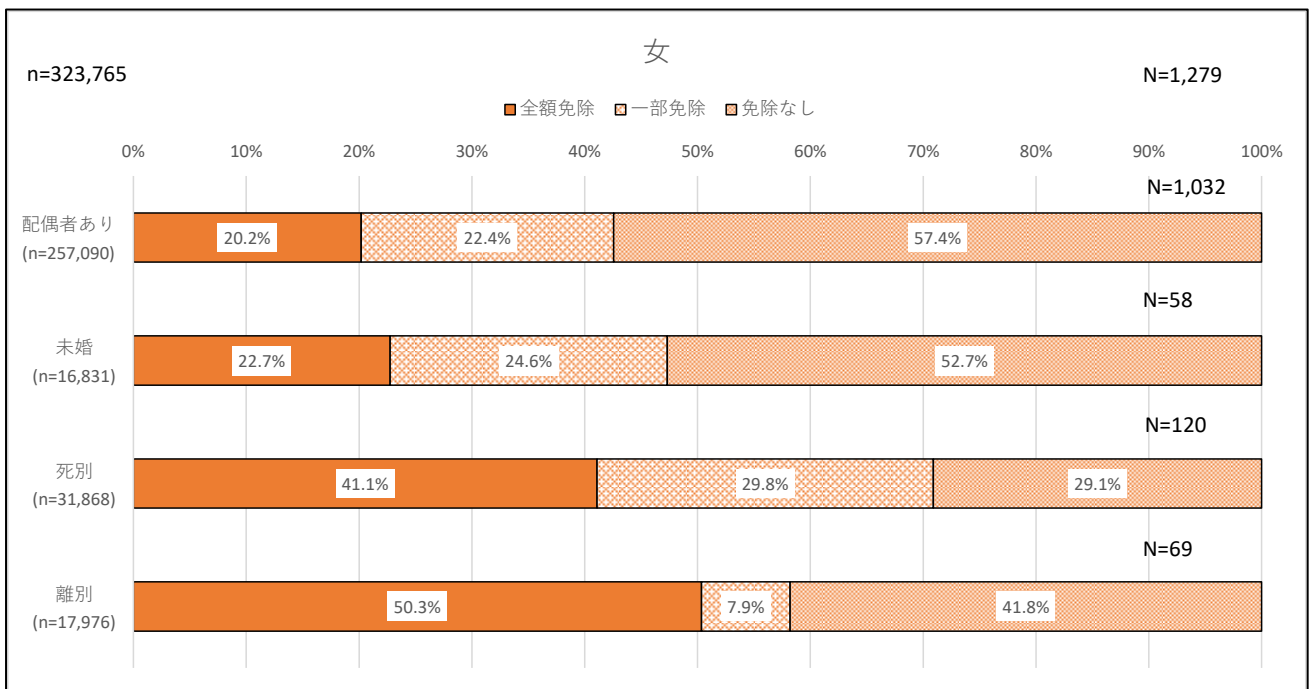
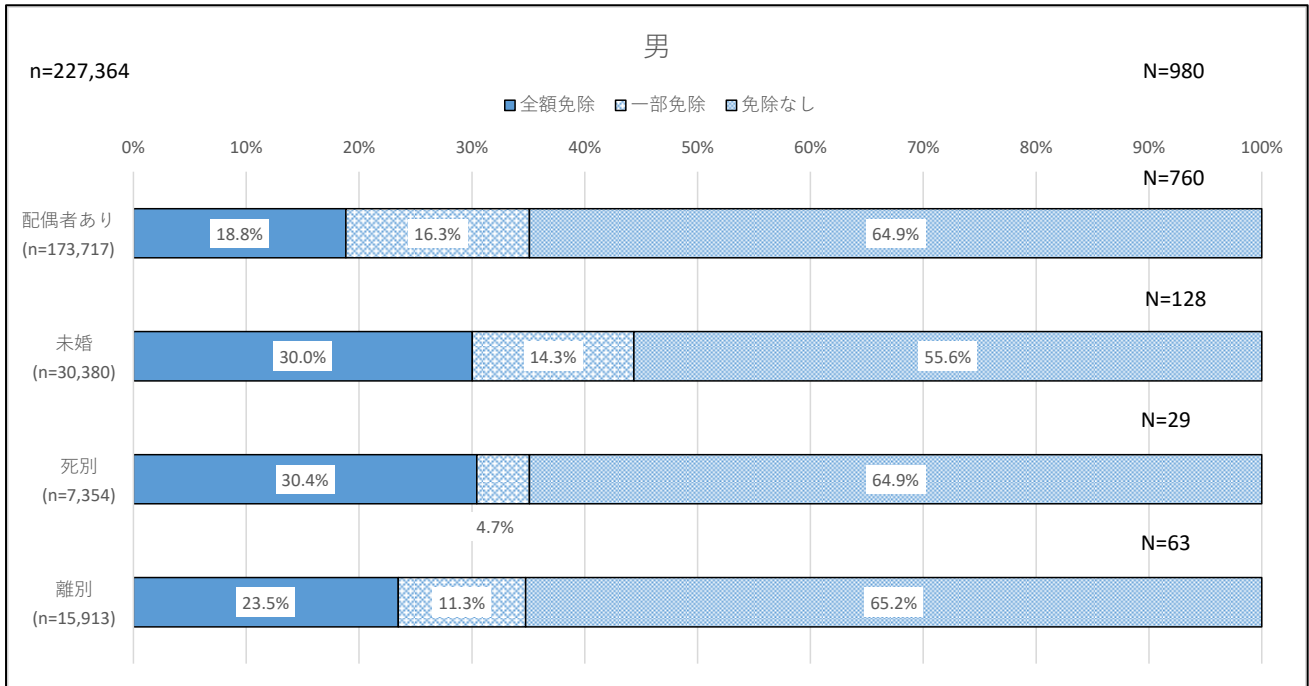
男女計、男性、女性ともに配偶者なし(未婚、死別、離婚)の方が配偶者ありよりも免除該当率、全額免除該当率は高かった。具体的には、男女計の全額免除該当率で見ると、配偶者ありは19.6%、未婚は27.4%、死別は39.1%、離別は37.7%であった。

女性の死別、離別の免除該当率は他の類型よりも際立って高くなっていた。全額免除該当率で見ると、女性の死別は41.1%、離別は50.3%、免除該当率で見ると、女性の死別は70.9%、離別は58.2%となっていた。配偶者と離別や死別した女性が世帯内の稼ぎ手を失い、潜在的免除該当者となっていると考えられる。

図表 19: 60歳代前半における配偶者の有無別
(潜在的)国民年金第1号被保険者の状況



図表 19: 60 歳代前半における配偶者の有無別
(潜在的)国民年金第1号被保険者の状況(続き)

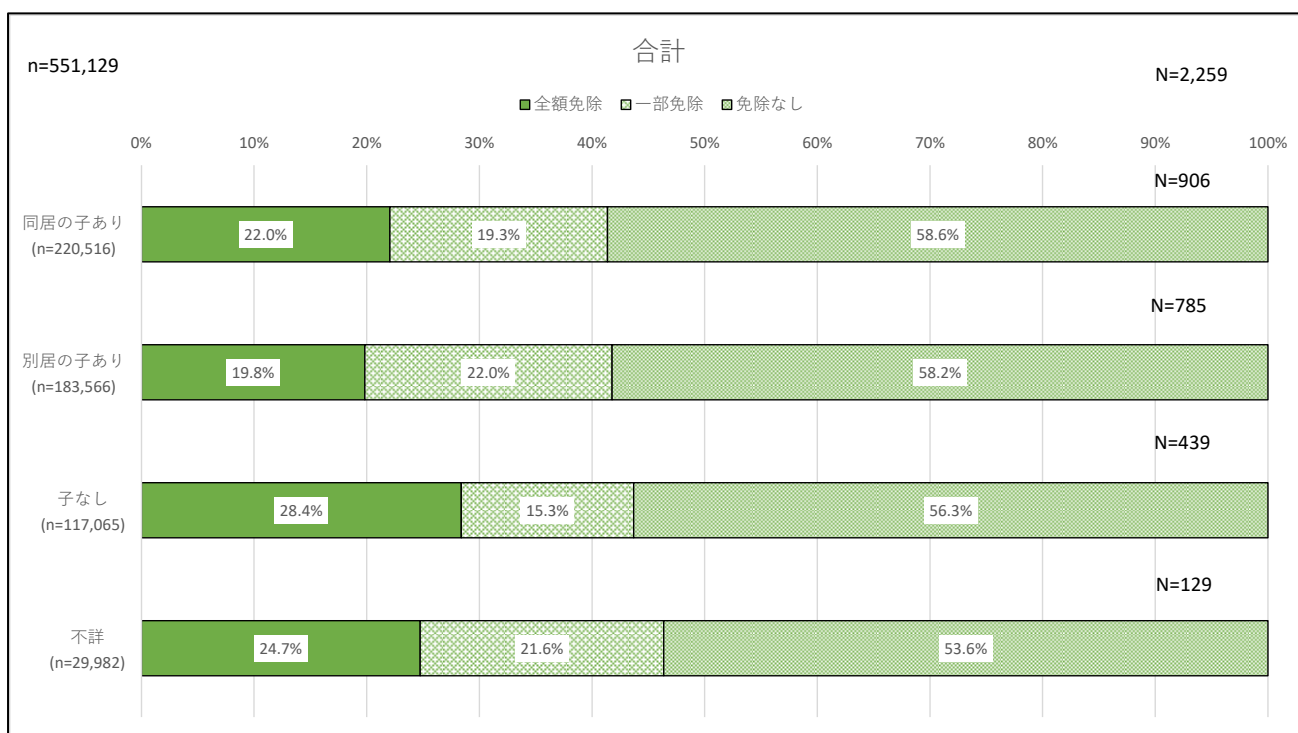


(2) 子の有無

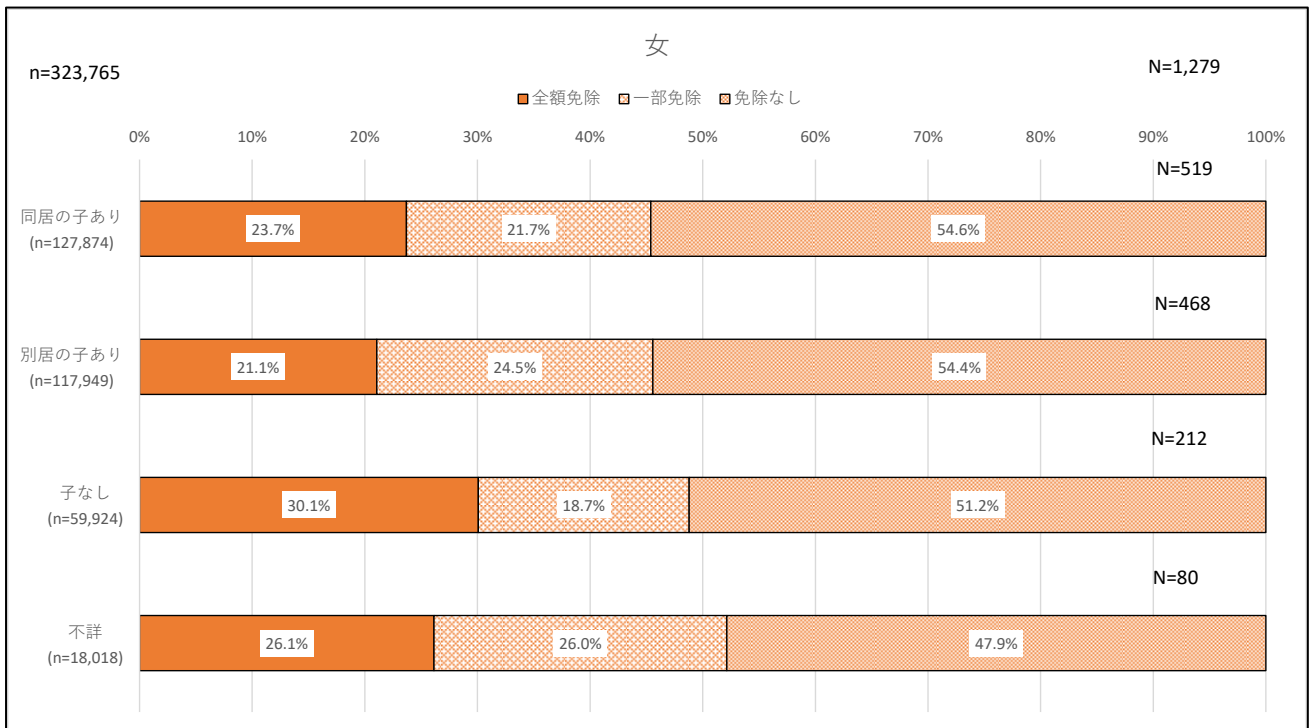
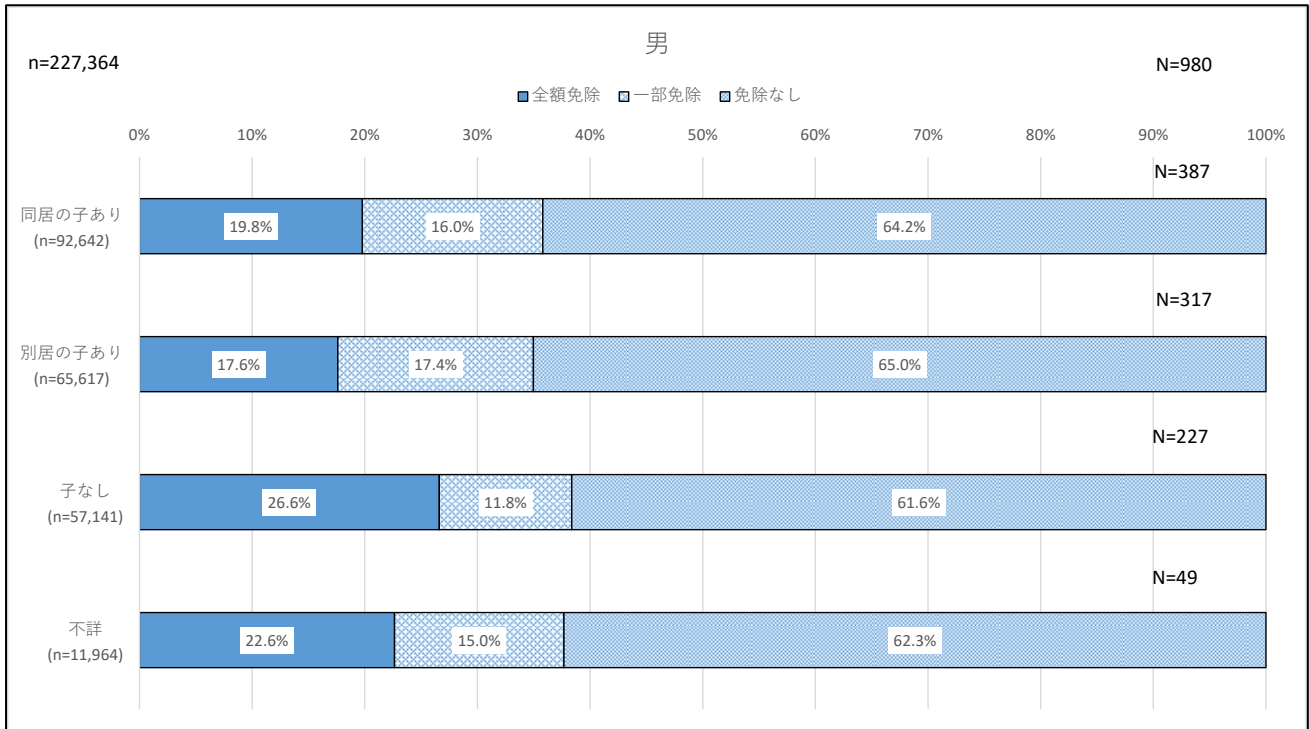
図表 20 は、子の有無別に、60 歳代前半の潜在的国民年金第1号被保険者の免除状況を見たものである。

男女計、男性、女性ともに子なしの方が子あり(同居の子あり、別居の子あり)よりも免除該当率、全額免除該当率が高かった。具体的には、男女計の全額免除該当率で見ると、同居の子ありは 22.0%、別居の子ありは 19.8%、子なしは 28.4%となっていた。経済的に子を持ってなかった世帯が引き続き低所得に留まっていることが想定されるが、こうした世帯は子の扶養や支援を受けられず、免除該当となる蓋然性が高いと考えられる。

図表 20: 60 歳代前半の(潜在的)国民年金第1号被保険者に対する
子の有無の分類別の割合



図表 20: 60 歳代前半の(潜在的)国民年金第1号被保険者に対する
子の有無の分類別の割合(続き)



(3) 世帯構造

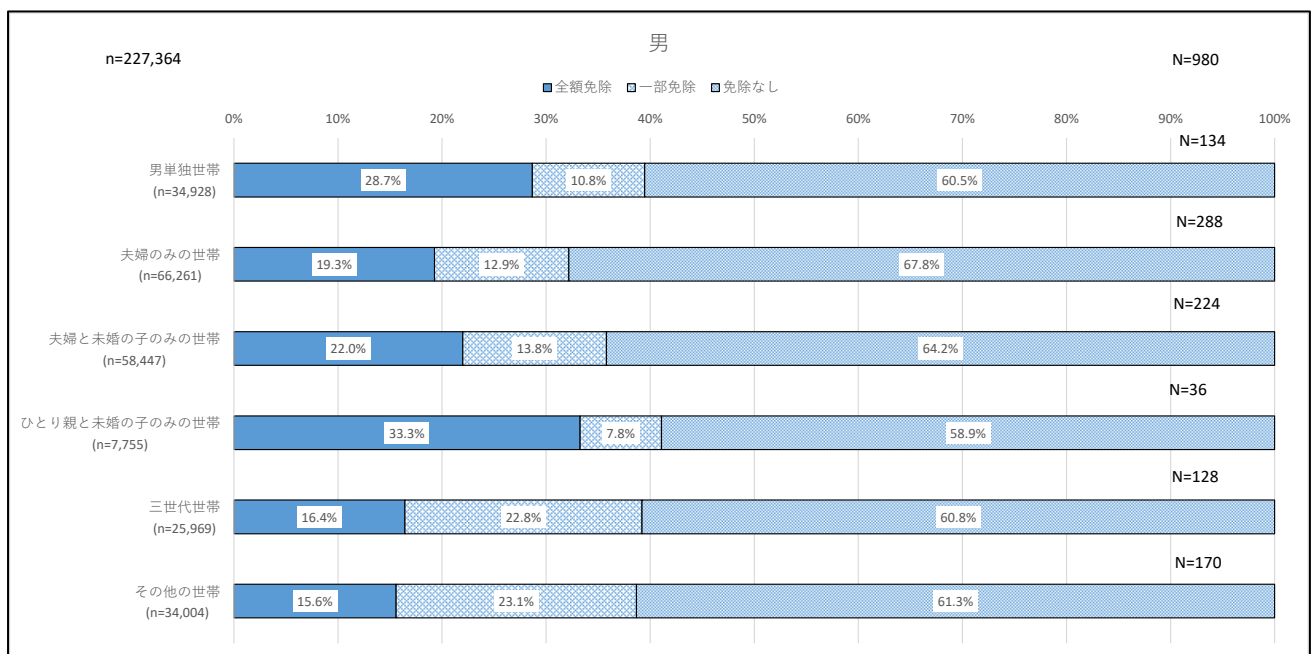
図表 21 は、世帯構造別に、60 歳代前半の潜在的国民年金第1号被保険者の免除状況を見たものである。

男単独世帯、女単独世帯、ひとり親と未婚の子のみの世帯で全額免除該当率が高かった。具体的には男単独世帯では 28.7%、女単独世帯では 41.6%、男性ひとり親と未婚の子のみの世帯では 33.3%、女性ひとり親と未婚の子のみの世帯では 34.9%となっており、それ以外の類型では概ね 2 割であった。

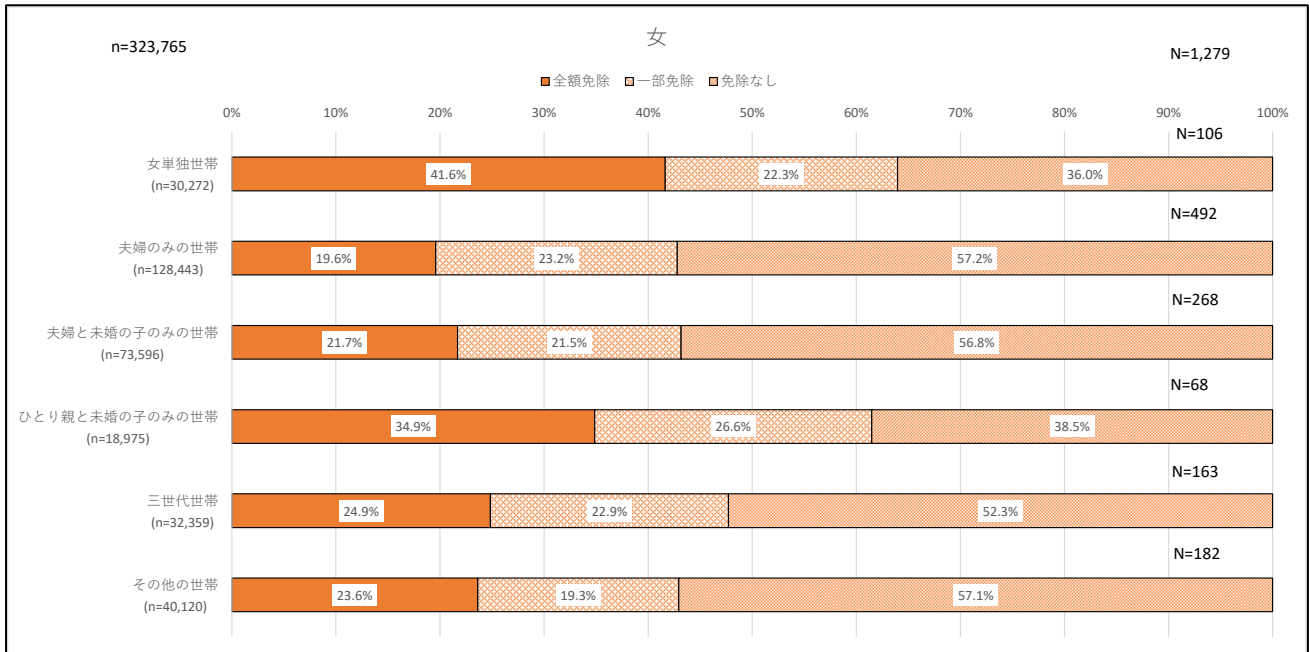
男単独世帯、女単独世帯、ひとり親と未婚の子のみの世帯について免除該当率を見ると、男単独世帯は 39.5%であるのに対して、女単独世帯では 63.9%、女性ひとり親と未婚の子のみの世帯では 61.5%となっており、特に高くなっていた。

ひとり親と未婚の子のみの世帯については男女差が大きく、男性では 41.1%なのに対して、女性では 61.5%であった。

図表 21:60 歳代前半における世帯構造別
(潜在的)国民年金第1号被保険者の免除状況



図表 21:60 歳代前半における世帯構造別
(潜在的)国民年金第1号被保険者の免除状況(続き)



(4) 第4節の小括

第4節では、潜在的免除該当率は世帯類型等によって、どの程度異なっているのかを確認した。そのために60歳代前半の潜在的免除該当者について、配偶者の有無、子の有無、世帯類型ごとの違いを分析した。

分析の結果、①配偶者なし、子なしの者は、そうでない者に比べて免除該当率が高いこと、②配偶者なしの者の中でも、女性の死別、離別の免除該当率は他の類型よりも際立って高くなっていること、③男単独世帯、女単独世帯、ひとり親と未婚の子のみの世帯で全額免除該当率が高いこと、④女単独世帯、ひとり親と未婚の子のみの世帯で免除該当率が高いことが分かった。

5. 60歳代前半の潜在的免除該当者の資産状況

同じ所得水準であっても、経済状況は資産や持ち家の状態に応じて様々であると考えられる。資産がある者は所得が低くとも、希望すればその資産を用いることで国民年金の保険料拠出を通じて年金額を増やすことも可能であり、また、将来の長期化する高齢期を見越した備えがあれば問題は少ない。他方で、所得が低く、経済的理由から備えもない人は、保険料免除により相対的に基礎年金額が少なくなることの影響を受けやすく、平均寿命が長期化する中で、年金による保障を特に及ぼすべき人たちであると考えられる。また、持ち家がない場合は住居費として賃貸料を払うことになるため、同じ額の保険料拠出であっても、その負担の度合いが異なってくる。

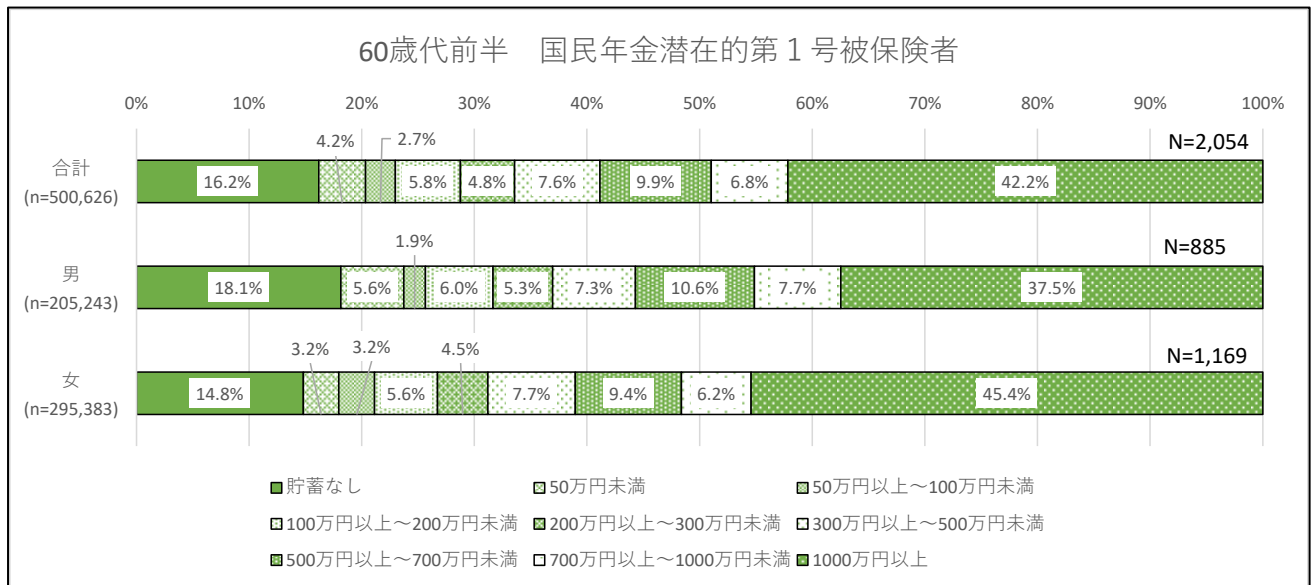
こうした観点から、第5節では、60歳代前半の潜在的免除該当者について、60歳代前半の潜在的な第1号被保険者の傾向と比較しながら、資産額の状況と持ち家の状況を分析する。

(1) 資産額の状況

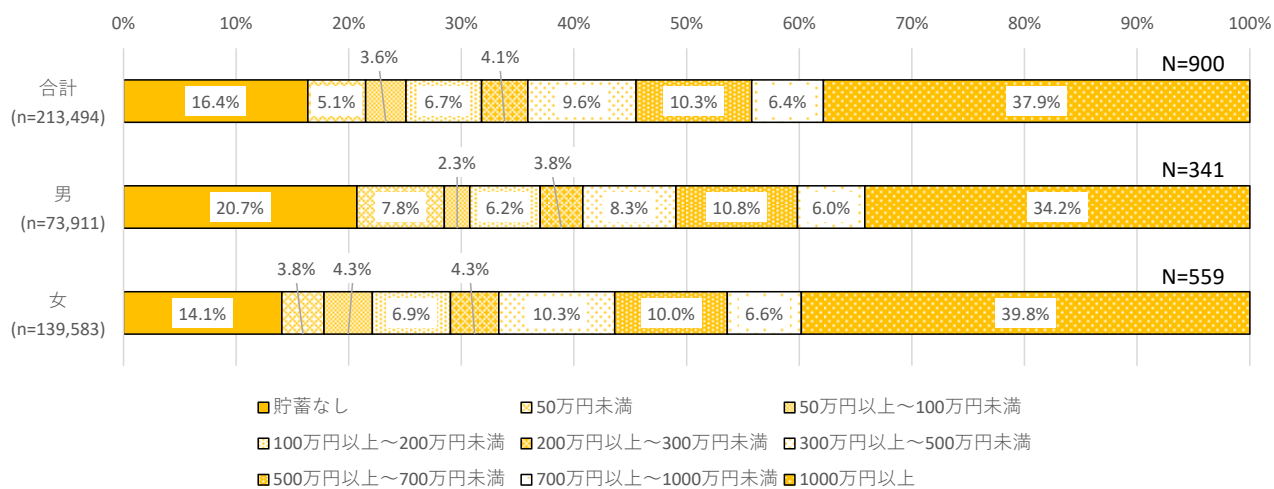
図表22～図表24は、60歳代前半の潜在的国民年金第1号被保険者及び潜在的免除該当者の資産額の状況を見たものである。図表22では貯蓄額を、図表23では貯蓄額を世帯員数で割った一人あたり貯蓄額を、図表24では貯蓄額を世帯員数の平方根で割った等価貯蓄額を用いて集計している。

図表22によると、貯蓄額は潜在的国民年金第1号被保険者と潜在的免除該当者の間で、大きな傾向の差は見られなかった。潜在的免除該当者について見ると、1,000万円以上の貯蓄額がある者が約4割であった。

図表 22: 貯蓄額の状況※貯蓄額不詳、貯蓄有無不詳は除く

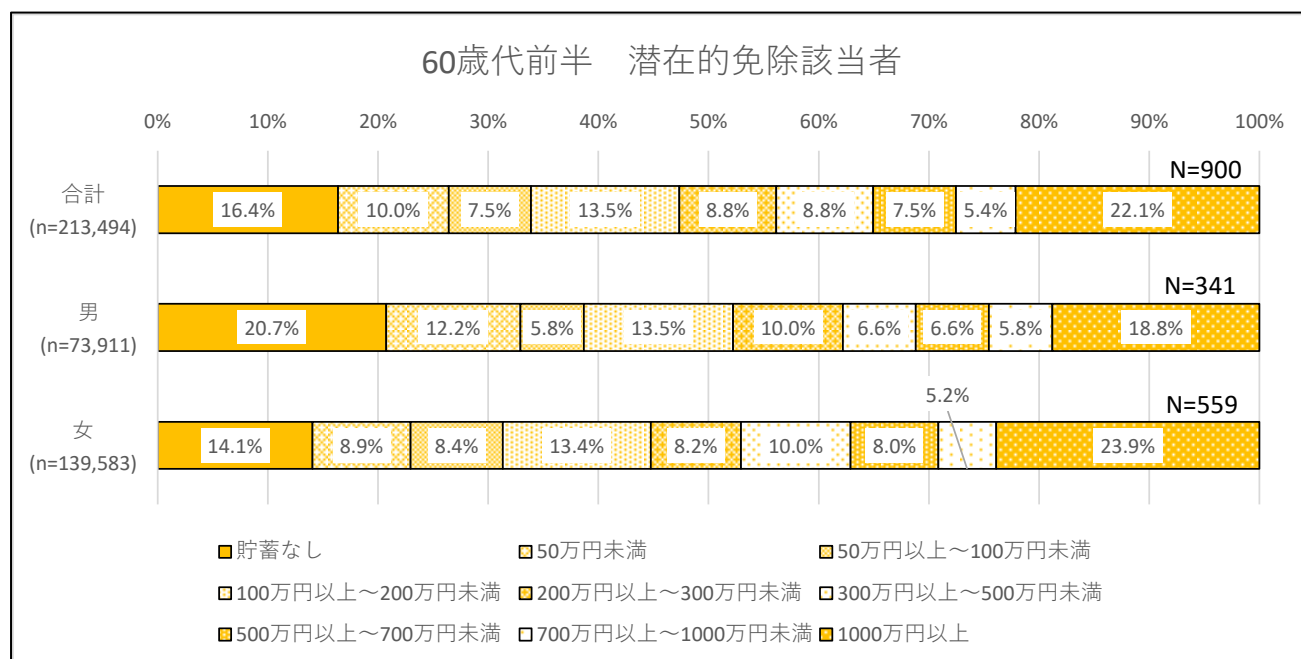
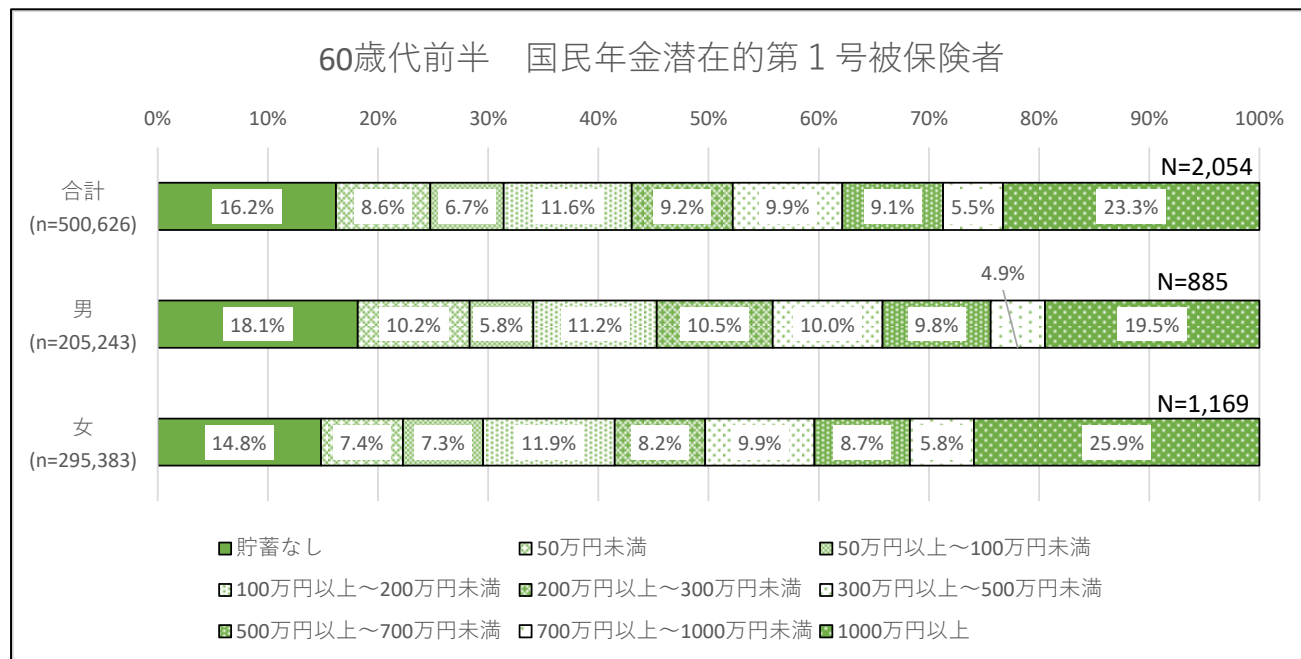


60歳代前半 潜在的免除該当者



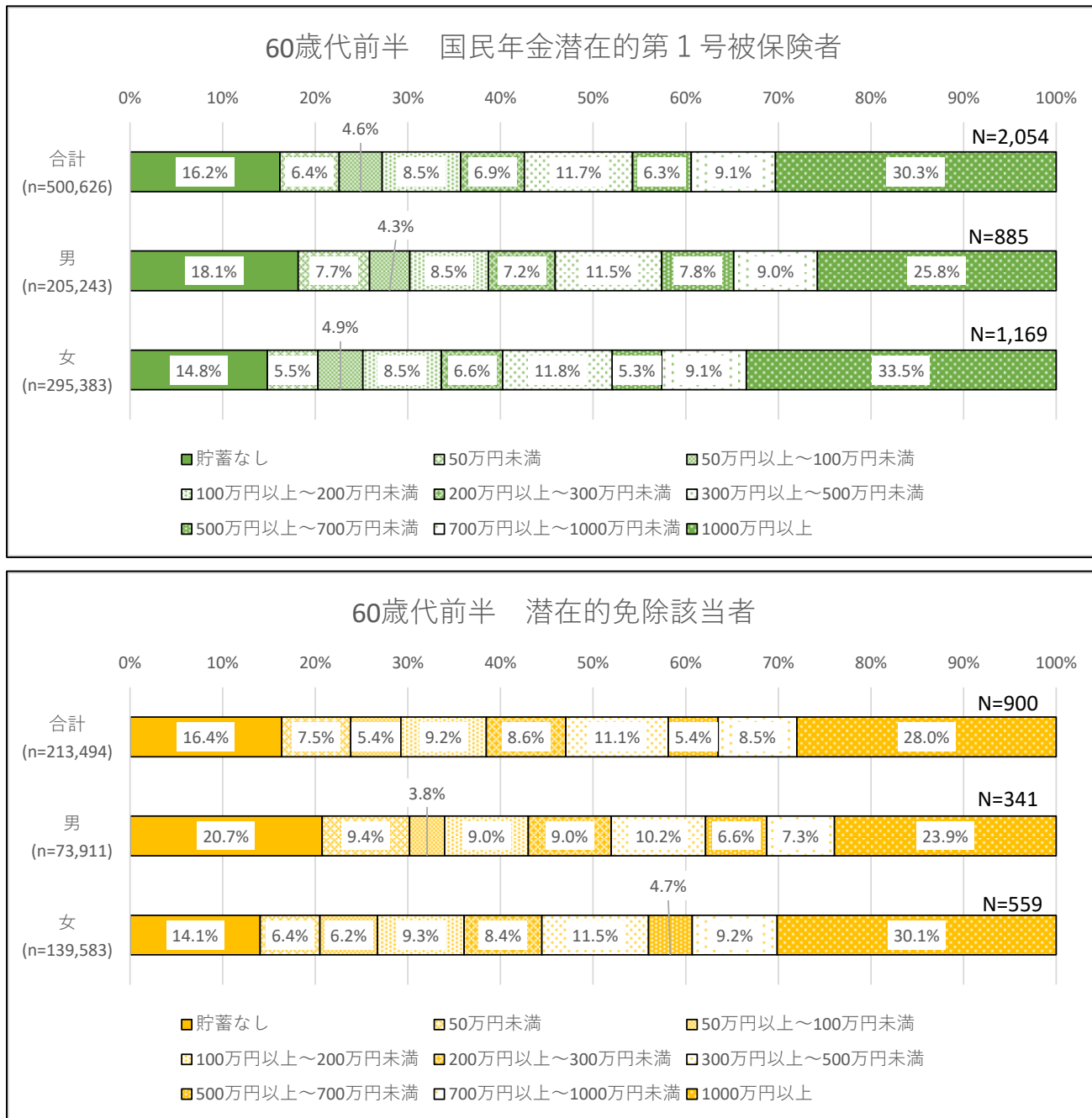
図表 23 によると、男女計の一人当たり貯蓄額については、貯蓄なしから 200 万円未満までの各階級において潜在的国民年金第 1 号被保険者のほうが潜在的免除該当者よりも割合が小さかった。逆に 200 万円以上の各階級においては潜在的国民年金第 1 号被保険者のほうが潜在的免除該当者よりも割合が大きかった。

図表 23:貯蓄額の状況 一人当たり貯蓄額の状況※貯蓄額不詳、貯蓄有無不詳は除く



図表 24 によると、男女計の等価貯蓄額についても、一人当たり貯蓄額の状況と同様の傾向が見られた。貯蓄なしから 300 万円未満までの各階級において潜在的国民年金第 1 号被保険者のほうが潜在的免除該当者よりも割合が小さかった。逆に 300 万円以上の各階級においては潜在的国民年金第 1 号被保険者のほうが潜在的免除該当者よりも割合が大きかった。

図表 24: 貯蓄額の状況 等価貯蓄額の状況※貯蓄額不詳、貯蓄有無不詳は除く

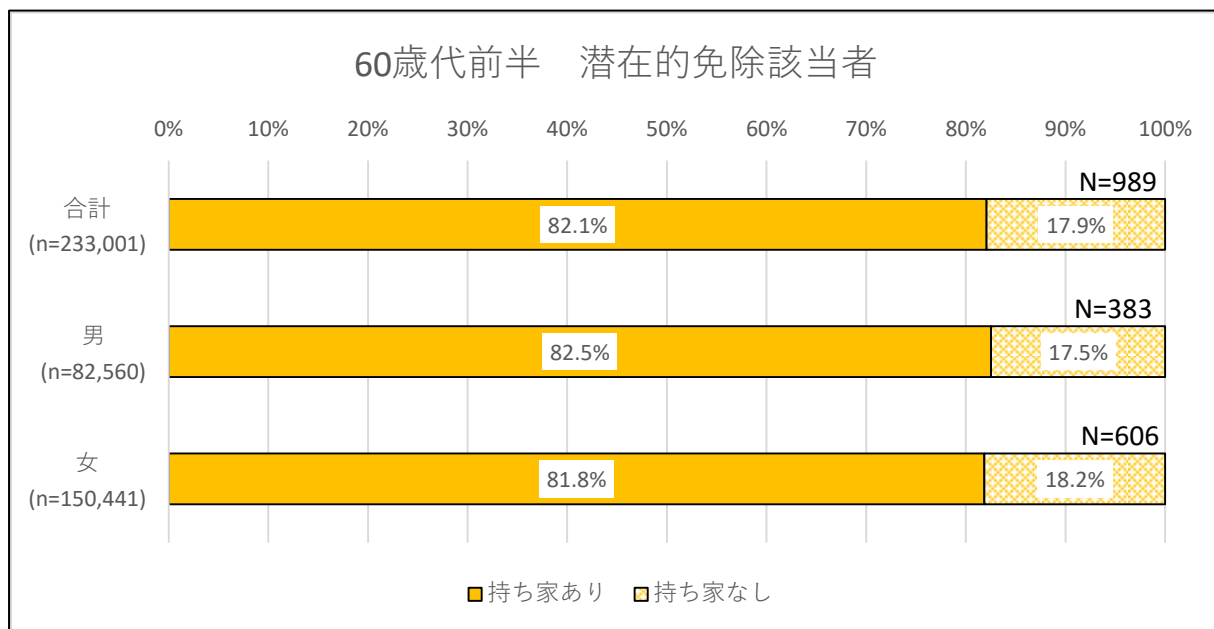
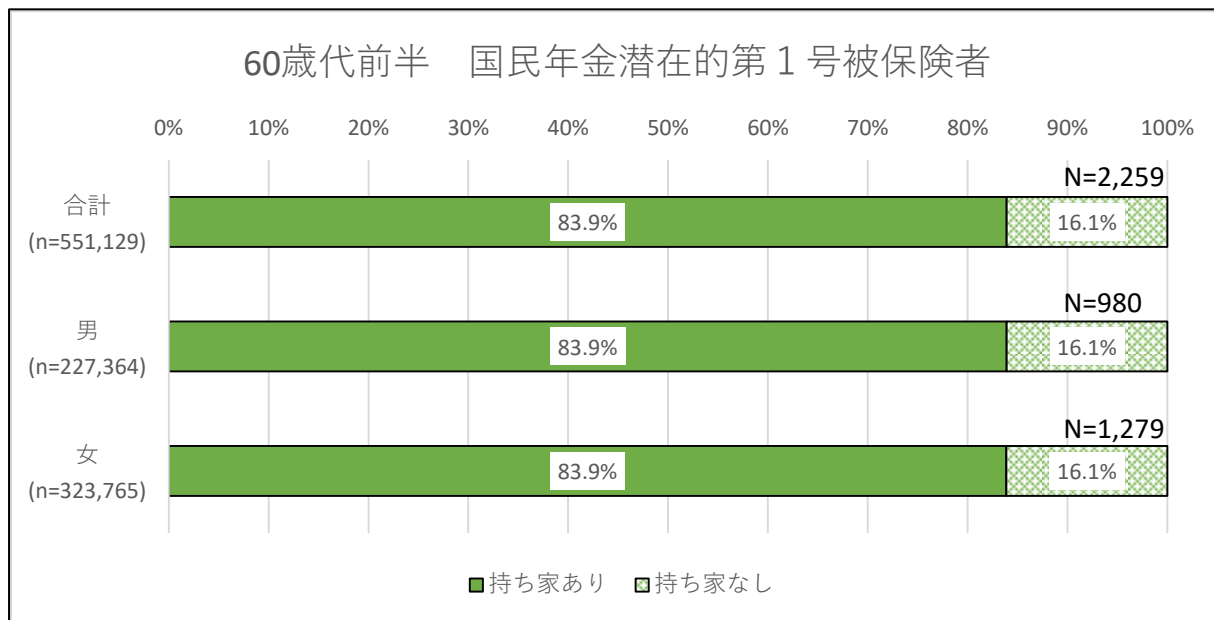


(2) 持ち家の状況

図表 25 は、60 歳代前半の潜在的国民年金第1号被保険者及び潜在的免除該当者の持ち家の状況を見たものである。

潜在的国民年金第1号被保険者、潜在的免除該当者ともに、男女計、男性、女性ともに、持ち家ありが約8割、持ち家なしが約2割であった。

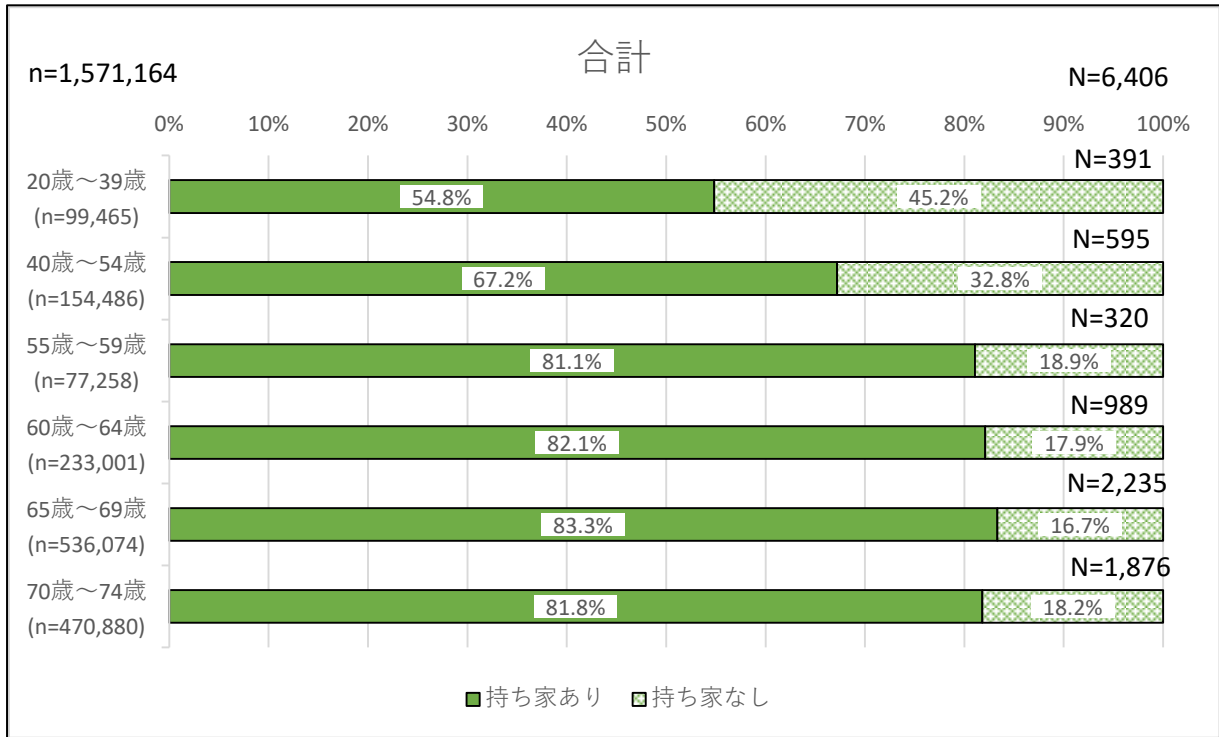
図表 25: 持ち家の状況



図表 26 は、年齢階級ごとの潜在的免除該当者の持ち家の状況を見たものである。

20 歳～39 歳では持ち家ありの割合は 54.8% であるのに対して、50 歳代後半以降の持ち家ありの割合は約 8 割で年齢階級による大きな差はなかった。

図表 26: 年齢別 持ち家の状況



(3) 第5節の小括

第5節では、60 歳代前半の潜在的免除該当者の中に、どの程度備え(資産)のない人がいるかを探るため、資産額の状況と持ち家の状況を分析した。結果、資産額が 1000 万円を超える者も一定割合いること、国民年金第 1 号被保険者と同様に持ち家率は約 8 割であることが分かった。

6. 厚生年金の適用拡大にかかる影響

高齢者雇用の進展により、60歳代前半の雇用者が増加しているが、従来の勤務時間要件である4分の3要件⁸を満たさないため、被用者でありながら厚生年金に加入できない者がいる。2016年10月より施行されている厚生年金保険の適用拡大⁹は、この4分の3要件で見ていた厚生年金の適用範囲を拡大することで、被用者が厚生年金被保険者となるハードルを下げる効果がある。60歳代前半の潜在的免除該当の雇用者が厚生年金に加入した場合、所得にかかわらず、加入期間は基礎年金の計算上国民年金保険料満額納付と同じく扱われ、さらに報酬比例の厚生年金が支給されることになるため、年金保障を厚くすることにつながる。

更に、令和2年5月に成立した年金改正法¹⁰においては、企業規模要件が段階的に引き下げられることとなっており、2022年10月から100人超の企業に勤務する短時間労働者に対して、2024年10月から50人超の企業に勤務する短時間労働者に対して、厚生年金の適用拡大が行われることとなっている。厚生年金の適用拡大により、どの程度の潜在的免除該当の雇用者が厚生年金加入になるかを知ることは重要である。

本節では、60歳代前半の潜在的免除該当の雇用者について、適用拡大の賃金要件や勤務時間要件を満たす者の割合を分析する。なお、本研究で使用している平成28年国民生活基礎調査の調査時点は2016年6月であるため適用拡大の施行前であり、集計結果には適用拡大の影響は反映されていない。

(1) 潜在的免除該当者に占める雇用者の割合

図表27-1は、潜在的免除該当者に占める雇用者の割合を示したものである。50歳代後半では42.2%、60歳代前半では49.5%、60歳代後半では37.2%となっており、60歳代前半においてその割合が比較的高くなっている。適用拡大の潜在的免除該当者に与える影響は60歳代前半において最も大きくなることが窺える。

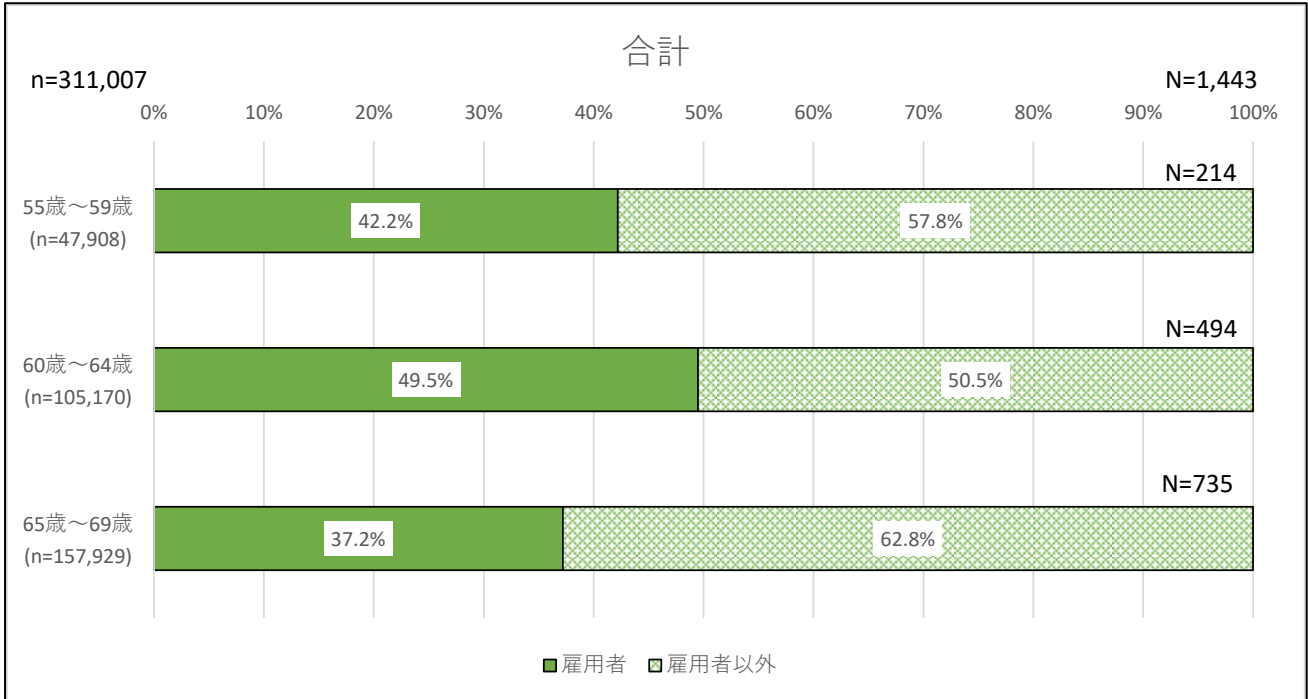
また図表28-2は男性の潜在的免除該当者に占める雇用者の割合、図表27-3は女性の潜在的免除該当者に占める雇用者の割合を示したものである。男女ともに、60歳代前半において雇用者の割合が高くなっている。特に、男性においては、50歳代後半では19.6%、60歳代前半では35.1%となっており、50歳代後半から60歳代前半にかけて潜在的免除該当者に占める雇用者の割合が大きく上昇していることが分かる。

⁸ 1日又は1週の所定労働時間及び1月の所定労働日数が通常の労働者のおおむね4分の3以上であること。2016年10月より、1週の所定労働時間及び1月の所定労働日数が通常の労働者の4分の3以上であることという取扱いとなっている。

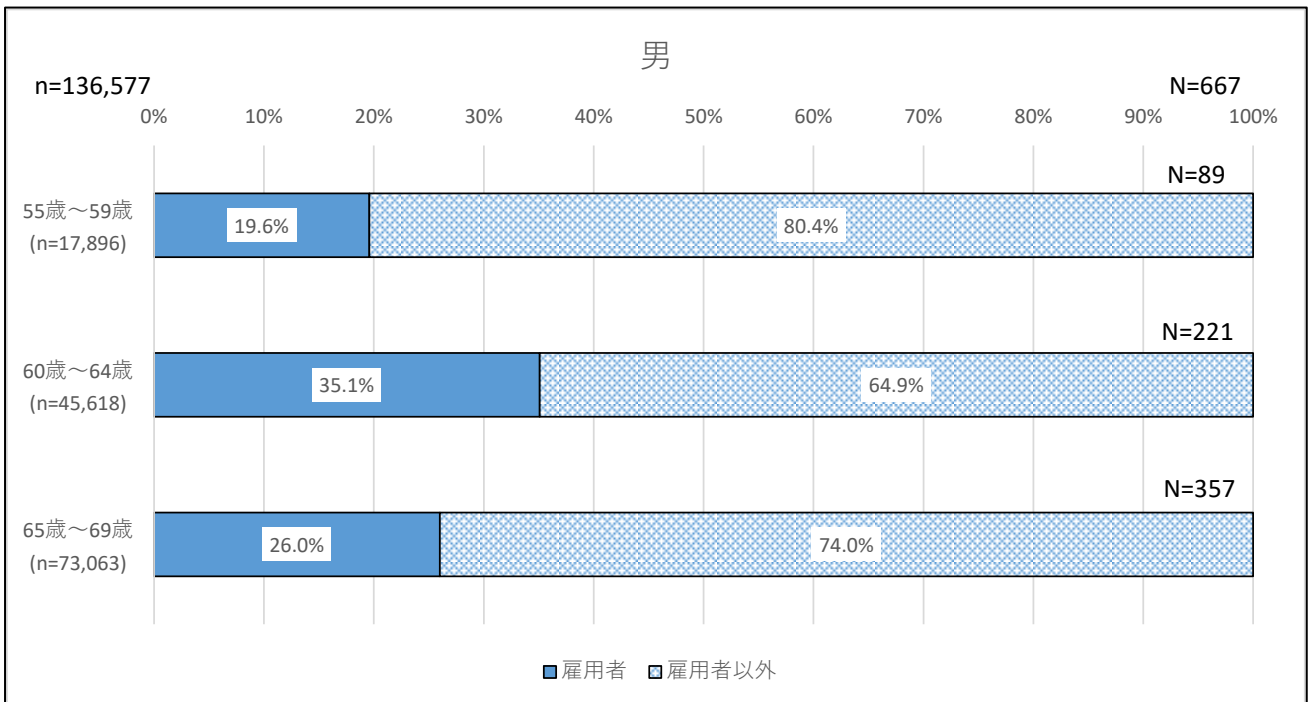
⁹ 被保険者数500人超企業における義務的な適用拡大(2016年10月施行)の対象者は①週労働時間20時間以上、②月額賃金8.8万円以上、③勤務期間1年以上見込み、④学生でない、の4要件を満たす者。被保険者数500人以下企業における任意の適用拡大(2017年4月施行)については、対象者の要件は被保険者数500人超企業と同じだが、制度導入には労使合意が必要である。なお、企業規模は、4分の3要件で見たときの厚生年金被保険者数で見ることとなっている。

¹⁰ 企業規模要件に加えて、勤務期間1年以上見込みの要件も撤廃されることとなった。勤務時間要件、賃金要件、学生でないことについては、引き続き維持される。

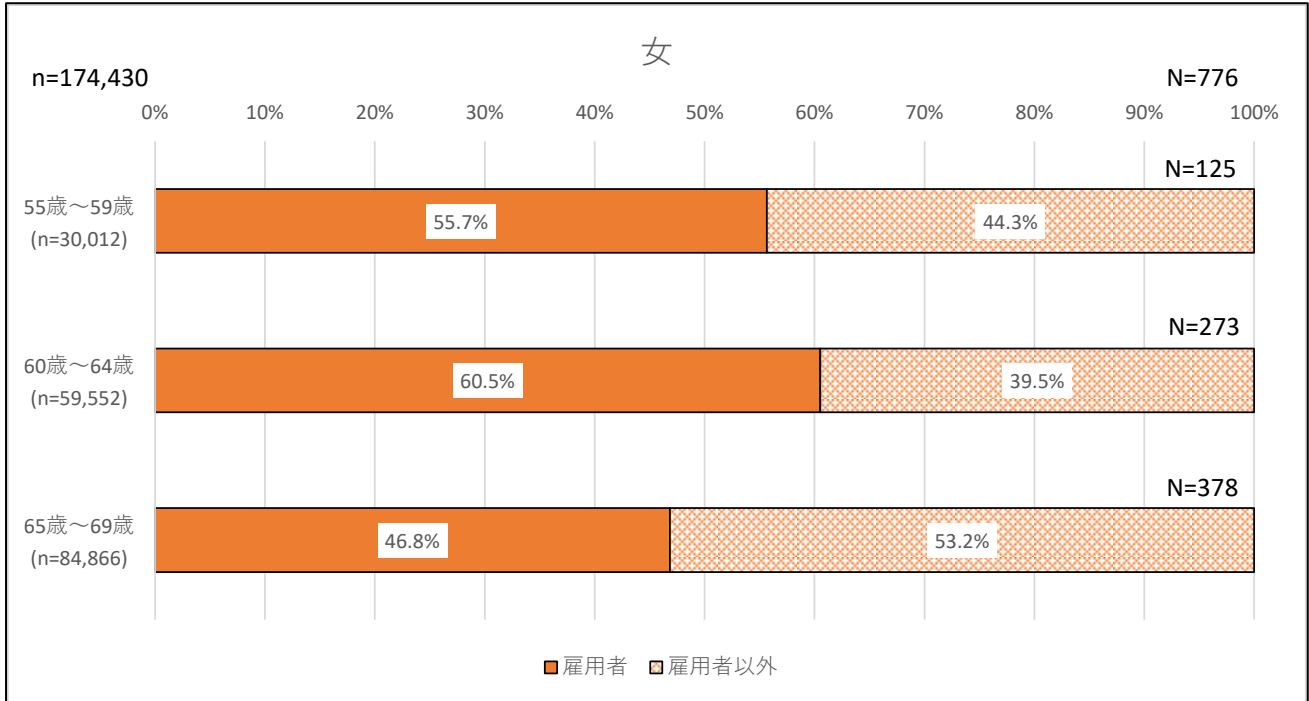
図表 27-1:潜在的免除該当者の雇用者割合 合計



図表 27-2:潜在的免除該当者の雇用者割合 男

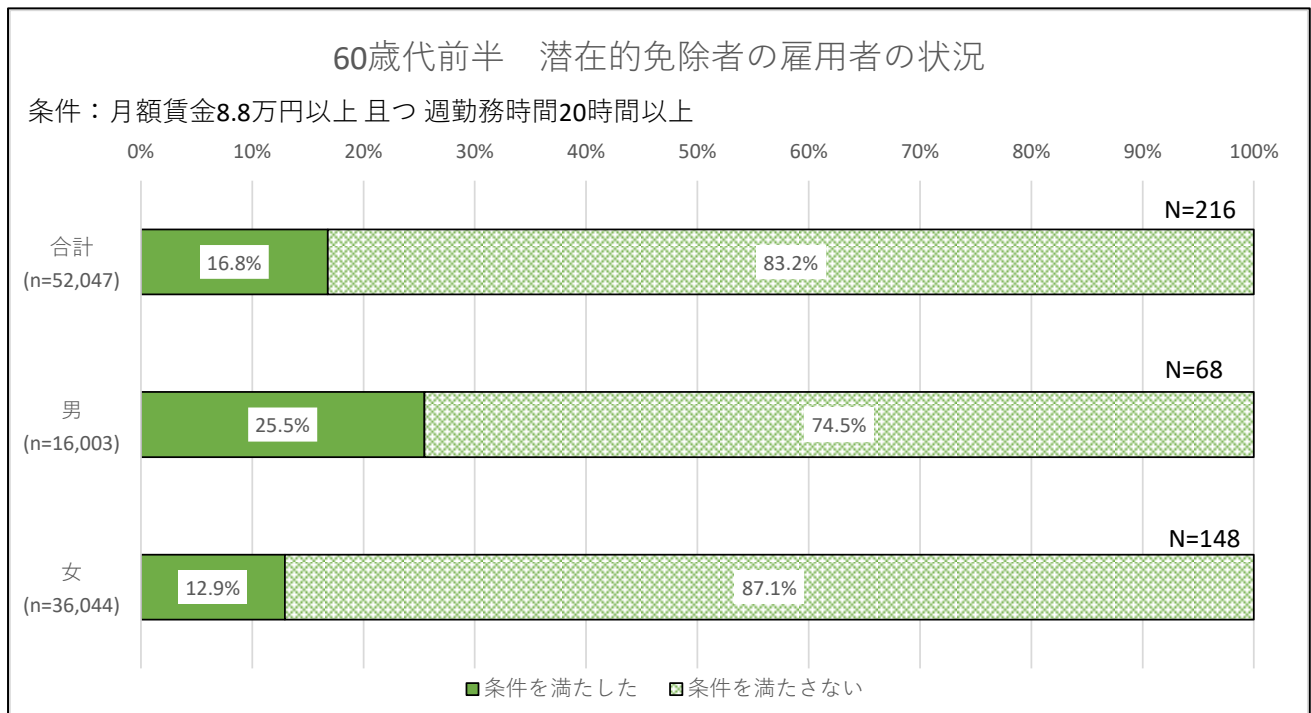


図表 27-3: 潜在的免除該当者の雇用者割合 女

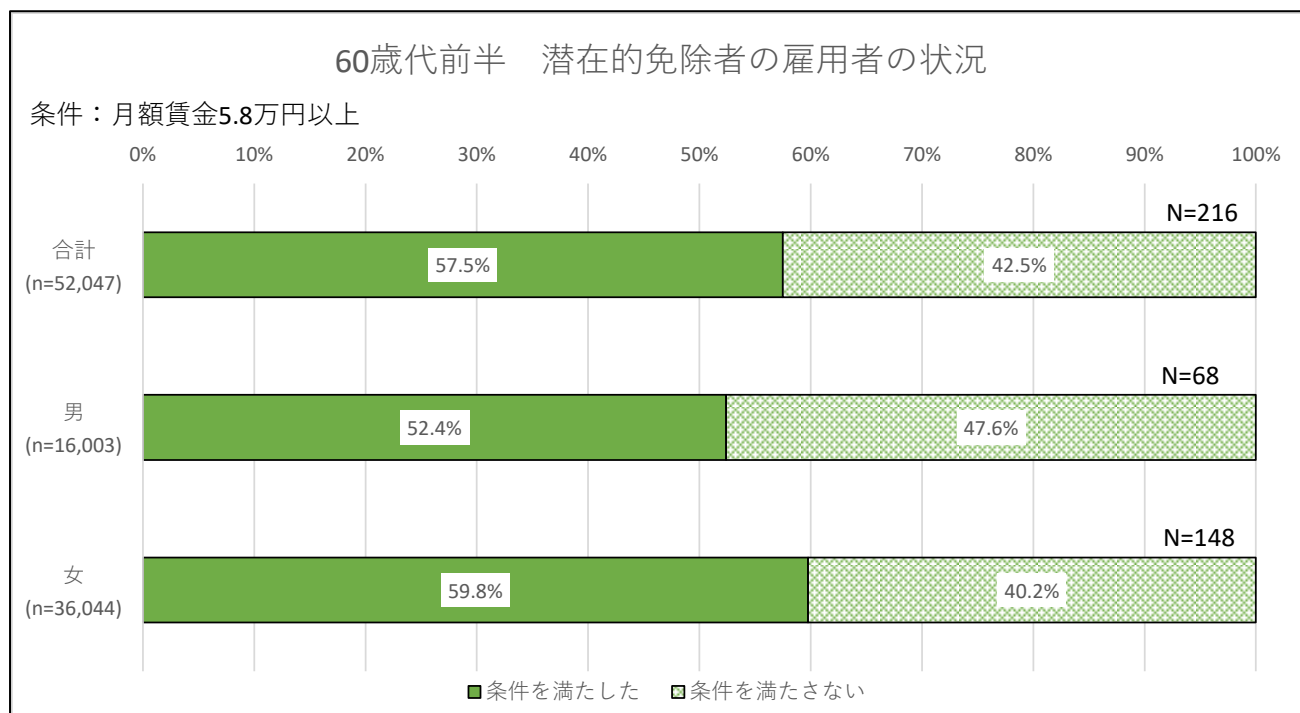


60 歳代前半の潜在的免除該当の雇用者のうち、図表 28-1 は①月額賃金 8.8 万円以上且つ週労働時間 20 時間以上の者の割合、図表 28-2 は②月額賃金 5.8 万円以上の者の割合を集計した。ここで、②の条件は 2019 年財政検証のオプション試算 A③「月額賃金 5.8 万円以上の者」に対応するものである。図表 28-1、図表 28-2 は、60 歳代前半の潜在的免除該当の雇用者に対する厚生年金の適用拡大の影響を見たものである。条件を満たした者は、①の条件では男女計で 16.8%、男性では 25.5%、女性では 12.9%であった。一方、②の条件では男女計で 57.5%、男性で 52.4%、女性で 59.8%であった。

図表 28-1: 60 歳代前半潜在的免除該当者の雇用者
月額賃金 8.8 万円以上且つ週労働時間 20 時間以上の者の状況



図表 28-2: 60 歳代前半潜在的免除該当者の雇用者 月額賃金 5.8 万円以上の者の状況



第 6 節の小括

第 6 節では、60 歳代前半の潜在的免除該当の雇用者について、適用拡大の賃金要件や勤務時間要件を満たす者の割合を分析した。

厚生年金の適用拡大により、潜在的免除該当となっている雇用者の一定割合が厚生年金に加入すると見込まれる事が分かった。特に潜在的免除該当者に占める雇用者の割合は約半数と、前後の年齢帯と比べて 60 歳代前半で高く、60 歳代前半への適用拡大の効果の大きさが窺い知れる。また、適用拡大の条件を月額賃金 5.8 万円以上の者とした場合、その割合は月額賃金 8.8 万円以上且つ週労働時間 20 時間以上の者とした場合に比べて、格段に増加することが分かった。

2016 年 10 月からの適用拡大で既に厚生年金被保険者となっている者に加えて、今後の更なる適用拡大により厚生年金被保険者となる潜在的免除該当の雇用者の割合が一層増えることが見込まれる。

7. 結論

本研究では、国民年金の(潜在的)免除該当者とみなす条件を定義し、国民生活基礎調査の個票を利用して、国民年金の加入期間が延長された場合に、(潜在的)免除該当者に該当する者たちの状況を確認した。特に2019年財政検証のオプション試算におけるオプションB-①(基礎年金の保険料拠出期間を延長した場合)の制度改正が行われた場合において、60歳代前半が新たに基礎年金の保険料拠出期間となることから、60歳代前半に着目して就業状況や健康状態について分析するとともに、留意すべき層について政策的含意を得ることを目指した。

(潜在的)国民年金免除該当者の割合は年齢が上がるにつれて、高くなる傾向にあることが確認できた。その傾向の要因としては、50歳代後半から60歳代後半において無職の者の割合が増加すること、有業者の稼働所得が低下することが考えられる。一方で、健康状態は、主観的な健康状態にしても、日常生活への影響にしても、必ずしも年齢によって大きくは変わらない。従って、年齢による健康状態の変化が高齢者の就業の妨げとなる度合いは限定的と考えられる。このことから、高齢者雇用の進展や現役世代との待遇の均等化が進めば、現在無職となっている者の労働市場への残留や参加、有職者の稼働所得低下の抑制につながるものと考えられ、特に勤務時間や稼働所得が現役期に近づくことにより、勤務時間要件である4分の3要件を満たして厚生年金に加入する者が増え、潜在的国民年金第1号被保険者になる者であっても免除該当でなくなることが見込まれる。ただし、就業希望であっても健康や介護を理由に仕事に就けない者は一定数いることから、健康や介護を理由に仕事に就けない者への配慮や対応は必要となることに留意する必要がある。

また、適用拡大施行前時点で、60歳代前半の潜在的免除該当者に占める雇用者の割合は約半数と前後の年齢帯と比較して高く、厚生年金の適用拡大により厚生年金被保険者となりうる潜在的免除該当の雇用者が一定割合いることが分かった。仮に現行の企業規模要件を撤廃した場合には、約2割の者が厚生年金に加入し、基礎年金に加えて、厚生年金が受給できるようになる。適用拡大を進めることは、高齢者雇用の進展と相まって、国民年金の加入期間を45年へ延長することにより年金保障を厚くする効果の増大が期待できる。

世帯構造別の集計によって、配偶者なしや子なしの者など、免除該当率が高い人々が確認された。特に、配偶者と死別や離別した女性、世帯構造では「女単独世帯」や「ひとり親と未婚の子のみの世帯」の者における免除該当率が高かった。配偶者なしの世帯、子なし世帯の潜在的免除該当者が多い原因としては、配偶者や勤労世代であろう子の収入に頼れない者が潜在的免除該当者となっていることが考えられる。加えて、単身世帯では規模の経済が働かないこと、家庭内での扶助を受けられないことが考えられる。

60歳代前半の潜在的免除該当者の資産額を調べたところ、資産額が1,000万円を超える者も一定割合いることが分かった。一方で、無職の者が潜在的免除該当者に多いことから、定年後に引退をした無職者が一定割合いると推測される。こうした者は、所得で判断されるところの拠出能力がないものの、高齢期を過ごす資産を準備しているものと考えられ、本人が免除申請を行わなければ、国民年金の保険料拠出を通じた年金額の増額も可能であると考えられる。

60歳代前半の潜在的免除該当者の持ち家率については、潜在的国民年金第1号被保険者と同じく約8割と高く、持ち家率の低い若年者の免除該当者とは異なる経済的状況にあると推測される。他方で、約2割の持ち家のない者は、現在の所得が低く、今後家賃を払っていく必要がある点で、終身受給できる年金保障の要請がより強いものと考えられる。

以上より、国民年金の加入期間延長に当たっては、「女単独世帯」や「ひとり親と未婚の子のみの世帯」といった配偶者や子のいない世帯、また資産の少ない者や持ち家のない者への影響を見極めながら検討を進めていくことが必要である。

参考文献

小山進次郎, 1959, 「国民年金法の解説」

社会保険研究所, 2004, 「年金制度改正の解説」

堀勝洋, 2017, 「年金保険法〔第4版〕」

「平成 28 年度の年金額改定についてお知らせします」厚労省年金局年金課プレスリリース 2016/1/29

<https://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-12502000-Nenkinkyoku-Nenkinka/0000110901.pdf>